

東京都立大学都市研究所・共同研究Ⅰ

「大都市における環境と社会経済システムの再編に関する総合的研究」

市民活動団体調査報告書

——横浜市青葉区・川崎市宮前区周辺を事例として——

2003年10月

はじめに

この報告書は、東京都立大学都市研究所の共同研究の一環として、兼任研究員である玉野和志を中心とした同大学社会科学部社会科学研究科社会学専攻のメンバーによる調査研究報告書である。ここでの報告は、2002年7月から9月にかけて行った市民活動団体にたいする聞き取り調査の結果をまとめたものである。調査は横浜市青葉区および川崎市宮前区に何らかの拠点をもち市民活動団体を対象に行い、結果として18の団体ないし関係者から協力をえることができた。ご協力をいただいた団体および関係者の方々には、ここに改めてお礼を申し上げたい。またいずれの方々にもきわめて懇切丁寧なその活動内容についてご説明をいただき、そのすべてがわれわれには非常に興味深いものであった。それらは単にわれわれの研究上の関心だけではなく、実際に様々な市民活動に従事する人々にとっても価値のあるものと判断し、不十分ながらもこのようなかたちでまとめることを考えた次第である。ただし残念ながら、ご協力をいただいた18団体のうち、1つの団体については当事者の申し出によりこの報告書への掲載を見送ることになった。このきわめて簡単な報告書が、何らかの参考に供されるとするならば、われわれとして望外の喜びである。

なお、実際に個々の団体に聞き取り調査を行い、その内容を報告としてまとめてくれたのは、社会学専攻に属する大学院生の諸君である。ほとんどのメンバーが何らかのインタビュー調査の経験をもっていたとはいえ、思わぬ取り違いや誤解が含まれているやもしれない。一応当事者の了解はいただいているとはいえ、全体の責任はあくまでこれを統括した玉野にあるので、ご指導・ご指摘をいただければ幸いである。実際の調査ならびに市民活動団体のリストアップと整理にあたってくれた院生諸氏については、以下にその氏名を挙げることで労に報いたい。

石川良子, 神長 唯, 篠原直人, 高木竜輔, 中西泰子, 福田友子, 三橋弘次, 柳 信寛

また、いうまでもないことではあるが、調査の過程では実に多くの方々にお世話になった。ひとりひとりのお名前を挙げることはできないが、ここに改めて心より感謝の意を表したい。

都立大学人文学部社会学科
助教授 玉野 和志

目 次

はじめに

I 調査の意図と課題

II 宮前・青葉地区における市民活動の多様な展開

1. 高齢者介護に関する市民活動

1. 地域福祉サービス ぐみの家
2. 老人介護グループ さわらび会
3. ぐるうぶ あざみ野
4. グループ たすけあい
5. すずの会

2. 子育てに関する市民活動

1. 宮前区子育てネットワーク カンガルークラブ

3. 障害者福祉に関する市民活動

1. オンブズパーソン活動を支える市民組織 福祉ネットワークみやまえ
2. 青葉バリアフリーサポート21
3. 脳外傷友の会ナナ

4. 国際交流に関する市民活動

1. みどり日本語の会
2. 宮前日本語ボランティアの会
3. KFV (川崎外国人市民ボランティア)

5. 環境問題に関する市民活動

1. 宮前環境フォーラム
2. プルトニウムフリーコミュニケーション, ソフトエネルギープロジェクト
3. 日本捨猫防止会, 神奈川捨猫防止会

6. 住民運動に関する市民活動

1. 川崎公害病友の会, 川崎公害患者と家族の会
2. 住民自治のまちづくりセンター こむて21

III 市民活動団体調査の知見と考察

調査の意図と課題

玉野 和志

1. 研究の経緯

はじめに、この調査研究が取り組まれた背景について説明しておきたい。今回の調査はわれわれの研究会がこれまで継続的に取り組んできた研究の延長線上で行われたものである。われわれは大都市における地域社会研究の一環として、川崎市とこれに隣接して広がる横浜市の地域を対象とした社会学的な調査研究を継続してきた。特にこの地域に注目した理由は2つある。ひとつはこの地域が大都市東京の郊外住宅地区として、町田市なども含めて早くから特徴ある住民活動を生み出してきた地域として知られていたことである。横浜市の飛鳥田市政や川崎市の伊藤市政に代表されるように、この地域はいわゆる革新自治体としての歴史をもち、その後もしばしば先進的な政策を打ち出す自治体として全国的に注目を集めてきた。われわれはそのような住民活動や自治体政策を生み出してきたこの地域の社会学的な背景を知りたいと考えた。もうひとつはこの地域が単なる東京の郊外住宅地というだけではなく、臨海部に広がる京浜工業地帯との関連で全国から多くの移住者を受入れてきた労働者の町でもあったという点である。かつて全国から集団就職などで多くの労働者を受入れてきた京浜工業地帯も、1960年代をピークに工場の移転や縮小が相次ぎ、徐々に労働者の町としての活気を失ってきた。これと入れ替わるように進行したのが、大都市東京のさらなる拡大であり、80年代以降、東京や横浜への通勤に便利な地域として一挙にマンションなどの住宅開発が進められるようになる。このような状況のもと、川崎市などでは研究開発都市への脱皮を図るという方向が打ち出されている。しかしながら、古くからの工業地帯としての歴史をもつ地域が、そう易々と大都市への通勤者からなる郊外住宅地へと吸収されてしまうものであろうか。あるいはそれが本当に望ましいことなのだろうか。われわれはそのような問題も検討してみたいと考えたわけである。また、これまではあまりその両者の関係が問われることはなかったが、この地域の住民活動が示す先進性の背景には、大都市の郊外住宅地というだけではなく、工業地帯と労働者の町が隣接してきたという事実が歴史的に何らかの意味をもっているのではないかという思いもあった。従来からの地域社会研究が、大都市研究と工業都市研究という形で別々に行われ、その両者の関連を問おうとしてこなかったことも気になっていた点である。現代の大都市地域に関する研究はむしろ都市地域内の異なった歴史的要素を含みこんで検討する必要がある、それがまさに大都市の社会経済システムの変動と関連すると考えたわけである。

いずれにせよ、このような着想があつて川崎・横浜地区を対象とした継続的な調査研究に着手することにした。まずこの地域の歴史的な経緯を確認し、代表的な先行研

究を検討したうえで、国勢調査や事業所統計などの基礎的な統計資料を地区別に整理する作業を進めていった。このような地域社会の基本的な性格を確認する作業をふまえたうえで、当初から念頭にあったこの地域に広く展開してきた市民活動にかんする調査に入ることになった。まず、全体的な状況を知るために、「かながわ県民活動サポート・センター」を訪ね、担当職員による神奈川県全体の県民活動の状況とサポート・センター設立の経緯、およびその後の活動状況などについて、概略的な説明を受ける機会をもった。このことがあってちょうどそのときサポート・センターが試みようとしていたインターンシップ制度に、研究会のメンバーでもあった大学院生の神長唯が応募をし、インターンとしての活動を許されることになった。もちろんこれは神長個人の研究を進めるうえで活用を図った機会であったが、このときの作業の一部として神長にはサポート・センターで利用できる資料を活用して、川崎市宮前区と横浜市青葉区に拠点をもつあらゆる市民活動のリストを作成してもらうこととした。サポート・センターではホームページでこのような市民団体を紹介したデータベースが公開されていたり、これまで何種類か作成されている神奈川県内の市民活動団体やボランティア団体の名簿や調査報告書が利用できたので、これらの資料からできうるかぎり網羅的な団体のリストを作成しようとしたわけである。

もちろん、だからといってこうして作成したリストが完全なものとは考えていない。しかし結果として青葉区で121、宮前区で75の市民活動団体を確認することができた。この数字が他の地域に比べて大きいのか、小さいのかについても確認できる資料はない。しかしながら計数的な分析が十分な意味をもつだけの団体数がリストアップできたことは確かであり、それだけの市民活動の集積がこの地区に存在していることは確認できたといっていよいであろう。

2. 宮前・青葉地区の位置づけと状況

ところで、川崎・横浜地区の市民活動団体を対象にするなかで、とりわけ宮前区と青葉区に焦点をしばった理由について説明しておこう。宮前区については旧高津区から、青葉区については旧緑区から都筑区とともに分区して成立した行政区である。東京の郊外住宅地としての発展という点では、田園都市沿線から町田市へと連なる地域がこれまでも特徴的な住民活動を生みだしてきた地域として全国的な注目を集めてきた。川崎市の旧高津区と旧多摩区、横浜市の旧緑区と港北区などの地域がそれである。これらの地域から今回は宮前区と青葉区に限定することにしたのは、すでに述べたような国勢調査等の基礎的な統計資料を地区別に分析することで、東京への通勤者が多いなどの大都市郊外の住宅地としての性格がよりはっきりとした地域であることがわかったからである。と同時に、比較的臨海部の工業地帯と近接していて、最初に述べたような2つの異なった背景をもつ地域の連関が見出せるのではないかという期待もあった。また、川崎市と横浜市という自治体が異なることによる違いが見出せるかもしれないという配慮も働いている。

以上の理由から、とりあえずこの2つの行政区を対象とすることにしたが、次にリストアップされた団体のデータベースを利用して、この2つの地区での市民活動団体の概要について簡単に確認しておきたい。ここでの分析は神長唯が入力したデータを引き継ぎ、やはり研究会メンバーの大学院生である柳信寛が分析・整理したものである。

残念ながら、データについては名称と活動分野以外は欠損が多く、たとえば設立年次ごとの集計であるとか、会員数の多寡による違いであるといった分析を十分に行うことはできなかった。唯一集計が可能であった活動分野の分布を2つの地区ならびに全体について整理してみたのが、表I-1である。

表I-1 活動分野の分布

活動分野	青葉区		宮前区		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
まちづくり	5	4.1%	2	2.7%	7	3.6%
海外協力・外国人支援	13	10.7%	8	10.7%	21	10.7%
環境・暮らし	14	11.6%	5	6.7%	19	9.7%
子育て・教育・青少年	7	5.8%	9	12.0%	16	8.2%
女性	2	1.7%	2	2.7%	4	2.0%
心とからだの健康	3	2.5%	2	2.7%	5	2.6%
人権・平和	2	1.7%	0	0.0%	2	1.0%
生涯学習	6	5.0%	1	1.3%	7	3.6%
福祉・支え合い	64	52.9%	40	53.3%	104	53.1%
文化・スポーツ	3	2.5%	5	6.7%	8	4.1%
労働	2	1.7%	1	1.3%	3	1.5%
計	121	100.0%	75	100.0%	196	100.0%

「福祉・支え合い」に分類される活動団体が圧倒的な多数を占めていることがわかる。次いで比較的多いのが、「海外協力・外国人支援」、「環境・暮らし」、「子育て・教育・青少年」というところである。「生涯学習」や「文化・スポーツ」に分類されるような、いわゆる趣味愛好的なサークルに当たるものが少ないのは、われわれが利用したデータソースによるもので、たとえば、社会教育関連団体のような名簿を使用すれば、むしろこの手のサークル・グループの数はもっと多いのが実情と考えられる。

「福祉・支え合い」に関する団体が多いことにも、サポート・センターに集められたデータソースを使ったという事情が働いていることは確かだろうが、それにしてもこれだけの団体がリストアップされたというのは驚きである。従来までならば、子育てに関する住民活動によって知られることの多かった地域であるだけに、すでに子ども関係の団体はかなり少なくなり、福祉ボランティア関係の団体がこれだけの数に上っていることは、改めて時代の変化を感じさせる。確かにこの地域の人口構成そのものが、かつての子どもの多かった時代から急激に高齢化が進んだということが背景になっているのであろう。また、これだけの福祉ボランティア活動の蓄積があるということは、介護保険制度導入が前提としていたような、次に述べる行政と住民のパートナーシップという最近になって行政側からさかんに提起されるようになった地域政策

のあり方が、それなりの現実的基盤をもっているということを示しているようにも思う。

その他、環境関係の団体がそれなりの数に達することは、この地域の従来からの経緯を考えるならば、十分に理解できることである。これにたいして「海外協力・外国人支援」に関する活動がかなりの数に上っていることは、この地域の特徴を考えるうえで非常に興味深い。対象となった地域そのものに居住する外国人の数は、おそらく他の地域に比べて決して多いわけではないだろう。ただ横浜という古くからの国際港を抱えてきたことや難民の受入れ施設や受入れ地域に隣接してきたこと、さらには京浜工業地帯との関連で古くから在日韓国・朝鮮人の集住地域が近接していたなどの事情が、この地域に拠点をおく国際交流に関係する団体がそれなりの数に達することの背景にはあると考えられる。

いずれにせよ、われわれが期待した以上の多様な市民活動が展開している地域であることは、改めて確認できたように思う。

3. 市民活動をめぐるこれまでの経緯と現状

さて、今回の調査をその一環として含む継続的な調査研究の意図については、すでに述べた通りであるが、ここで今回の市民活動団体調査を行うにあたって、われわれが直接念頭においていた事情について説明してみたい。具体的な市民団体の活動について、その個別の事情を確認していくうえで、現在何が問題にされなければならないのかという点では、長期的な研究の意図とはとりあえず別個に考えなければならない課題が存在しているからである。

それは、いわゆる市民のボランティアな活動をめぐる昨今の動向や、それにたいする社会的関心のあり方、および国家や地方自治体の政策における具体的な対応という問題である。1995年に起こった阪神・淡路の大震災を契機に、市民のボランティア活動への期待がにわかに語られるようになった。実際、かながわ県民活動サポート・センターが設立されたのも、この震災以降の情勢をふまえた当時の市長の発案によるものである。その後、1995年という年は「ボランティア元年」とまでいわれるようになり、それ以降、市民によるボランティア活動の台頭を受けて、行政がこれとの協働を考えていくべきだという、いわゆる「パートナーシップ」という考え方が、急速に地方自治体の基本的な政策に採用されていくようになる。このような政策転換を促していった背景には、介護保険制度の導入による高齢者へのサービス提供を、地域福祉を軸として地方自治体に全面的に任せていくという国家の福祉政策における転換が少なからず影響していたといえよう。さらに、忘れてはいけないのは、これらの動きの背後に地方自治体の財政危機にともなう行財政改革の必要という要請が存在し、80年代の臨調以来の「民間活力導入」という自治体政策の流れが伏在していることである。

このように、行政と市民の協働とか、パートナーシップという考え方にはいくつか異なった政策の系譜が流れ込んでいる。行財政改革からの流れ、地域福祉政策からの

流れ、社会教育からの流れなどである。しかし住民活動と行政との関係という側面からいえば、自治会・町内会などの地域住民組織への対応に始まり、その後コミュニティ行政という形で展開した政策の系譜がある。市民との協働とか、パートナーシップと呼ばれる政策の展開は、直接はこのコミュニティ政策の発展形態と考えることもできるだろう。

これらの政策の展開をここで詳しく論じることはできないが、コミュニティ政策からパートナーシップへという点で指摘しておくべきことは、コミュニティの段階ではあくまで行政が住民活動の基盤整備に責任をもつという関係にあったのにたいして、パートナーシップにおいてはそのような役割分担は前提されておらず、公的な活動を住民と行政が対等の立場で検討し合い、そのうえでもっとも適切な役割分担を見出していくことを課題としている点である。少なくとも本来の意味でのパートナーシップという考え方は、そのような意味のものであろう。行政が本当の意味でそのような発想に立てているのかという点は問わないとして、少なくともそのような政策が模索されるかぎり、市民活動の側にこれに対応する用意や動きが十分に成熟しているかどうかを確認してみる必要がある。地域社会の社会学的な実証研究に従事する者として、そのことは検討してみなければならないことである。今回の調査研究がそれに答えるに十分なものとは考えていないが、そのような問題を考えていく上での準備作業としては、ある程度の意義はあったと判断している。

そのような意味で、18の市民活動団体の事例から浮かび上がってきた知見については、最後のⅢで改めて整理しておきたい。

4. 調査研究の課題と方法

表 I-2 調査対象とした市民活動の分野

	対象団体数
高齢者介護に関する市民活動	5
子育てに関する市民活動	2
障害者福祉に関する市民活動	3
国際交流に関する市民活動	3
環境問題に関する市民活動	3
住民運動に関する市民活動	2
合計	18

最後に、今回の調査の方法について解説しておきたい。調査は6人の大学院生からなる調査員が、一人あたり3団体の聞き取りを行うという考え方で行った。まず、6人の調査員が各自担当する市民活動団体の分野を選定した。その結果、表 I-2 に示した6つの分野の団体を対象にすることになった。このうち「住民運動に関する市民活動団体」については、作成したリストからピックアップすることが困難であったので、玉野が参加している川崎公害にかんする研究会での知人を通じて紹介していただくことにした。住民運動に関する2つの事例のほか、もうひとつ「高齢者介護に関する市民活動団体」をご紹介いただくことになった。これらはいずれも比較的長い活動の歴史をもつ団体で、どうしても最近の活動団体がリストアップされる傾向があるなか、事例の歴史的な広がりを得るうえで有効な選定方法であったと考えている。

それ以外の団体はすべてわれわれが作成した市民活動団体のリストから、その名称と活動分野、簡単な団体の紹介文を参考にして、なるべく多様な団体が選ばれるよう

にリストアップの作業を行っていった。だいたい一人あたり5、6件の候補がえられたところで、団体の連絡先に調査の依頼を行うことにした。連絡をした結果、すでに活動を休止していたり、連絡が取れなかったりした場合もあったので、その場合はさらに追加の依頼を行い、結果として15の団体から協力をえることができた。ただ連絡を取った段階で、団体の名称や活動内容が若干変わっていたり、代表の方の活動のスタイルとして、特定の名称の団体だけの活動を確認するだけではあまり意味のない場合も見られたので、その場合はそれほど活動内容に差がない限りはそのままお話し、対象者の事情に応じて複数の団体の活動や過去の経緯も含めて全体としてのお話をうかがうことにした。報告の中で複数の団体名があがっていたり、事実上複数の団体の活動が紹介されているのはそのためである。なお、たまたま青葉・宮前地区に拠点をおいているだけのことで、活動の場はより広い範囲であったり、むしろまったく違う地域が拠点であるという場合も見られた。これについてもそのままご協力をいただくことにした。必ずしも活動の対象がこの地域に限定されないとしても、実際に活動している人の一部がこの地域周辺と関わりがあるというだけでもそれなりの意味があると考えたからである。

以上のような手続きで18の市民活動団体の協力を得ることができたが、いうまでもなくこの18の団体がこの地域の市民活動を代表しているわけでも、典型的なものであるとも考えることはできない。一応の網羅的なリストを作成した上でのことなので、比較的よく見られる活動をいくつかの種類ごとにそれほどの偏りはなく選出したといえる程度のことである。したがって、これらの事例はあくまでそれぞれ個性的なものとして理解されなければならない。そのうえで何らかの一般的傾向が今後検証されるべき仮説として発見されることを期待しているわけである。しかしながらこのような目的にはそれなりに適合的な事例を得ることができたと考えている。

調査内容については、事前に6人の調査員を中心に研究会としてある程度の方向づけを行った。活動内容、設立の経緯、行政など他の施設・諸機関との関わり、活動を進める上で問題になっていること、他の団体との関係など、ある程度共通に確認する調査項目を設定はしたが、このような市民活動団体の聞き取り調査の場合は、団体の方でどうしても外部にたいして説明しておきたいと考えることも多いと思われたので、基本的に対象者が重要と考えることを話してもらうことを優先するよう心がけた。むしろ個々の団体にとって現在何が問題であるかを知ることが重要と考えたからである。したがって、あくまで次に掲げる各市民活動団体についての紹介は、当事者の説明を調査員が理解できた範囲で要約したものである。それらの知見からこの地域で活動する市民団体にとって今何が問題であり、そのことはどのような意味を持っているかを理解することが、われわれが課題としたことである。したがって、まだごく初期段階の問題発見的な調査にとどまっているが、それでも得られたものはそれなりに大きなものであったと考えている。その点の成果については、各市民活動団体の実態をふまえて、改めてⅢの部分でまとめてみたい。

Ⅱ 宮前・青葉地区における市民活動の多様な展開

Ⅱ－１．高齢者介護に関する市民活動

Ⅱ－１－１．地域福祉サービス ぐみの家

高木 竜輔

「地域福祉サービスぐみの家」は宮前区で配食サービスとホームヘルプサービスを実施している団体である。この章では、「ぐみの家」の活動に至るまでの経緯についてまず紹介し、その後で「ぐみの家」における活動について紹介したいと思う。

１．蔵敷生活学校ができるまで

「ぐみの家」のルーツは蔵敷生活学校での活動にまでさかのぼる。まず、その当時における生活学校の活動について紹介しておこう。

蔵敷生活学校は、小学校の PTA で活動していたお母さんたちの「お仲間づくり」から出発している。そこでは PTA で知り合ったお母さんたちが、PTA の枠組みを超えて多様な活動をおこなっていた。そして、子どもが小学校を卒業したあとも、PTA で知り合った人たちと地域で仲間をつくって活動することの必要性を実感し、地域での学習活動を計画する。

このような経緯から、学習活動をおこなう上で必要な金銭的支援を川崎市に申請する。当初は婦人学級関係の予算を申請したが余っていなかったので生活学校という枠組みでの活動予算があることを知り、川崎市を通じて新生活運動協会に対して活動予算を申請した。このように行政から財政的な援助を獲得しようとしたのは、「どうしても公的なものをとりたかった」からだという。私的なグループでの活動ではだめであり、あくまでも社会的な必要性にもとづいた活動が展開したいとの理由で行政に活動費用を申請したのである。

生活学校とは 1964 年から新生活運動協会が開始した運動である。新生活運動協会は戦後すぐに「社会生活の合理化・民主化」を目標に活動してきた団体である。戦後すぐの時代は農村部における青年や婦人の組織・集団を対象に運動を展開してきたが、高度経済成長に伴う人口の空間的移動の結果、協会は都市部における、消費問題への対応を中心とした活動へとシフトしてゆく。協会は 1964 年に「くらしの工夫運動推進要領」を作成し、その具体的活動として生活学校運動を展開してゆくことになる。

当初は、生活学校を一年間を通じておこなおうと考えていた。しかし行政の担当者には「一年中やっていたらとても持たない」と言われたそうだ。どうやら川崎市においては、この蔵敷生活学校が発足する以前に存在していた生活学校は、生活に関する講演会を何回かおこなうだけで活動をすませていたとのことである。それに対して、蔵敷生活学校は以前の生活学校とはまったく異なる活動スタイルを考えており、担当職員のとまどいは、新しい生活学校の活動スタイルに対してのとまどいであろう。そのこととの関連で自分たちの活動を「都市型の生活学校の誕生」と捉えていたが、それは、新生活運動協会の方針転換に対応した動きであったとも言える。

2. 蔵敷生活学校での活動

蔵敷生活学校は1973年に活動を開始する。その宮前区における活動の歴史は古く、宮前区でも最初期の生活学校である。次年度にこの区で三つ目の生活学校ができ、生活学校連絡会が立ち上がった。1970年代の後半が一番のピークとなり、その当時は全部で24校の生活学校が存在していたという。

当時は川崎市立菅生小学校のプレハブ作りの仮校舎を使用していた。蔵敷生活学校は基本的に月二回開かれ、一年を通じて二本のテーマを設定していた(2002年度から月一回でテーマを一本にしている)。決して全員参加が原則ではなく、緩やかな形で活動を展開している。最初は全員が同じ講座を受けていたが、途中から活動単位を再編成した。その結果、活動は全体でおこなう基礎講座と、いくつかのグループに分かれての活動とに分けられた(基礎講座に出席せず、サブグループでの活動だけに参加したい人も認めているとのことである)。

テーマも多岐にわたる。1973年から75年までは「自分たちの身の回りの活動」ということで、食品の問題や物価調査をおこなった。このような学習活動を経験するうちに、地域の人と一緒に学んでいるのだから学習の成果を地域に還元したいということで、1976年から79年までは「コミュニティづくり」がテーマに設定された。子どもを持っている親が多かったこともあり、大気汚染調査やコミュニティにおける子どもの遊び場の問題について学習している。以後、蔵敷生活学校はさまざまな問題にとり組んでいくわけだが、この「コミュニティづくり」はそれらさまざまな問題を包摂する大きなテーマとして設定されている。そして、蔵敷生活学校ではさまざまなテーマを学習→実践活動という連関のもとで活動を展開しているのである。

1980年からの4年間は「自立を目ざす活動」がテーマとなった。このころになるとメンバーの子育てが一段落する時期になり、そのこともあって、「せっかく地域と一緒に学んだのだから、みんなができることをして自立をする」という形で目標を設定した。そしてここでの学習・実践活動の結果、1982年に「ぐみの家」が発足する。しかし、ぐみの家での活動に加わらず、別の活動(例えば資格をとる)を行う人もできるようになる。当時64人いたメンバーが40人まで減ってしまい、残ったメンバーが危機感を感じるようになった。「どうすれば地域の学習グループとして生き残れるか、意味

があるか」ということを徹夜で話し合い、その結果として、上記でも書いたように、蔵敷生活学校はグループ学習（「ゆるやかな連帯」）へと移行してゆく。それは「ゆるやかな連帯」にもとづく活動への転換といえるだろう。そして、それまでは一年 24 回コースだったのが、基礎講座とグループ別の学習講座というように編成替えがおこなわれたのである。

このような生活学校の危機の時代は蔵敷生活学校だけの問題ではないらしい。というのも、同じ時期に川崎全体で活動をやめてしまう生活学校が多かったからである。これは、この時期において子育てが一段落した母親が多かったからという理由だけではなく、生活学校関係の予算が減ってきたことも理由の一つのことである。そうして他地域の生活学校がどんどんとやめていき、生活学校の連絡協議会を継続するのが困難となっていた。

このような危機の時代を乗り越え、1984 年から 4 年間は農業問題や食の問題に取り組むようになる。有機農法をおこなっている厚木の農家と産直契約をおこない、何十人分もの農産物を直接トラックで運んできてもらったり（それは現在でも続いている）、畑の見学をおこなったりしている。また、みどり一本運動へも参加している。

1988 年からは高齢者問題、特に「地域でささえる老い」をテーマとして学習活動をおこなった。たとえば福祉政策を学習する一環として行政の予算書を読んだり、また他方では高齢者の会食会をおこなったりしている。また川崎市の社会福祉協議会とタイアップして、介護技術の勉強会を開いている。このような問題関心と学習活動は、生活学校とは別にはじめた「ぐみの家」（後述）での活動を「配食サービス・介護事業所」としての現在の活動形態へと変化させたのであった（ぐみの家の活動についてはのちほど 5 節で紹介する）。

このように生活学校での学習活動は、一時的に危機的な状況を迎えたにせよ継続されているが、すでにこのころから活動補助費を受けとっておらず、すべての活動費を会費でまかなっているということである。しかし、時代性と地域性に常に関心を払いながら、現在も学習活動を続けているのである。

このように、生活学校における活動は「学習」と「実践」の組み合わせからなっており、それこそが「生活学校の理念」だと語ってくれた。また一年に一度、その年の生活学校のテーマに合わせて、行政と企業と住民からなる「三者会議」を開催し、学習活動の成果を積極的に反映すべく活動している。

3. 菅生分館開設運動と子育て講座——生活学校からの波及的活動

上記においては蔵敷生活学校の活動の展開を見てきた。そしてこの生活学校における活動から波及的におこなわれるようになった他の活動が存在する。主なものとしては、以下のものがある。

- ・生活学校連絡会（74 年—）

- ・公民館づくり（75年－87）
- ・こども文庫（76年－）
- ・グループタンポポ〔教育問題を考える会〕（79年－）
- ・子育て講座（80年－）
- ・ぐみの家（82年－）

ぐみの家の現在における活動を紹介する前に、ここでは公民館づくりと子育て講座について紹介したいと思う。

（1）菅生分館開設運動 分館づくり運動

蔵敷生活学校が活動を始めたとき、その活動拠点は川崎市立菅生小学校の増築工事の際につくられたプレハブ作りの仮校舎であった。だが、活動をおこなうにはその場所はあまりにも不便だった。なぜなら、そのプレハブは二部屋しかなく、部屋自体はひどい状態で、その部屋を使用したいグループが他にも多数存在していたからだ。そのため立て替えをおこない、きちんとした建物が必要だと感じ、1975年から分館づくり運動をはじめた。「菅生分館を盛り上げる会」を立ち上げ、近くの地域集団とともに活動を展開していった。

運動は分館改築の請願書の提出（全部で16回）から始まり、三鷹市や横浜市など他の自治体のコミュニティセンターの見学、将来の分館に関する学習会など多岐にわたって展開されている。そのような活動自体にはいろいろと勉強する機会があり、良いことであったと語ってくれた。「分館を造るとはどういうことか、その意味づけについていろいろと考えた」と語っている。

しかし自ら「山あり谷あり」と評価するほど運動は困難を極めたものとなり、途中にはプレハブの存続すら危うくなる状況になっている。10年来の運動の結果、やっと1985年に分館改築の約束を取り付け、1987年には川崎市における市民館分館の一番目として菅生分館が建設される。しかし、要望した施設のすべてが盛り込まれたわけではなく、「安普請」な分館だった。たとえば当初は、図書館付きの分館を希望したが、結局それは組み込まれなかった。しかし二号館からは自分たちの希望が取り入れられた分館が建設されて、やるせなさを感じたという。

このような分館をつくる運動は、生活学校の活動と結びついており、生活学校の活動における活動として振り返ってみたときにも、それはかなり大きな出来事だった。それは、分館づくりが自分たちの今までの学習テーマと関係しているという意味だけではない。地域の他のグループと一緒に分館づくりをおこなっていくなかで、生活学校がそれら地域の人々に見直されたからである。分館をつくる運動は、この生活学校での目標であった、活動成果の地域への還元が果たされるという意味で大きな意義を持っていたということだろう。

現在も、退職した男性高齢者を含めて各種活動が活発におこなわれており、そういう意味で分館をつくった意義を感じているということである。ただし、分館づくり運

動を通じて、行政をまったく信じられなくなってしまったという。分館づくりに 10 年かかったこともあると思われるが、それ以降においても、たとえば、社会教育部門の予算が削減され分館は貸し館と化してしまったり、気づいたら分館関係の予算がほとんどない状態になってしまっている。あまりにも分館の運営が上からの施策に左右されてしまっている状況に対しては不満を感じているという。

(2) 子育て講座

子育て講座もまた、蔵敷生活学校での活動実践の中から生まれたものである。それは現在でも続いており、毎年 40 人くらい参加している。4 月から 10 月くらいまで開催し、子育て講座を主催するメンバーが子どもを預かり、その親が学習会と話し合いをおこなっている。

もともとこの地域は生活学校の始まるちょっと前くらいに開発が始められた地域である。「陸の孤島」と表現されていたが、公共施設も、交通も、学校もない、とても不便な土地だったという。東京オリンピックより前にこの地区に引っ越されてきた方の話によれば、この地域には 30 人くらいしか子どもがいなかったという。そのような宅地開発が途中の時期に引っ越してきた育児中の母親にとっては、この地域で生活することは「さびしかった」というのが正直な感想だという。たとえば次の言葉は当時の様子を端的に示している。

「だからさびしかったのよ。みんな都会からきたんだけど、東京で仕事もしていたし、子どもが生まれるまではここから不便なだけでどこでも行っていたわけですよ。ところが子どもが一人生まれたら片足がもがれ、もう一人生まれたら、もうどうにもならなくて。そこでここでなにかやるしかなかったでしょ。そういう人間の集まりだったわね。」

だからこそ、集まって話し合う機会として生活学校が必要であるし、若い母親にとっては、子どもを預かってくれてストレスを発散させてくれる機会が必要だったのである。このような状況のもとで、子育て講座が始められた。

子育て講座の理念は「子どもは子どもで学ぶ、親は親で学ぶというのが、それがいい親子関係をつくる基本」である。このような活動スタイルは生活学校における学習スタイルとほぼ同じであり、学習会と話し合いをへて、問題解決に向けた実践へと至る形である。それは現在までほぼ変わっていない。このような子育て講座の開催は生活学校の学習スタイルを知ってもらうことにもつながり、その結果、子育て講座に出席した人が生活学校に入ることによってそれが「つながってゆく」ということを想定している。今回、お話を聞かせていただいた方は子育て講座の第一期生であり、そこでの学習活動を通じて生活学校に参加するようになった。その方は現在、若い母親たちの子育て講座に講師として参加するようになっている。昔ながらの活動形態が現在もある程度は継続しているということだ。

しかし、現在の子育てのグループはいろいろと問題が出てきているという。たとえば、若い母親グループは結局、「子育て講座」以外は全部親子でいっしょに遊んでしまっている。そもそも上記の理念は親同士の連帯の重要性を指摘しているわけだが、そのことに気づいてくれず、なかなか連帯してくれないという。また子育て講座自体もなかなかうまくいかないという。たとえば子育て講座において食品添加物の問題をテーマに取り上げて話し合いをしたときも、それが子どもにこういうように関係しているよと言っても、若い人たちは「それは解決しないといけませんけどねぇ・・・」と言われてそこから先になかなか進まない。生活学校で学習・実践活動を経験している方にとっては、「生活学校で一緒に勉強しませんか、生活学校の方でこの問題を設定していますから勉強しましょうよ」と誘導しているのになかなかそうなってくれないと言う。そういう意味ではあくまでも「お友達グループ」にとどまっており、若い世代とは格差を感じるという。ただし、「子育て講座」は現在も引き続きおこなわれており、そういう意味でその理念は今も受け継がれているということだ。

このような若い世代との違いは、行政との関係においても現れているという。たとえば、分館での活動を通して見たときに、若い人たちは行政の職員の言うことに素直に従ってしまう。それ以前には、運営などに関して納得できないことがあったり管理体制が強くなると、行政と対立することが当たり前だった。若いグループは自分たちの利益に対する権利主張は強いが、それ以外の面では割と素直に行政の言うことを聞いてしまう。そういう点でも若い世代との違いを感じるという。そして行政への対応の仕方は、子育てグループのあり方をそのまま反映しているという。それは、「子育てグループ」と「お友達グループ」との違いとでも要約できるかもしれない。「私たちは意見を集約して行政に働きかけるが、(若い人たちは)まだそこまでの力にはなっていない。だから行政としては御し易いんじゃないか」という言葉が端的にそのことを示している。

4. ぐみの家

ぐみの家での活動についてここでは紹介したい。ぐみの家は有限会社であり、現在は食事部門と介護部門から構成されている。

食事部門は、高齢者への夕食の配食サービスである。現在は宮前区を中心に毎日70食から80食を、三が日を除いた毎日配送している。食事をつくるのは10人で切り盛りし、配達には退職された方に手伝ってもらっている。これは川崎市の支援型食事業業（これは川崎市の単独事業）からの助成を受けている。その結果、950円のお弁当に対して、本人から550円、行政から400円をもらっている。また、食事の配達と同時に見守りもおこなっている。

介護部門はヘルパー事業である。現在、16人のヘルパーが登録されており、35人の要介護者を担当しているという。ヘルパー事業は介護保険制度が始まった2000年から開始している。

もともとぐみの家での活動は、生活学校での学習テーマであった、経済的自立のために主婦にできるものは何かということで考えられたものである。しかし最初から今のような高齢者向けの配食サービスをおこなっていたわけではない。最初は松花堂弁当作りであり、それは、生活学校での学習活動の成果と経済的自立を実現するために企画されたものであった。

ぐみの家では注文をうけてそれを配達していた。その当時の販売対象としては、保健所や学校、工場、PTAの会合、謝恩会などであった。完全予約制をとっていたが、それでは忙しいときには忙しいが、暇なときにはまったく暇になってしまい、経済的な自立が達成できない状態がつづいた。次第にマンネリ化していったという。

このような状態が何年か続いた後、1996年ごろに元市議の方から「お宅は（高齢者向けの）配食はやらないの」と言われたという。最初は大変だろうと二の足を踏んでいたが、他方では生活学校で高齢者の問題を学習テーマに取り上げており、その重要性を認識していた。また、高齢者向けの配食サービスをおこなう以前から、そのサービスの重要性を感じていたともいう。たとえば、ぐみの家で松花堂弁当をつくっていたときから、「親が入院していて介護に（病院に）行くから、家が留守になるので、毎日夕食を運んでくれないか」という注文や、「自分は別地域に居住しているが、親がその地域に住んでいるので、その親のところにお弁当を届けてくれないか」という注文が届いたことがあった。

みんなで話し合った結果、生活支援型の配食サービスをすべきだということになり、川崎市の支援型食事業の助成を申請することになった。しかし川崎市はぐみの家ではなく、まだ川崎市に進出していない大手の会社を助成対象としたのである。はっきり言えば、川崎市はその会社へ支援型食事業を丸投げしたのである。ぐみの家としては、その決定には納得ができなかった。なぜなら、(1)もともと宮前区にはぐみの家以外には支援型食事業をおこなう団体は存在せず、ぐみの家が支援型食事業の助成を受けるのは当然であり、(2)その頃にはぐみの家が支援型食事業をおこなう団体として一定の評価を受けており、川崎市の社会福祉協議会もその存在を知っていたにもかかわらず、川崎市は宮前区の実態を何も調べずに大手企業への助成を決定したからである。

このような理由から、ぐみの家は川崎市に対して意見書を提出したり、シンポジウムを開いたりして、そのことについて問いつめたという。「自由契約で、取りたい人がどこでもとれるようにすべきであって、行政が『宮前区はこの業者じゃないといけない』というのはおかしいんじゃないですか」と言っではじめて認可されたという。このようなやりとりを経て、行政からの委託の形になったのは、二年後のことだった。

現在、川崎市ではいくつかの業者が配食サービスをおこなっており、競争のなかでぐみの家は活動しているわけだが、このような状況であっても徐々に注文は増えており、事業として順調にいつているという。しかし、高齢者向け配食サービスをやってみて、行政に対していろいろと不満な点があるという。例えば、行政からの補助が安い点。また三が日以外の毎日をサービスする上で、最低限の労働条件を維持する上で

も、日曜日のサービスに割増料金をつけるべきだ、という点などである。

また、配食サービスをすすめる中で、介護の必要性を痛感し、介護保険制度のスタートと同時に介護サービスを始めるようになった。もともと生活学校で3級のホームヘルパー(川崎市の制度)の資格を取るための講座を96年から数年間おこなっており、介護サービス事業は生活学校での活動の延長線上に位置づけられている。

参考文献・参考資料

- 菅生分館を盛り上げる会編, 1988, 『つどい, まなび, くらす, ぶんかん——宮前市民館菅生分館のあゆみ』
- 財団法人新生活運動協会編, 1982, 『新生活運動協会 25年の歩み』

Ⅱ－１－２．老人介護グループ さわらび会

三橋 弘次

1. はじめに

お話しをうかがったのはインタビュー当時（2002年8月17日）65歳で、老人介護グループさわらび会（以下さわらび会とする）の代表を務めている方である。現在さわらび会が活動する横浜市都筑区（活動開始時は緑区）へは、1970年代にご子息の健康問題（横浜ぜんそく）のため鶴見から転入してきた。この方は母親の影響もあり、学生時代から米兵への慰問活動や孤児院でボランティア活動をした経験を持っている。女学校卒業後、自営業を営んでいた夫と結婚、そして3人の子どもの育児に奔走する傍ら、子どもを持つ母親同士が集まって洋裁を楽しむ「子連れ歓迎の集い」を主催、また1974年には子ども会の会長も務めている。

1977年に母親が胃がんで倒れ、1978年に他界される。この期間中に、自宅で母親を介護するため、家庭看護法及び救急法を学んでいる。母親他界直後の1978年4月には夫が突如寝たきりになり、1981年7月に他界される。この時、3人のご子息はそれぞれ大学1年、高3、高1で、遺族年金により細々と暮らす傍ら、少しでも社会にお返しがしたいということでボランティア活動を活発に行うようになる。なぜ働こうとは考えなかったかという質問に対しては、「今まで仕事をしたことがないので、そのプレッシャーで子どもに当たりたくなかった」と応えている。

こうして区のコミュニティ誌の（無償の）市民記者等、さまざまなボランティア活動を行う。1984年には近隣に老人福祉センターや温水プールなどを備えた横浜市社会福祉協議会による複合的地区センターが設立され、そのパート・コミュニティボランティア（以下コミボラとする）に応募、そして採用されその後3年間その任を務めている。この間にコミボラで知り合い高齢者介護に興味のあった仲間たちや、地区センターで開催された高齢者介護入門講座などで知り合った仲間たちと、さわらび会を設立する。

現在さわらび会代表のほかに、コーヒーコーナーボランティア（地区センター内）、希望の会、保育団体トライアングルにかかわるなど、様々なボランティア活動を積極的に行っている。また、相模原や他の地域のボランティア団体へ助言をしたり講演をしたりもしている。こうしたボランティアの功績が認められ、近年厚生大臣賞を受けている。

以下の報告は、筆者が2002年8月17日に都筑地区センター小会議室において、この会の代表者本人に対して行った聞き取り調査によっている。

2. 組織の沿革

さわらび会の設立は、1984年11月8日当時まだ横浜市緑区であった現都筑区当地に、地区センター、老人福祉センター、障害者保養所、温水プールの複合館である現都筑地区センター（以下地区センターとする）が横浜市社会福祉協議会によって開設されたことに端を発する。さわらび会設立に尽力した中心メンバーは、この地区センターの活動をもとに知り合っている。開設当初から地区センターはコミュニティボランティアという形で市民の有志を募り、その中で高齢者介護に関心のあった人たちがさわらび会設立の一翼を担った。同時に地区センターにおいて開かれたさまざまな生涯学習講座の中の高齢者介護入門講座で知り合った人たちも、コミュニティボランティアをしながら講座に参加した人も含め、会の設立へと動いた。こうして1987年さわらび会が高齢者福祉を目的に設立された。

3. 組織の活動

さわらび会は高齢者介護を中心活動としている。その大きな理由は、さわらび会参加者個人の高齢者福祉に対する関心だけでなく、地区センターにある大浴場を目当てにセンター開設当初から、多くの高齢者が他区の方も含めここに集まってきたことによるようだ。

主な活動内容は以下の4つに分けられる。まず施設開放・ミニデイサービス（お楽しみ会）を月4回程度行っている。これは高齢者の方をボランティアさんが地区センターの大浴場に入れてあげる入浴サービスや、リハビリ、レクリエーション活動から構成されている。

次に毎週金曜日には地区センターが行っている健康相談サービスをサポートするボランティア活動を行っている。

3つ目の活動として、2001年から始まった「おしゃべりの場」があり、これは横浜市から出た助成金で地区センターに増築された介護予防室にて行われている。

最後にこうした活動のための高齢者の送り迎えを行っている。

4. 組織の構成

メンバーは、設立時は数名、その後メンバーの友達や地区センターの高齢者介護講座を受講した人たちが参加し、現在は約53名いる。子育ての終わった50歳代から60歳代の主婦が多いが、2000年の介護保険制度導入をきっかけにヘルパーの資格をとった者もいる。こうした中、近年さわらび会のメンバーの平均年齢が上昇し、担い手となる若い人の参加者を増やすことが急務になったため、メンバーの年齢制限（65歳未満）を設けている。

活動場所は地区センターで、さわらび会が地区センター主催の介護講座の運営を主

体的に手伝っているなど、地区センターの高齢者福祉活動とさわらび会の活動は重なっている部分が多い。実際、さわらび会に対する地区センターの利用料は無料で、センターで催された高齢者介護講座参加者はさわらび会へと勧誘される仕組みが整っている。また地区センターが複合館であるため、センターのさまざまな生涯学習などを通じて子育てボランティア団体や障害者福祉ボランティア団体などが設立され、さわらび会と同センターの活動を通じてつながりを持っている。一方で、地区センター外の団体とのつながりをほとんど持たないという、センターお抱えのボランティア団体であるというさわらび会ならではの特色を持っている。

活動資金は、メンバーからの年会費 500 円のほか、横浜市から助成金「あいあい基金」や、地区センターからの補助金が主である。

5. 組織の課題

さわらび会が抱える課題として、メンバーの高齢化が挙げられた。参加者の年齢制限をし、少しでも若いメンバーの参加を求めているが、50代以降の世代しか集まってくれないと言う。代表の方は、今のお母さんたちはみんなそれぞれ仕事を持っていて、ボランティアをするのには忙しすぎるのかもしれないと語っている。

一方で2000年に導入された介護保険制度による影響や、近年話題になっているNPO法人化に関する議論はほとんどない。NPO法人化により増える事務処理に耐えられないということだが、現在さわらび会の主な活動は地区センターが主催する高齢者福祉にかかわっていて、事務処理などは地区センターが代わって行っている部分もあり、NPO法人化の必要がないということであろう。

Ⅱ-1-3. ぐるうぶ あざみ野

三橋 弘次

1. はじめに

お話しをうかがったのはインタビュー当時（2002年8月27日）高齢者在宅介護ボランティアを行うぐるうぶ“あざみ野”（横浜市青葉区）の代表を務めていた方、同副代表、そして同書記の方々であった。

会の代表は、ぐるうぶ“あざみ野”設立時からのメンバーで、この活動以前はPTAや市民図書当番などをやっていた程度であったそうである。副代表と書記の方はいずれも設立後に、前者は人づてで、後者は地元の社会福祉協議会からの紹介で入会している。

以下の報告は、筆者が2002年8月27日に山内地区センターにおいてこの方々に対して行った聞き取り調査によっている。

2. 組織の沿革

ぐるうぶ“あざみ野”設立のきっかけは1990年から1991年にかけて、あざみ野中学校区（あざみ野1丁目から4丁目）に住んでいたPTAのつながりや友達同士であった当時40代の主婦たちが14、5人集まり、在宅介護の勉強会「在宅ケアの集い」を始めたことである。勉強会は、地区で開業している医者待合室を借りて行い、オムツの替え方や食事のとらせ方、救急法などを学んだ。そして1992年に「地域で助け合う幸せな老後」を設立理念としてぐるうぶ“あざみ野”が正式に立ち上げられる。当時は介護保険制度といったものがなく、高齢者の在宅介護に対する社会的サポートも多くない状況だったので、勉強会「在宅ケアの集い」に参加した人たちで在宅介護を支援するグループを設立することにしたそうだ。こうして現在に至るまで、独り暮らしのお年寄りや、在宅介護を要するお年寄りを持つ家庭の支援（例えば病院への送迎、食事の用意、見守りなど）を主に行っている。

3. 組織の活動

ぐるうぶ“あざみ野”は高齢者の在宅介護支援を中心活動としている。主な活動内容は以下の4つに分けられる。まず有料で在宅ケアサービスを行っている。これは食事作り、送迎、買い物、留守番、掃除、簡単な身体介護、洗濯、お話相手になる、といったことを含み、利用者は昔からの顔なじみや、主治医や地区社会福祉協議会から紹介された方で、現在10名程度が利用している。

さらにぐるうぶ“あざみ野”設立当初から毎月一回、山内地区センターにてお食事会を開いている。参加者はあざみ野中学校区に在住の70歳以上の独り暮らしまたは昼間に独りである高齢者を対象にしている。このお食事会のユニークな点は、ボランティアの人たちとの触れ合いではなく、高齢者同士の触れ合いが趣旨であることである。呼び寄せの形で歳をとってからこの地区に移り住んできた高齢者にとっては、お互いを知る良い機会になっている。

そして3つ目の活動として、ぐるうぶ“あざみ野”設立時から現在まで特別養護老人ホーム“緑の郷”のラウンジや配食のお手伝いをしている。当初高齢者のお世話を経験したいということで、勉強のためにお手伝いを始めたが、その関係が現在でも続いている。

最後に施設訪問やベンチ設置活動なども行っている。特にベンチ設置活動は、高齢者の方との散歩時に休む場所がないということで、バザーなどで集めた資金をもとにあざみ野地区にすでに5つベンチを設置した。

4. 組織の構成

活動地区は横浜市青葉区あざみ野中学校区で、在宅介護支援は各お宅で、そしてお食事会などは山内地区センターで行っている。地区センターの利用は有料である。

メンバーもあざみ野中学校区内在住の主婦がほとんどで、PTAや友達同士といったつながりで入会し、インタビュー当時(2002年8月27日)で35名が所属している。仕事をパートでも持っている人は少なく、ボランティア(無償の奉仕活動)の意識が非常に高いそうだ。年齢層としては、現メンバーの中心は50代で、60代が5、6名、30代、40代は非常に少ない。地元出身者はわずかで、ほとんどのメンバーは結婚後この地区に転入してきている。地元出身の主婦は農協の婦人部会のような昔からあるつながりで奉仕活動をしているようで、ぐるうぶ“あざみ野”とのつながりは活動面を含めてないようだ。代表の方によると、「ぐるうぶ“あざみ野”のような多くのボランティアグループは、よそから来た人たちが友達作りという意味も込めて作ったグループで、逆に言えば伝統に縛られずに、好きなことができるので、農協の婦人部会のような地元の昔からある組織とは少し違っていました」とのことである。また、ぐるうぶ“あざみ野”が在宅介護という当時では珍しいことを始められたのも、結局自分たちが核家族で親類縁者もないよそ者であった事情があるそうだ。そして、在宅介護の問題は明日にでも起こり得る親の介護につながることで、誰かの手助けがあったらいいなと思い、誰かの役にたちたいという気持ちがこのグループの原点であったという。

一方で、ぐるうぶ“あざみ野”は(地元出身者の団体であるないにかかわらず)他の活動団体とのつながりを持っていない。地元の開業医のサポートや、バザーの際に地元の人から協力を得ることがある程度で、他団体と共同で活動を行うといったことはない。

活動資金は、よこはまあいあい基金、神奈川県共同募金会、山内地区社会福祉協議会および山内地区センターからの助成金、在宅介護サービス利用料 1 時間 600 円、食事会参加費 500 円である。さらに介護保険制度導入後 2001 年度まで横浜市からヘルパー資格を得るための補助がいくらか出ていて、ぐるうぷ“あざみ野”でも現在 11 名が 2 級資格を、3 名が 3 級資格を得ている。

5. 組織の課題

まず挙げられた課題は、20、30 歳代の参加者がいないという後継者問題であった。その世代の主婦はパートに出たりしていて、現実問題として犠牲的精神のボランティア活動はやりたくてもできないような状況にあるようだ、とのことである。

また 2000 年 4 月から介護保険制度が導入され、これまでのようにボランティアでヘルパーのように在宅介護の手伝いを続けていくことが、ぐるうぷ“あざみ野”が直面する深刻な問題のひとつになってきている。ぐるうぷ“あざみ野”はあくまで在宅介護支援のボランティア活動ながら、1 時間あたり 600 円という利用料をとってきた。介護保険制度が始まり、同様にお金を払ってプロであるヘルパーからも在宅介護のサービスを受けられるようになり、一部の利用者はぐるうぷ“あざみ野”のサービスに対してヘルパー同様のサービスを要望するようになったそうである。ボランティアの在宅介護である限り、どこまで要望に答えてよいのか、また介護保険制度のもののヘルパーが行うサービスとの差別化の問題など、ぐるうぷ“あざみ野”が抱える課題は大きい。

それでも、会の設立以来これまで 43 名の方と在宅介護サービスの契約を交わしてきた実績を持つ。2003 年 4 月の時点では 8 名の方との契約が存続しており、実際にケア活動を行っているのは現在 3 名である。だんだんにケア活動の方の負担が軽くなってきたところで、今後は予防型のデイサービスを立ち上げる方向にむけて検討を行っているということである。

NPO 法人化については、ぐるうぷ“あざみ野”メンバー全員で話し合った結果、反対することになった。これは法人化すれば事務処理という雑務をしなくてはならず、ボランティアの集まりであるぐるうぷ“あざみ野”にとってみれば、専属のスタッフを持たなくてはいけなくなるため、そしてあくまでも自由にボランティア活動を行いたいという意思からの決断であったようだ。

Ⅱ-1-4. グループ たすけあい

中西 泰子

1 はじめに

「グループたすけあい」は、青葉区を拠点とする「住民参加型在宅福祉サービス団体」である。「おしきせでない、ほどこしでない、金もうけでない」相互扶助の対等な福祉の実現を目指し、地域に「たすけあいの輪」をつくることを目的としている。

会員間の相互扶助を重要視し、助ける側と助けられる側を分けることなく、全員が当事者であり支援者として地域の問題全般に取り組むことを目指している点に大きな特色があるといえる。

2 会の成り立ち

会の発足は、現代表の女性の、個人的ネットワークによるところが大きかったといえる。しかしそのネットワークは、PTAや生活クラブ生協神奈川、NET（神奈川ネットワーク運動）などの地域に根ざした活動への参加によって得られたものである。

現代表の女性が、生活クラブ生協の活動を離れ、「グループたすけあい」の立ち上げを志したのは、親の問題、そして将来の自分の問題として高齢者福祉の必要性を感じたことによる。当初彼女は、子育てにおける問題意識から、PTAや生活クラブなどに関わっていたが、自身のライフステージの移行に伴って、高齢者福祉へと目が向けられていったのである。中心となる問題意識は子育てから高齢者福祉へと変わったが、「グループたすけあい」設立メンバーは、それ以前に生活クラブなどで培われたネットワークが機能していること、また、はじめから高齢者福祉のみを目的としていたわけではなかったことが、会の網羅的な活動内容に反映されている。

「ボランティアを有償で行うか、無償で行うか」など、会の理念をめぐる試行錯誤ののち、「サービス生産協同組合グループたすけあい」は、1985年、40歳代の主婦を中心に会員43名で、民間在宅福祉団体として正式に発足する。その後、1999年10月には特定非営利活動法人として認められ、2000年5月には介護保険指定居宅サービス事業者（訪問介護事業）として認可され、現在に至っている。

3 会の構成

(1) 活動の内容

活動内容は多岐にわたっており、このことはこの会の大きな特色のひとつである。高齢者の身体介護や家事援助のほか、障害者や病人の世話、子守りや母子・父子家庭

の手伝い、ゴミ捨てやペットの散歩など、対象も内容もさまざまである。ただし、対象者の家族の協力を前提としており、対象者や対象者の家族の地域における自立を妨げるような全面的な援助にはならないよう留意されている。会員間の相互扶助を基本とし、福祉活動の一方的な受給者を想定しないという理念が反映していると思われる。

活動内容を示したパンフレットは、大きく「特定非営利活動」「介護保険指定居宅サービス」「地域の中で困ったことの相談 他」の3つに分類して記載されている。介護保険事業導入以後は、導入以前に提供していた福祉活動のうち、介護保険の指定を受けられるものについてはその旨をアドバイスするなど、公的サービスと民間サービスの橋渡しの役割も果たしている。

(2) 会員

会員は、正会員と受給会員によって成っている。正会員は、福祉活動の提供者にも受給者にもなれるという人であり、受給会員は、介護の必要な高齢者や病人など、当面は活動の受給のみしかできないという形で登録している人である。2001年度時点では、正会員141名、受給会員139名となっている。

正会員は、40～50代の女性を中心となっており、受給会員は70～80代の高齢者が主となっている。活動提供者は、正会員の72%、正会員の中で受給している人は、8%となっている。受給会員で受給している人は77%となっている(2001年当時)。

活動提供者と受給者を媒介するコーディネーターとして、役員が置かれ、事務局がつけられている。コーディネーター(理事、役員)は、2002年度には9名で、それぞれが自宅を中心に担当地区を受け持つ形となっており、地区内の会員を掌握し、受給したい人と活動提供者の仲立ちや調整にあたっている。事務局は、チケット制の支払いを仲立ちする役目も果たしており、コーディネーターの果たす責任は大きい。コーディネーターが他の活動提供者の上位に立つことがないという。提供者と受給者との間だけではなく、正会員間においても立場の対等性が意識されている。

会の宣伝は、横浜市の教育文化センターや広報センターなどに会報を置いたりする以外には、ほとんど行っておらず、会員同士の直接の紹介によって会員数を増やしている。会員の中には、他のボランティアグループとかけもちしている人が多く、PTA活動や生協活動、各種勉強会、読書会、障害者グループでの活動や、趣味、おけいこごとでの活動でのつながりの中で勧誘されてくるというケースがよく見られるそうである。

また、子連れでの活動が認められていることから二世会員が生まれたり、受給会員の家族が正会員となって福祉活動を提供する側になったりするなど、世代間で受け継がれる相互扶助の様相をみることもできる。

受給会員は、福祉事務所や保健所など公的機関から紹介されてくることも多く、公的ヘルパーが網羅しきれない分野をまかされている状況がうかがえる。

(3) 経済

「ほどこしでない、金もうけでない」という会の理念にみられるように、「グループたすけあい」は、有償の福祉活動提供をひとつの大きな特色としている。

会の発足当時は、会員ひとり2万円の出資金を出し、総額86万円でスタートしたが、3年後には活動収入のみで運営できるようになった。現在は、正会員、受給会員ともに入会金1万円、年会費2千円を払うことになっている。

福祉活動の受給者と提供者は、直接金銭の授受を行うことはない。受給者は、1時間900円、30分450円のチケットを1冊10時間分を、会から購入し、そのチケットで提供者への支払いを行う。提供者は、会の事務所をとおして労働時間分の支払いを受ける。活動の内容にかかわらず、すべて時間制で換算される。

4 会の外部との関わり

(1) 行政との関わり

「グループたすけあい」は行政主導ではなく住民参加型の民間福祉団体として位置づけられる。行政への依存は拒否しているが、しかし、公的福祉との連携については積極的である。「公はだめだから民間で」、という考え方の民間団体からは批判されたりすることもあるというが、公的福祉と民間福祉のどちらかに移行するのではなく、双方の充実をめざすことが望ましいと考えられている。

実際的にも、福祉事務所や、保健所、地区センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、広報センターなどと、受給会員の公的機関からの紹介や、会報の配布をとおして連携がはかられている状況である。

(2) 他団体との関わり

「グループたすけあい」が関係する団体としては、「住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会」・「神奈川ホームヘルプ・ネットワーク」・「市民セクターよこはま」・「市民福祉団体全国協議会」・「神奈川 NPO 法研究会」・「介護の社会化を進める一万人市民委員会横浜」・「これからの福祉を考える会横浜」・「青葉区訪問介護事業者等連絡会」・「青葉区区民会議 保健福祉医療部会」などがあげられる。

「グループたすけあい」の理事が、他の協議会などの理事も兼ねることによって、会の知名度も高くなるという。市民団体だけではなく、介護支援事業者との連携も行われており、事業者と提携したモデル事業を行った経験もある。行政との連携の際には、「公がだめだから民間でやっているのに」という批判を受けたのと同様に、一般の業者との提携においても「営利目的の団体ではだめだから、ボランティアでやっているのに」という批判を受けたりもしたという。しかし、「グループたすけあい」では、行政とも私企業とも、相互扶助で対等な関係を保っていきたいとしている。

5 おわりに

「グループたすけあい」は、人とも、団体とも、また行政に対しても、対等で双方向の参加型対応を目指している。福祉の仕事をとおして町づくりを意識しているという声が聞かれた。支部を他の地区に作るという計画はあるかという質問に対しては、「同じような趣旨の団体ができれば指導を行うことはあるが、実際の運営に関わったり支部を作ったりすることはない。それぞれの地区独自の会運営の形がある」という答えが返ってきた。それぞれの地域にはその地域独自の問題やネットワークがあり、それに合わせた形でなければならないという。対象とする地域を限定することによって、その中での問題を網羅的に扱おうとする姿勢が見られる。

それは、福祉の仕事をまちづくりにつなげていきたいという展望にもつながっているようである。「対象者からの要求をそのままのむのではなく、教育も行っていきたい」という思いにそれはあらわれている。将来はサロンのようなものを作って、地域の集まる場を作りたいという希望も聞かれた。行政のグループホームやデイサービスのよようにサービスの対象者が限定されるものとは違った、地域のであいの場の形成へとつながっていくことが目指されている。

補足

調査は、2002年8月29日に「グループたすけあい」の事務所にて、代表理事の女性にお話を聞く形で行った。

資料

グループたすけあい編、1995、『横浜発 地域福祉のメッセージ』第一書林。

原田謙・高橋勇悦、1999、「住民参加型在宅福祉サービス団体の形成過程とその介助関係—サービス生産共同組合「グループたすけあい」を事例に一」、『総合都市研究』69。

Ⅱ－１－５．すずの会

三橋 弘次

1. はじめに

お話しをうかがったのは、インタビュー当時（2002年8月19日）高齢者介護者支援団体であるすずの会（川崎市宮前区野川）の代表を務めている方である。

すずの会設立はこの方の個人的経験に負うところが大きい。1986年1月1日に母親がくも膜下出血で倒れ、入院から1年後植物状態で退院、特養ホームなどに引取りを拒まれなし崩し的に在宅介護生活が始まる。当時ホームヘルパーのサービスは低所得者向けで訪問看護もなく、家を在宅介護用に多少リフォームする。当時小学校5年生と2年生だった子どもたちのPTA役員をやっていたこの方は、そのつながりで他のお母さんたちに「何かあったら助けてね」と言ってサポートを得て、結局その後約10年間母親を在宅で介護することになる。友達のお母さんたちはその間「スポットで」、つまり1、2時間だけ母親を見てくれたり、ストレスが溜まった自分に気を使って話しにきてくれるといったサポートをしてくれたそうである。

1995年7月に母親が他界、今度はこの10年間に蓄積した様々な在宅介護の知識を役に立てようと考え始める。在宅介護の制度について様々な勉強をし、その実戦経験も得て、事实在宅介護生活10年間で看護師や医師など医療関係者から在宅介護に関する相談の必要な人を紹介され、相談にも乗っていた。当時の看護師や病院のソーシャルワーカーは、外科病院からリハビリ用の病院への橋渡しの知識は持っていたものの、家（自宅）への橋渡しの知識はあまりなかったのだという。つまりこの方がその10年間に医療の現場から様々なアドバイスを求められたことが、後にすずの会での活動の原点となっている。

現在この方は介護保険制度のもと、ケアマネジャーの資格を得て、すずの会の活動のほか、野川老人いこいの家の運営委員もこなし、さらに自らの活動がNHKや新聞各社に取り上げられたことで全国からの講演依頼にも応え多忙な日々を送っている。

以下の報告は、筆者が2002年8月19日に代表者宅においてご本人対して行った聞き取り調査によっている。

2. 組織の沿革および活動内容

1995年9月に、PTAでできた友達5人が集まりすずの会を設立する。同年12月、民生委員や地区社会福祉協議会で活躍していた友達がそれぞれの友達を誘い、計10名で川崎市宮前区野川において正式にすずの会を立ち上げる。

設立目的はありがちな「高齢者介護支援」ではなく「高齢者介護“者”支援」で、

介護をする側のサポートをすることを主旨とし、これは設立時から今日まで変わっていない。したがって、設立時に始めた活動も介護者支援の「スポットサービス」、すなわち介護者がちょっとしたことで家を空けたい際の短時間の見守りサービスであった。介護者にとって買い物やPTAの会合など、ちょっとしたことで短時間家を空けられないことが一番苦痛であると考えたこの団体では、完全ボランティアの形でこのサービスを考え、2000年の介護保険制度導入後の今日に至るまでこうした介護者の立場に立ったサービスを変わずに行っている。1996年1月には野川老人いこいの家においてミニデイサービスを始め、現在も月2回行っている。

1999年10月に、2000年4月からの介護保険制度導入に合わせて介護保険についての情報誌「タッチ」を創刊する。当時まだまだ制度内容がよく知られていなかったこともあり、まずは川崎市宮前区版を作成する。完全ボランティアで行政からの補助は一切なく、自らの足で得た情報を自費出版の形で出版したため有料だったが反響は予想以上で、1年後には川崎市版を出している。インタビュー時（2002年8月19日）は2003年4月の介護保険料値上げに伴い、「タッチ第3版」の製作作業をしていた。

また2002年5月には介護を必要としないようにという介護予防を考えた全国初の冊子「タッチ——予防版」（川崎市宮前区版）を出版している。地域とのつながりを持たないサラリーマンや独身女性の増加、そして呼び寄せ老人の増加により高齢者が孤立してしまいがちな昨今において、こうした人たちが触れ合える場所があるという情報を提供したいという主旨によるものであった。

3. 組織の構成

活動範囲は設立当初から宮前区野川で、設立メンバーもこの地区に住み、子どもたちのPTA活動で知り合った友達であった。現メンバーの多くは友達同士のつながりによって集まり、子育てが一段落し、今度は自分たちの親が高齢化の問題に直面してきた40代から70代の主婦たち約30数名である。メンバーは出身が野川であるという人は少なく、結婚後転勤してきたというケースがほとんどで、子育てを契機に知り合っている。すずの会立ち上げメンバーの多くは、それぞれがリーダーとなって別のボランティアグループを設立し、お互いにつながりを持ちながら活動している。

活動資金は、年会費1000円のほかに、スポットサービス1時間500円～850円、さらに宮前区からすずの会および「タッチ」編集部に対してそれぞれ11万円の助成金、川崎市からミニデイサービスに対して助成金12万円、介護予防費として30万円などが主なところである。介護保険制度情報誌「タッチ」は有料だが、自費出版であるため利益は出ない。したがって、あとはメンバーのボランティアでまかなっている。

一方で、行政側から多少の助成金は受け取っているものの、介護保険制度情報誌「タッチ」製作が行政の代行サービスになってしまうという懸念、またお役所仕事の「無難なものしか出せなく」になってしまうという懸念があるので、できる限り行政からの補助に頼らないボランティアにこだわっているということである。スポットサービス

も決して行政が提供する介護保険でカバーできる類のサービスではなく、このように市民の目、市民の立場から活動をしていくことをすずの会は目指している。こうしたすずの会の活動は、さまざまなボランティアグループのつながりによって支えられている。

4. 組織の課題

すずの会が抱える課題として、後継者問題がまず挙げられた。現中心メンバーは40代から50代で、20代、30代の人たちにどんどん参加してほしいが、その世代はやはり子育てや仕事に忙しくてなかなか活動に参加してくれないだけでなく、若い子育てグループとつながりがあっても、一緒に活動をするという機会がほとんどないようだ。

高齢者福祉活動でしばしば問題にされる介護保険導入の影響に関しては、むしろ高齢者福祉に対する偏見がなくなり、すずの会の活動が理解を得やすくなったようだ。

また NPO 法人化については、事務手続きが雑多になり事務専属スタッフが必要になってしまうこと、そして行政から独立した活動がしにくくなってしまうこと、などの理由から考えていない。あくまでも川崎市宮前区野川において地域に根ざした市民主体の活動を目指しているということである。

Ⅱ－２．子育てに関する市民活動

Ⅱ－２－１．宮前区子育てネットワーク カンガルークラブ

中西 泰子

1 はじめに

「カンガルークラブ」は宮前区周辺に住む乳幼児の親 300 人ほどのネットワークである。

「カンガルークラブ」が発行している「カンガルー通信」の冒頭には、「出逢いが子育てを元気にしてくれる。だから出逢いのきっかけをいっぱい作って、誰もが暖かくつながりあえる空気をこの街に満たしたい。この街で子育てをするもの同志つながりあっていこうよ！…カンガルークラブはそんなネットワークです」というメッセージが載せられている。

子どもを連れ歩く母親にとって、地域での人とのつながりは、それまでの人生になかったほど重要なものとして現れてくる。「この街で子どもを抱えた人と友達になりたいと切望した。それまでの人生、学校や職場では自分から求めずとも人と知り合い、自然に仲間もできた。しかし今度は何も土壌がないところで0からのスタートだ。若い世代も子どもも多いはずなのになかなか巡り会えない」（山本 1997）。

母親個人の不安を解消したいという気持ちは、地域の問題として意識されることになり、「誰もが地域をよくしていく当事者として参加する」という積極的な解決へとつながっていくのである。

2 会の成り立ち

結婚してすぐこの地域に移り住み、子育てをすることとなった母親たちは、同じように子育てをする母親同士のつながりが簡単には得られないという問題を抱えていた。それは育児不安という形で保健所でも問題とされることとなったという。保健所のとった対策は、母親同士の育児サークルを作ることだった。こうして、カンガルークラブにおいて現在まで代表をつとめつづけている女性（以後、現代表の女性）のもとに、保健婦から「育児サークルを作ってみないか」という誘いの電話が入り、ひとつの育児サークル A が誕生した。現代表の女性は、この育児サークル A の立ち上げに始まって、いくつかの子育て関連団体および事業へと参加していくことになり、それぞれの団体で培った知識や技術、ネットワークがカンガルークラブの発足へとつながっていくことになった。

育児サークルAではしばらくの間、保健婦さんが会合のための場所をおさえてくれたり、名簿を印刷してくれたりと全面的に協力してくれていたが、だんだんと母親たち自身に任せられるようになってきたという。場所さがしも自分たちですることになり、親子で遊べる場所をさがしはじめたが、子育てに必要な地域の情報の少なさ、手に入りにくさに気づくことになったのである。現代表の女性は、その後市民館の職員の誘いで自主保育の集まりである「地育連（地域で子育てを考えよう）」⁽¹⁾に参加することになり、「宮前区子育てマップ」を作るプロジェクトに関わったり、タウン誌の編集に携わるなどネットワークを広げていった。

そして、さまざまな子育て関連のネットワークを広げる中で、「閉じたサークルを作るだけでは、地域はよくなっていかない」という思いが生まれきたという。子育てをする若い母親たちの個人的な問題が地域的な問題として捉えられている。地域の中でゆるやかな連帯とそのようなつながりが作りやすい地域の雰囲気づくりをめざした子育ての場づくりや、情報提供が行われている。

3 会の構成

(1) 活動内容

「カンガルー通信」の発行が、会の活動の基盤となっている。「カンガルー通信」は、参加型の月刊地域子育て情報誌であり、「カンガルークラブ」やそれ以外の子育て関連団体の活動など、子育てに関連するさまざまな情報を載せた会報である。毎号1,000部ほど刷られて、会員に配布するほか、保健所など若い母親が目にしやすい場所に置かれている。

また、通信づくりの場も「であいの場」のひとつとして捉えられている。会員のだれでもが通信づくりに参加できるよう、「部分的な参加でもよいので」と呼びかけられている。情報が一方的に流れるのではなく、送り手と受け手は互換的である。

「カンガルー通信」の作成、配布以外の活動としては、「赤ちゃん広場」の運営があげられる。「赤ちゃん広場」は、赤ちゃん連れ親子の友達づくりの場であり、0～2歳の乳幼児とその親が中心となっている。カンガルークラブのメンバーが「赤ちゃん広場」の開催に関わるばあい、運営スタッフとしての参加という色合いが強い。しかし、その他のであいの場づくりの活動では、原則的に運営スタッフとそれに参加する人という区別を行っていない。例えば、2歳前後の子どもとその親を中心とした「みんなで遊ぼう会」は、カンガルークラブのメンバーたちが、自分たちが子どもをつれて遊ぶ場をオープンにした形のものとなっている。「カンガルー通信」の「みんなで遊ぼう会」の欄には、バーベキュー大会などへのお誘いが載せられている。「みんなで遊ぼう会」などでは、とくに綿密な遊びの企画が考えられているわけではなく、子どもと親がそれぞれ自主的に遊び、交流することがこころがけられている。

(2) 会員

会員は、増減はあるが 200~300 人ほどであり、かなり規模は大きいですが、活動への参加は自由であり、年 10 回発行の「カンガルー通信」で情報を得るだけの人も多い。会員は、「カンガルー通信」の定期読者ということになっている。多くは、「赤ちゃん広場」に参加したり、保健所においてある「カンガルー通信」を見るなどしてネットワークの存在を知り、入会、参加してくるという。

「しきいを低く、間口を広く」という方針で、活動への参加は強制されることなく、やりたいときにやれるだけの参加が、会員ならだれでもできるように配慮されている。

カンガルークラブ入会に際しては、1 口 1000 円の応援会費を払うことになっている。応援会費は、1 人分の「カンガルー通信」購読料としてではなく、無料配布も含めて会の活動を支える意味での活動として 1 年分ずつ集めている。

世代交代は結構おこなわれているようである。現代表の女性は発足以来関わりつづけているが、メンバーは重なりながらうつり変わっているという。ずっと関わりつづけているひともいるというが、多くは、子どもの成長にしたがって離れていくようである。

4 会外部との関係

(1) 行政との関係

行政に依存するのではなく、排除するのではなく、自分たちは独力で活動を続けながら、行政と自主的で対等な関係を築いていこうとする姿勢が見られる。「行政は子育て支援をしても、その具体的なニーズまでは分からないので、生の声を届けていくのも自分達の役目である」という声が聞かれた。

活動自体は、行政からの援助を受けていないが、区役所の職員や市民館の職員とのコミュニケーションはとられている。子育てしやすい地域にするためにお互いに協力していこうというスタンスのもと、とくに保健所とは密な連携がとられている。たとえば、カンガルー通信で保健所についての母親たちの感想を聞く特集が組まれたり、予防接種の特集をするときには保健所のコメントをもらったりしている。また、地域での子育てに関連する会合には保健所からカンガルークラブに誘いがかかるなどさまざまな形での交流がなされている。

(2) 他団体との関係

「カンガルークラブ」はネットワークとしての性質が強く、情報提供の面で大きな役割を果たしている。そのため、会員は「カンガルークラブ」に入会することによって、さまざまな子育て団体やグループの存在や、イベントの情報を手に入れることができる。現代表の女性自身、「カンガルークラブ」のスタッフとして活動するだけでなく、自主保育のグループを立ち上げてもある。インタビューは、カンガルークラブの「みんなで遊ぼう会」の中で行ったのだが、自主保育のグループと合同で開催されて

いた。

また、宮前区だけのネットワークにかぎらず、もっと大きな規模で子育て支援について考えるために、「カンガルークラブ」は、川崎子育てネットワークの立ち上げにも関わっているという。市の子育て支援に提言を出すために、当事者の意見を反映できるような調査を計画したりしている。

子育てに関連する団体だけではなく、それ以外の市民活動団体ともつながりができつつある状態である。宮前区の区民活動支援コーナーの広報紙には、カンガルークラブのメンバーも参加している。

5 おわりに

小さな子どもを抱え、広い範囲を自由に移動することが難しい状態において、地域は決定的に重要なものとしてあらわれている。しかし、その限られた行動範囲においても、子育てに必要な情報を適宜手に入れることはむずかしい。小さな子どもを抱えながら、相談できる相手や子どもを遊ばせる場所を捜し出すことは容易ではない。

「カンガルークラブ」は情報提供によって、母親たちが抱えるこのような問題を軽減することを目的に、母親たち個々人の問題を地域的な問題として捉えなおしているのである。

行政との関係においても、また「カンガルークラブ」の活動における会員同士の関係においても、この団体が「サークル」や「グループ」ではなく、「ネットワーク」と銘打つことの意味を見て取ることができる。

「お客様になってしまう世代なのでむずかしさはあるが、強制はしたくない」「形を作ってはまるよりは、自発性を大事にしてお互いを触発していきたい」などの声が聞かれ、今後もこのような形態で会が存続していくことが望まれている。会員の枠や位置関係を流動的なものとして保ちつつ、自主的な参加を促していくことが会存続の基本であり目標として捉えられている。

補足：調査は、2002年9月6日に、川崎市宮前区の市民プラザ1階ロビーの広場とプレイルームにて、現代表の女性にお話を聞く形で行った。当日は、カンガルークラブの「遊ぼう会」が開催されている中で、インタビューに協力していただいた。

(1)地育連（地域で子育てを考えよう）は、宮前区周辺の自主保育、育児サークルの連絡会である。

引用文献：山本協子、1997『建築とまちづくり』241, p21.

Ⅱ－３．障害者福祉に関する市民活動

Ⅱ－３－１．オンブズパーソン活動を支える市民組織 福祉ネットワークみやまえ

石川良子

１ はじめに

話を伺ったのは「オンブズパーソン活動を支える市民組織福祉ネットワークみやまえ」（以下「みやまえネット」と表記）の事務局を務めている方で、平成14年8月14日に自宅で話を伺った。「みやまえネット」は「宮前区区づくりプラン推進委員会」から助成を受けて活動しており、この方も推進委員の1人である。

当日は主に、「宮前区区づくりプラン」（以下「区づくりプラン」）に関わるまでの経緯、「区づくりプラン」の概要、「みやまえネット」の活動内容、宮前区の特性を中心にインタビューを行った。

なお、事前に参照した資料は、インターネットで公開されている「区づくりプラン」の概要（<http://www.city.kawasaki.jp/69/69kusei/home/MiPlan0Home.html>）、「市民参加のまちづくりが進行中」と題された文章（「区づくりプラン」と「みやまえネット」の活動についての紹介文で、話を伺った方が書いたもの）の2点である。

２ インタビュー内容

（１）「障害者施設研究会」から「区づくりプラン」参加へ

今回話を伺った方が宮前区に居を構えたのは昭和52年で、ちょうど区が新興住宅地として開発されていた時期である。重度の障害を抱える子どもと同居しており、それが福祉活動に関わる最初の接点であった。だが、直接の契機は市民活動をしている知人と知り合ったことで、宮前区に引っ越してきてからのことだったという。「区づくりプラン」及び「みやまえネット」の活動以前は「肢体不自由児者父母の会」、「障害者施設研究会」という2つの団体に関わっており、前者は全国組織の川崎支部、後者はこの方が独自に立ち上げた団体である(1)。

最初に参加したのは「肢体不自由児者父母の会」だった。この団体は年1度開催される総会くらいで大した活動は行っていなかったそうだ。ほかには年末の駅前などで行う募金活動をはじめとした啓蒙活動や全国大会の主催県となった年の運営費を捻出する為のお茶の販売への協力などがあったが、これらは、会員の為というより負担になっていると感じていた。それより、直面している障害者福祉の問題を解決する為には、行政の福祉施策をただ待っているのではなく、障害者側のニーズを直接伝えるな

ど、自分自身が意思表示をしないといけないと考えるようになったという。これが、昭和58年に「障害者施設研究会」の活動をスタートした動機だそうだ。

「障害者施設研究会」は、「みやまえネット」と違って居住区の限定はなく、川崎市内を活動範囲としていた。参加者は30名程度で、作業所などの福祉施設に対する利用者のニーズを把握するためのアンケート調査や、その時々直面する福祉全般の課題の改善への活動が主な活動内容だった。

こうして「障害者施設研究会」の活動が行われている一方で、川崎市によって「川崎新時代2010プラン」が策定され、これに基づいて様々な計画が開始されることになった。たとえば川崎市主導の「都市マスタープラン」(平成4年から)とこれに基づく「区別構想」(宮前区では平成12年から)、また各区毎に作成する「区づくり白書」(平成3年から)等であった。宮前区ではこの区づくり白書を区民が参加して作成する独自の「区づくりプラン」(平成6年から)とする事とした。対象者が直接的に関わっているのは「区づくりプラン」で、その策定の前段階である「区民懇話会」から始まって、「区づくりプラン策定委員会」(平成6～9年。以下「策定委員会」と表記)、「区づくりプラン推進委員会」(平成9年から。以下「推進委員会」と表記)の全てに参加している。

現在「障害者研究会」は緊急性を要する大きな課題がなかったため、事実上活動を休止しているそうだが、その間、少数派である障害者に限ることなく、高齢者も含めた福祉全般に視野を広げることで、一般市民と一緒に活動を展開した方が改革を実現する可能性が高いと考えるようになった。これが、活動の場を移していった理由であるという。

(2) 「区づくりプラン」との関わり～「区民懇話会」・「策定委員会」・「推進委員会」

事務局の方が広報誌に寄せた文章(上記)によれば、「区づくりプラン」とは「区役所の区政推進課と事務局業務を担当するコンサルタントと協力関係を築きながら、あくまで主体は区民の姿勢を貫き通し」て進められているものである。平成6年からは「策定委員会」、続いて平成9年からは「推進委員会」によって実現へと向けた活動が担われている。この方が「区づくりプラン」に関わり始めたのは、これらの前身である「区民懇話会」からだという。

「区民懇話会」は、文化教育・保健福祉・自然環境の3分野の活動に関わる50名の市民によって構成されており、2年間活動を行った。過去の委員も含めここから「策定委員会」の委員になった人が多かったという。「策定委員会」は「区づくりプラン」を平成6年8月から約2年半かけて策定した後解散し、続いて平成9年3月に「推進委員会」が設置され、プランの実現へと活動内容は移行した。

「推進委員会」は2年1期制で、平成14年4月で3期目に入った(今期は1期3年に変更)。委員は広く一般市民から募集されており、応募者には区づくりについて自分の意見を小論文形式でまとめることが求められる。3期は計25名が応募し、全員が採用されたそうだ。小論文を書く熱意が評価されたのだという。年齢は20～80代までと

幅広く、3期のメンバーには大学生も1人含まれている。以前には「都市マスタープラン区別構想」に携わっていた学生がそのまま川崎市の職員になったこともあるそうだ。しかし、構成メンバーの中心は50～60代の定年退職後間もない人だという。また、委員の中には建築家も多く、これは都市マスタープランに参加していた人がそのまま推進委員になっているからだという。

また、「推進委員会」では市民活動団体に対する助成を行っている。区全体で200万円の予算で、1団体につき上限は15万円である。平成13年度は16団体、翌年度は23団体がその対象になった（「みやまえネット」は平成13年度は14万5千円、翌年度は12万円）。活動分野に偏りはない。

この市民活動への助成事業の特徴は、宮前区在住の学識者（理事会に所属）が、助成への申請や活動報告の評価を行っている点だ（2期までは「幹事会」という名称だったが、今は「理事会」に変更された）。「広げる、つなげる、深める」をキーワードとし、60点を合格基準として各団体の活動内容を高める工夫がなされているという。これまでの対象団体は全て80点以上の高得点を獲得しているそうだ（「みやまえネット」は90点弱くらい）。

また、「推進委員会」には東急やバス会社、タウンニュースを発行しているような一般企業も参加しているという。現在「まちづくり協議会」の設立準備が始まっているが、NPO法人化など自立するにはまだ時間がかかりそうだ。

（3）「みやまえネット」の活動

「みやまえネット」は2年半の準備期間を経て、2001年4月に福祉施設の運営適正化を目指して活動が開始された。平成12年度の法律改正で福祉施設は利用者の苦情解決を第三者委員を加えて行うよう義務付けられたこと、また平成15年度の支援費支給制度の導入に伴う、行政処分によりサービス内容を決定する措置制度から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する契約制度への移行などが、活動開始の背景にあるという（「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の概要」より。URL:http://www1.mhlw.go.jp/topics/sfukushi/tp0307-1_16.html）。

インタビュー当時の会の運営を支える市民会員は8名だった（内2名は推進委員でもある）。市民会員は公募ではなく全て知人によってまかなわれており、会長は「区民懇話会」から一緒に活動を続けている人だという（会長は高齢者支援団体「虹の会」にも関わっている）。

オンブズパーソンは、学識者・弁護士・司法書士・社会福祉士・市民代表などが務めている。1回の相談につき5千円の活動費と2千円の交通費が支払われることになっているが、仕事の量を考えると、ほぼボランティアのようなものだという。また、市民会員は入会金が3千円、年会費として5千円を負担している。

宮前区内には20ほどの福祉施設（作業所を含む障害者施設、高齢者施設、精神障害者施設等）があるが、そのうち「みやまえネット」の施設会員は当時1つだけであった（これは高齢者施設）。当初の予定では他に3つの施設が加入するはずだったが、そ

こは川崎市障害者施設協議会の設立を目指すという理由で離脱し、結果的に残ったのは1つだけだったという。しかし、高齢者施設も含め積極的に加入しようとする施設は少ないようだ。法律改正によって苦情解決のための第三者委員の設置が義務づけられたものの、期限が指定されていないためもあってか、正確な意味での第3者委員を導入しているところはあまりないという。更に、施設側もさることながら保護者側の人権意識もまだ低く、それも問題だという。支援費支給制度が導入されれば、従来施設と利用者との間に行政が入っていたところを直接利用者が施設と相対せねばならず、利用者を守るシステムが必要不可欠になってくる(支援費支給制度は平成15年度からで、当時はまだ導入されていなかった)。また、人権擁護に関しては、神奈川県福祉協議会が連絡役となって、県内の福祉オンブズマン組織が協議会を立ち上げる動きがあり、「みやまえネット」もその準備会に参加しているそうだ。

現在加盟している施設会員からは、入会金3万円、年会費10万円を受け取っているが、金額に関しては、施設の規模などにより運営委員会で決定していく。ほかにも、加盟していない施設の利用者が1名個人会員として加入したそうだ(年会費6千円)また、広く活動主旨に賛同する一般市民に賛助会員となってもらい、運営の一端を担うと共に、活動に関心を寄せてもらっている。現在は、加盟施設を増やすべく働きかけをしているところだという。

最後にNPO法人化について質問したところ、資金繰りが安定したらそれも考えたいという答えだった。だが、実際には杉並区のように「まちづくり協議会」がNPO法人化して、その下部組織として活動することが一番望ましいとのことだった。

(4) 宮前区の地域特性

「区づくりプラン」では、宮前区を3つの地域に分けて計画を進めているという。①田園都市線沿線地域、②菅生・平・犬蔵・潮見台・水沢地域、③有馬・野川・馬絹地域の3つで、実際、市民活動の特色なども地域によって異なるそうだ(「みやまえネット」は全区を対象とした活動である)。

①の地域はかつて昭和50年前後に流入してきた「新住民」とそれ以前から住んでいる「旧住民」との間に対立があり、数年前までは市民活動を行うには「難しい」ところだったという。「新住民」は「川崎都民」と言われるように地元より職場のある東京に目が向いていたが、最近では定年退職を迎えた人たちが参加し始め、活発化してきたそうだ。

②の地域は歴史のある土地で、まちづくり運動が盛んに行われている。現在NPO法人化へ向けて活動が進められているそうだ。この地域内の水沢に知的障害者の入所更正施設を建設する動きがあり、これに関しては行政・利用者・地域側で検討委員会が組織されている。これは市の事業を区民、区役所と協働で検討していくと言う「連携活動」の一端であるという。

③の地域は、地域コミュニティを形成するのが、なかなか難しいという。現在、中心となる方達が、その芽を育てるべく努力を重ねているところだという。

事務局の方が宮前区には市民の意見を取り入れやすい「素地」があるのではないかという。特に区政推進課は積極的に区民の声に耳を傾ける姿勢が感じられるそうだ。特に、近年は定年退職を迎えた「一家言ある人」たちが市民活動へと参加するようになり、実際のところ、これらの人々が現在の活動の中心的な担い手になっているという。

3 おわりに

今回話を伺った事務局の方が以上のような活動に関わるようになったきっかけは、ある市民活動を行っている知人と知り合ったことだった。その知人は「知ってしまった者は、行動する義務がある」という信念を持っており、その考えに影響を受けたのだと言う。こうした経緯も関係しているのだろうか、高齢者問題、環境問題など一部の特定の当事者だけが活動するのではなく、一般の市民も巻き込んで市民活動として進めていかなければならないのだ、と語られる場面もあった。

1)当初は「障害者施設研究会」宛てにインタビューを依頼したのだが、こちらは「事実上、休眠状態」との返答があったため、現在活動中の「みやまえネット」についてインタビューを行うことになった。

Ⅱ-3-2. 青葉バリアフリーサポート 21

石川良子

1. はじめに

2002年8月12日に横浜市の青葉区役所別館当事者団体交流室でインタビューを行った。相手は「青葉バリアフリーサポート 21」（以下「ABS21」と表記）の代表者である。当日はインタビュー前に「インターネットサロン」（後述）に参加し、その参加者からも話を伺った。

主なインタビュー内容は、「ABS21」設立までの経緯、基本理念、活動内容、会員構成、青葉区社会福祉協議会（以下「青葉区社協」と表記）との関わりである。

事前に参照した資料は、「ABS21」のホームページ内の「青葉バリアフリーサポート 21 について」で、基本的にはこの内容を確認するような形で話を伺った（<http://www.ran.sakura.ne.jp/~abs21/group/>）。ほかに青葉区社協の協力事業として企画・制作された「あおばバリアフリーサロン」のホームページも参照した（<http://www.ran.sakura.ne.jp/~abs21/>）。

2. インタビュー内容

（1）「ABS21」設立までの経緯

「ABS21」の設立は2000年1月だが、代表者のボランティア活動歴は長い。まず、「ABS21」設立までの活動を紹介したい。

代表者は学生時代（1960年代末）からボランティア活動に関わるようになり、最初はユースホステル協会の国際親善ガイドボランティアだった。その後結婚してからは夫の赴任に帯同してシンガポールに2度滞在することがあった（1976～1982年と1993～1997年）。その間も日本人会（婦人会）所属のボランティア活動に参加し、それは障害児を対象とした水泳介助と文化交流が主な活動内容だった。また、2度目の滞在ではホスピスボランティアグループの設立に携わったそうだ。人種、年齢、性別、職業、宗教などの異なる人たちが、死に行くときに平等であることを目の当たりにした代表者は、これを究極のボランティア活動と呼ぶ（インタビュー終了直後、この活動が現地で高く評価され、大統領社会事業賞を、外国人として初めて受賞されたとの連絡があった）。

青葉区に住み始めたのは1980年代初頭だという。転入直後から、帰国児童のための国際児童文庫協会所属「ハンパティ・ダンパティ文庫」に参加し、その関係で1988年から「横浜市緑国際交流ラウンジ（青葉国際交流ラウンジに改称）」の設立に関わった。2度目のシンガポール滞在から帰国した後、外国人支援は活発な青葉区だが、障害者支援は手薄なのではないかということに気づき、言葉が通じるのに（日本語でコ

コミュニケーションが可能な) 障害者との交流にはどうして力を入れないのか、という問題意識を持ち始めるに至ったという。1997年、横浜市役所市民局が公募していた市民公益活動推進懇話会委員に委嘱され、ホスピスボランティアの経験を活かせるような地域活動を模索していたそうだ。そこで考えついたのが、障害の種別や障害の度合い、年齢など、ちょうど行政による支援が手薄なところを埋めることだった。具体的な活動開始のきっかけは、知的障害児の就労援助グループ「ジョブコーチぷらすワン」の立ち上げに関わり、障害児の母親たちが時間に追われていて、しかも地域の障害関連情報が少ないということを知ったことと、同時期に参加した青葉区社協主催の「コミュニケーション・セミナー」(障害者を対象とした挨拶などの日常的なコミュニケーションを学ぶ場)と「自立生活セミナー」への関わりだった。これが1999年のことである。そこで知り合った脳性麻痺の参加者と意気投合し、青葉区社協と横浜市社協と何度も会合を重ねた末に、障害児・者の情報交換と交流の場としてのバーチャルな地域自立センターの企画案を提出した。

代表者は、当初から外出が困難な人たちのために、インターネットを活用することを活動内容として考えていたそうだ。しかし、1990年代末は現在ほどインターネットも普及していなかったため、なかなか活動趣旨を理解してもらえずに苦労したという。青葉区内には地域情報を発信するようなホームページの作成業務などを手がけるIT関連の企業があり、サポートを依頼した。情報を渡してくれればホームページ制作を引き受けるとの申し出があったが、障害者自身が作業を行うことが重要だと考えていたため、最終的にはそれも断ったという。2000年1月にグループを立ち上げたが、社協との関係は明確ではなかった。障害の理解を深めるために、民間資格の精神対話士やホームヘルパー2級を取得し、ヘルパーの仕事に従事しつつ、慶応大学の学生にアクセシブルなホームページの作成を依頼した。転機となったのは「横浜市市民活動推進条例」の制定(2000年6月)で、市民活動支援センター検討委員会委員としてこのことを知った代表者は、早速青葉区社協に協働を働きかけたところ、資金のめどが立ち、ようやく活動が軌道にのることになったのである。

(2) 基本理念——「バリアフリー・コミュニケーション」

代表者が繰り返し強調したのは「バリアフリー・コミュニケーション」という言葉だった。この言葉には、障害者—健全者はもちろん、障害者—障害者、また健全者—健全者であってもこころをオープンにして人間として対等な関係を築いていきたい、という思いが込められており、全ての活動にこの基本理念が通底していることがうかがえた。

より具体的に言うと、これは超高齢社会では、福祉の担い手が確実に減少するという将来を見据えたものであり、障害者や高齢者であっても一方的に支えられるのではなく、そうした立場であっても他者を支えられるようにならなければ生きることが難しくなるのではないかと、という見解から導かれたものだという。また、このような考えに至った背景には、障害者は健全者に特別扱いされて当然という風潮があるという。

「あなたたちは気の毒なのだから、ありがとうと言わなくてもいい」と教えられてきた人もいるのだそうだ。障害者は、可愛そうという見方で特別扱いすることは、果たして、障害者をひとりの人格として対等にみているのだろうか、そのこと自体が「自立」とか「社会参加」という考え方と相反するのではないかという。家族の高齢化が進み、家族だけでは支えきれなくなっている現状もある。障害の有無に関らず、「できない」ところを「できる」人が手助けするのは当たり前。何かしてもらったら自然に「ありがとう」。お礼を言われるような機会を与えられたことに対して「どういたしまして、こちらこそ、ありがとう」という双方向のバリアフリー・コミュニケーションの交換をしながら、上手に「人」に頼りあって、ふつうに地域で暮らしていけばいいのではないか。介助者がひとりの障害者に拘束されてしまえば、絶対数が不足する。そこで、街の人々や店員が「一期一会のサポート」ができるようにしていく必要があるともいう。

そこで、必要に応じて人をお願いをして何かをしてもらうための「バリアフリー・コミュニケーション」を実現させるためには、障害者側のコミュニケーション・スキルを向上させる必要があるという。障害者が人と触れ合える機会の少なさもあって、何気ない挨拶やお礼でもスムーズにできない人が少なくないそうだ。これを克服するために青葉区社協主催の「コミュニケーション・セミナー」などがあり、「ABS21」も基本的にこの考えを受け継いでいると言えるだろう。

また、代表者は「バリアフリー・コミュニケーション」を実現させるための最良のツールはインターネットだと考えているようだ。その理由は次のところで紹介したい。

(3) 活動内容

「ABS21」の中心的な活動はインターネットを利用したコミュニケーションである。パソコンを利用したものはホームページの作成（「ABS21」独自のものと青葉区社協設置のもの）、メーリングリストの運営（会員専用とオープンなもの。後者は全国各地に参加者がいる）、「インターネットサロン」の運営、このようなパソコンを利用したものに限らず、その活動内容は多岐にわたる。たとえば、お絵かき教室や粘土教室などのイベント、講演会（障害と母親の生き方を考える「マザーズジャケット」との共催。年2回）といったものが挙げられる。

要は、様々な人がふつうに交流して暮らしていけることが第一の目的なのであって、内容はこだわらないようだ。また、それらを実施する過程を記録したものを、ホームページで発信していく。そして、代表者がパソコン及びインターネットにこだわる理由もここにある。つまり、パソコンの操作方法やホームページの制作について教えることに関しては、知識と技術さえあれば健常者／障害者という区別は関係ない。また、そうした知識や技術を教え合うことを通じて円滑なコミュニケーションが可能になり、更にそれがコミュニケーション・スキルの向上にもつながるというのだ。また、ホームページも誰かに作ってもらうのではなく障害者自身が制作に関わることも重要で、自分自身が情報発信していくことによって自身が主役になっていることを確認し、自

信を持ってほしいという。要するに、障害者と健常者という「バリア」をなくしていくための1つの手段がパソコンやインターネットなのである(1)。

さて、以上のような理念が最も反映されていると思われるのが「インターネットサロン」である。これは青葉区役所別館の当事者団体交流室で月2回開かれている。当事者団体交流室は建物の出入り口付近に位置しており、ドアも開けっ放しにされていて誰でも遠慮せずに立ち寄れる雰囲気が演出されていた。実際、何となく立ち寄っただけの人がそのまま参加を続けることもあるそうだ。インタビュー当日の参加者は代表者を含めて8名で、そのうち半数以上が中途障害者とのことだった。健常者が視覚障害者からパソコンの操作方法を教えてもらっているような場面もあり、確かに健常者／障害者といった区別が必ずしも必要ではないことを実感できる場になっていた。そして、これこそが「バリアフリー・コミュニケーション」の具体的な在り様なのだろう。

また、もう1つ「ABS21」が力を入れている活動がバリアフリーマップの作成とそのためフィールドワークだという。障害者が「レジャー・タイムを主体的にどう過ごすか」ということも課題の1つであり、車いす、要杖(T字杖)、視覚障害(白杖)の会員が、実際に街を歩いてアクセシブルなお店を選んでいく。インタビュー当時は青葉区内の各駅周辺の商店街8ヶ所を対象にフィールドワークを実施しており、既にその結果がホームページで見られるようになっていた。このような活動に対して店側の対応はどのようなものかと質問すると、外側から判断して障害者が安心して行ける場所(たとえば、急な階段がないところ、通路幅が広いところ、陳列棚が低いところ等)を選んでいくのだが、最初の頃は、料金をとられるのではないかと、嫌がらせをされるのではないかとというような様子が見られるところもあったという答えだった。しかし、フィールドワークを継続するうちに店側の態度が変化し、協力を得られるようになったこともあるそうだ。進んで改善してくれる店も出てきたそうだ。自分たちが「動き、ふれあう」ことによって相手の反応も変わっていき、最終的には「意識改革」がなされていく。このようなやり方でも「バリアフリー・コミュニケーション」が実現されていくのではないかと代表者は語っていた。

以上のように、「ABS21」の活動内容は個々を見れば多様なようであるけれども、健常者／障害者という区別を超えた「バリアフリー・コミュニケーション」の実現を目指しているという点で一貫していると言える。

ところで、青葉区は横浜北部の「僻地」にあり、パソコン・ボランティアは桜木町(横浜市社協)、新横浜(横浜ラポール=障害者スポーツ文化センター)などの中心地で行われており、交通路線の関係で、外出が困難な障害者がそこへ通うことは不便だという。また、バリアフリーマップの作成も関内や桜木町周辺ばかりで、居住区周辺の情報は等しかったという。このような現状も踏まえて「ABS21」は地域重視の活動を展開しているそうだ。これについて、代表者は「共生を進める概念のグローバルゼーションと同時に地域実践活動としてのローカリゼーション」を目指していると表現した。

(4) 構成メンバー

会員は、「インターネットサロン」に参加可能な範囲に住んでいる人が多い。青葉区在住の人がほとんどだが都筑区から来ている人もいる。サポートする側（パソコンの操作方法を教える側）の人はほぼ固定しているそうだが、サポートされる側（教えられる側）は流動的で、その場に立ち寄るだけの人もいるという。

会員のほぼ半数が障害者で、障害の種別は様々だが中途障害者が多いそうだ（これは、行政の隙間を埋めるような活動を目指す代表者の意向をある程度反映していると考えられる）。後日ホームページで具体的な人数を確認したところ、2001年2月当時の登録会員数は10～70代まで43名だった（男性26名、女性17名。障害者は半数程度）。

インタビュー当日の「インターネットサロン」には60代以上と思われる人が多かったため、会員の年齢層は高いのかと尋ねたが、実際はそうでもないという。当日は平日ということもあって人が少なかったが、土曜日は40～50代のサラリーマンも参加しているそうだ。ただし、会員の年齢層には波があるらしく、最近はや若い世代が少なくなったという。活動開始当初、ホームページの枠組み制作のために尽力した大学生たちは、施行運用までで、その後の活動には参加しなかったそうだ。

また、初期の参加者の中には10代の知的障害者もいたが、彼らはすぐに活動から離れてしまったという。インターネットを使う中で、知らずに高額の請求書が送られてきては困るというような不安を感じ、習得をためらっているという家族もいたそうだ。

(5) 青葉区社会福祉協議会との関わり及び青葉区の特徴

「ABS21」は青葉区社協との協力事業として合意をとりつけたホームページ制作企画運営管理など社協スタッフができない事業の肩代わりをして、実費支弁のサポートを受けているのだという(2)。したがって、NPO法人化の予定はないそうだ。現状では、財源的に青葉区社協から離れて活動を行うことは難しく、だからといって障害者から参加費をとってまで収入を得ようとは思わないという。独自事業については、かなりの赤字になっているそうである。かつて若い世代のメンバーを中心にNPO法人化を実現しようという動きが生まれたこともあったが、もともと無償ボランティアのつもりで馳せ参じた会員も多く、「市民活動」にはなじまないという人もいて、コンセンサスを得ることができなかった。その頃、メーリングリストの特異性が要因でトラブルが起きて以来、代表者自身この件について触れないようにしているそうだ。また、代表者によれば、青葉区以外の区社会福祉協議会でIT関連団体の面倒を見ているところは見当たらず、青葉区社協は先端的な活動をしているような印象があるという。

また、青葉区には「ヴェンチャー的」な小グループ（おそらく「ABS21」のことも含めての表現だろう）が数多くあり、そうしたいろいろなカラーの小グループがたくさんできて利用者の選択肢が多様になればいいと言う。大規模になればなるほど、運営自体が煩雑になってしまう。そして、そうした小グループと行政や区社協や企業が協働することにより、青葉区の市民活動が活性化すればいいと考えているそうだ。

3. おわりに

以上のような「バリアフリー・コミュニケーション」という考え方は他の障害者支援でも一般的なのかと尋ねたところ、今まで耳にしたことはなく、自分たちが最初なのかもしれない、という答えだった。障害者同士にとっても、縦割りの障害者団体に所属しているのでは、横つなりの地域での関わりに新鮮さを見出しているようだ。これまで障害者は一方的に支えられ、与えられる立場になりがちであった。しかし、これからは「障害者であっても誰かを支えることができる」ようになってほしいそうだ。実際、「ABS21」の活動を通して、例え精神的にでも「障害者も自分とは違う種別の障害者に対し、理解し、いたわりあう」関係が築かれてきているようだ。人を支えることにより自分自身が主体的に生きている確信をもつことができ、生きる喜びに繋がり、充実した日々を送ることができるのだという。

そして、多様性を認め合う「バリアフリー・コミュニケーション」の実現を目指すことが、ひいては障害者と健常者だけに限定されない広い意味での「多文化共生社会」の実現につながるのではないかと代表者は語った。

1) 活動で使用するパソコンは、最初は全て参加者の持ち寄りだったが、今では社協に個人から寄付されることもあるそうだ。

2) 『平成 13 年度青葉区社協事業報告書』によれば、「ABS21」は青葉区社協直接サービス事業（インターネット情報サービス）の実施団体として位置づけられている。

Ⅱ－３－３．脳外傷友の会ナナ

石川良子

1. はじめに

2002年8月23日に、神奈川ボランティアセンターのラウンジでインタビューを行った。対象者は、「脳外傷友の会ナナ」（以下「ナナの会」と表記）の横浜地区のリーダーで、現在は主に当事者会のサポートを行っている。息子が脳外傷を患っており、「ナナの会」には設立準備委員会から参加しているようだ。

「ナナの会」は神奈川県総合リハビリセンターを拠点とする全国組織である。神奈川ボランティアセンターの方には青葉区を拠点とする団体として登録されているが、これは現在の会長が横浜市青葉区在住のためである。

当日のインタビューは、おおよそ次のような流れで進んだ。脳外傷とは何か、「ナナの会」に関わるまでの経緯、「ナナの会との関わり方、横浜市について、NPO法人化に向けて。

なお、事前に「脳外傷問題 TBIA JAPAN NET」にあった「米国脳外傷協会」ホームページの翻訳を参照し、ある程度「脳外傷」とはどのようなものか予備知識を頭に入れてからインタビューに臨んだ (<http://www.e-net.or.jp/user/mblu/misa/bi.htm>)。

2. インタビュー内容

(1) 脳外傷とは

脳外傷とは頭を強く打ったことの後遺症で、交通事故や転落事故がその主な原因である。そのため、脳外傷を患う人の8割は男性で、20～30代が圧倒的多数を占めるようだ。また、交通事故が頻発する地域に多いという。具体的な症状は、失語症、判断能力・記憶力の低下、感情の起伏が激しくなること、視力の低下など。ところで、脳外傷に類するものとして高次脳機能障害が挙げられることがあるが、これは脳溢血や脳梗塞の後遺症で、両者は区別されるという。

脳外傷が問題化した背景には救急医療の発達があるという。技術の発展に伴い、かつてなら死亡していたはずの患者でも「生命を保つ」ことが可能になったのである。しかし、そうして生き延びた後のケアについては日本のレベルは「最低」で、事故による精神的ショックなどに対するケア体制は全く整備されていないようだ。運良くリハビリセンターへ入れたとしても1年足らずで退院を迫られ、また脳外傷は外見からは判断できないため、数年前までは全く行き場所がなかったという。

このようにケアのための「受け皿」が十分に用意されていないことに加え、障害者として認定されないことも大きな問題であるという。つまり、認定されなければ障害

者手帳をもらうことができず、したがって既存のケアでさえ受けることができないのである。対象者の印象では、現在障害者の認定を受けているのは大体半数程度で、就労できている人は1%くらいだという。対象者は就労に関しては強い思いがあるらしく、就労が可能なのであれば最低賃金でもいいから働き続け、定年後は年金を受給されることが重要だ、これが「普通」ということであり、人の「尊厳」ということだ、と語っていた。また、40歳前後の人たちで自分が脳外傷だと知らずに就職し、今になって上述のような症状のために仕事をこなすことができず、リストラされるケースも問題になっているという。

さて、障害者認定については現在厚生労働省でその動きがあり、事業も開始されている。だが、それは精神障害としての認定で、対象者が求めているのは身体障害としての認定だという。脳外傷は脳に傷を受けたことによって生じる障害であり、それゆえ脳外傷を精神障害と一緒にすることはできない、と対象者は説明した。また、実際問題として精神障害では利用できる資源も少なく、十分なケアも受けられないという事情もあり、身体障害として認めてもらえるよう厚生労働省に対して働きかけているそうだ。

いずれにせよ、脳外傷はあらゆる面で「狭間」に位置するためケアが受けにくく、これが最大の問題だと対象者は何度も繰り返した。

(2) 「脳外傷友の会ナナ」との出会い

対象者が脳外傷のことを知り、「ナナの会」に参加するようになったのは1990年代半ばのことだった。しかし、脳外傷という問題に関わる直接のきっかけとなった息子さんの交通事故は、それよりも7～8年前のことである。

対象者が横浜に住み始めたのは15年ほど前で、息子さんが交通事故に遭ったのはその1年後のことだという。息子さんは頭を強打し、1ヶ月間ICU（集中治療室）で治療を受け、一命をとりとめたものの2～3ヶ月の入院生活を送り、退院後の9ヶ月間は神奈川県総合リハビリセンターで過ごした。医師から「治った」と言われて中学3年の時から学校にも戻ったが、勉強についていくことはできず、また暴力性が増し、家庭内暴力のような状態が続いたという。今振り返ればそれも脳外傷によって引き起こされたものなのだが、当時は医師たちにもその知識はなかったため相談をしても、単なる反抗期なのではないか、親の責任だと言われることもあったそうだ。だが、対象者自身には、子どもの変化の原因は数年前の交通事故だ、という確信があったという。しかし、当時はこのことを説明することもできず、息子さんが問題を起こした時にはただ謝ることしかできなかつたと対象者は悔しそうに語った。その後、息子さんは通信制高校から建築の専門学校に進学し、建築関係の会社に勤務していたこともある。

「ナナの会」に出会ったのは1995年で、息子さんが専門学校に進学してから3年目のことだった。かつて神奈川県総合リハビリセンターを利用したことのある人を対象に、会設立に向けたアンケートが送られてきたそうだ。対象者はその時初めて脳外

傷について知り、翌年から会の活動に参加するようになったそうだ。

(3) 設立の経緯と構成メンバー

「ナナの会」の拠点は神奈川県総合リハビリセンターで、会の名前は所在地である厚木市七沢の地名に由来する。最初に「脳外傷友の会」が結成されたのは名古屋市総合リハビリセンターで、その流れを受けて神奈川でも設立へと向けて動き始めたそうだ。当時中心となって活動を進めたのが「ナナの会」前代表である。この人はもともと障害児を対象とした保育士をしていたが、対象者と同じく子どもが脳外傷を患ったことがきっかけで、このような活動を開始したのだという。前代表の働きかけで全国各地のネットワーク化が進み、今では「脳外傷友の会」は全国に11ヶ所、支部を含めて20ヶ所あるという（たとえば、「ナナの会」には福島支部がある）。リハビリセンターから出た人が、それぞれの地域で活動を行っているそうだ。そして、前代表は全国組織である「日本脳外傷友の会」の代表となり、現在「ナナの会」の代表は設立当初副会長だった人が務めている。

「ナナの会」に入会する人の多くは病院からの紹介で、その他にも各地区の社会福祉協議会にお知らせを置いているという。インタビュー当時（2002年）の会員数は250人ほどで、1996年設立時には80人、翌97年は140人、そして2001年には220人と、コンスタントに増え続けているそうだ。会員数がある時点を超えて急激に増加したということはないが、NHKの番組で紹介された時には問い合わせが増えたという。ただし、常時活動に参加しているのはおよそ半数で、横浜地区の場合、登録会員数50人のうち12～3人程度のものだという。

ところで、「ナナの会」の参加者は脳外傷だけに限定されていないようだ。高次脳機能障害の人たちも行き場所がないため、「ナナの会」に参加している人も多いという。また、若年性の脳梗塞を患った経験のある現在60～70代くらいの人もいて、これは若い頃の障害ということ、高齢障害者を対象とした年金を受け取ることができないでいるそうだ。

(4) 活動内容

主な活動内容は、講演会（年1回）、シンポジウムの開催、当事者の交流会である。「ナナの会」の基本は家族会（親の会）だが、最近では当事者会（「サポートナナ」）に力を入れているそうだ。対象者は当事者同士の関わり、すなわち「ピアサポート」を重要視しているようだ。対象者は息子さんの経験に照らして、次のようにその重要性を説明してくれた。たとえば、症状のひとつに記憶力・判断力の低下があるが、そのために日常的に些細なミスが増える。そのため常にミスしないかどうか不安になって情緒不安定に陥り、自分のミスに触れられると判断がつかなくなり、かっとなって暴力に及ぶのである。したがって、ミスをして大丈夫なのだということを経験を積むことによって理解し、感情のコントロールをできるようにしていくことが大事だという。そのためにはケア体制の充実も当然ながら、当事者同士の交流の中で学習して

いくことが重要なのだと対象者は説明した。

ただし、当事者間では「病識」(＝自己認識)の問題も大きく、自分が脳外傷を患っていることを認められないでいる人は多いそうだ。交通事故などに遭い、見た目には何の変化もないのに、今まで何の気なしにできていたことが突然できなくなるからだ。

「自分は違うから」と事実を認めないままに参加している人も少なくないそうだ。これは当人だけではなく親についても同じで、これが中途障害の難しさだという。

更に、会に在籍はしているものの、対外的には脳外傷であることを隠し続けている人も多いそうだ。見た目には何の障害もないので人に説明することが難しく、それが子どもであれば近所の人の目に触れないよう「隠して」しまう親も少なくないという。このような事情もあって、厚生労働省への働きかけもなかなか難しいようだ。「プライバシーの問題」もあり、会を単位として運動を進められないのが現状だという。

また、交流会の方ではボランティアも募集しているが、応募してきても長続きしないそうだ。脳外傷の場合自分のことは自分でできるので、通常イメージされるようなボランティアの仕事は必要なく、コミュニケーション・スキルを向上させるため、一緒に映画に行ったり食事に行ったりする、そういう日常的なことが最も重要なのだという。しかし、日本でのボランティアは「やってやる」という雰囲気が強くと、そのような内容だと不満げな様子を示す人もいるそうだ。

NPO 法人化についてその予定があるかたずねたところ、それを目指してはいるが実現は難しそうだと答えだった。障害として認定されていないため行政からお金が出ないこと、また相談業務やピアサポートは事情として成立しにくいことがその理由だという。「脳外傷友の会」は会員の居住地域がばらついているので県単位で活動せざるを得ず(「ナナの会」には新潟県在住の人も所属している)、そのことも運動推進の難しさにつながっていると感じているという。一方、会費は会報の制作・郵送にあてられ、残りをNPO 法人化のための資金として貯金しているそうだ。

(5) 横浜市との関わり

横浜市との関わりについても念のため尋ねてみたが、拠点である神奈川県総合リハビリセンターは県の施設なので、やはりそれほど関係はないようだ。横浜市にもリハビリセンターがあって独自の展開がされているというが、そこは障害者手帳がないと受け入れてもらえないため、利用者はあまりいないという。横浜市では障害による縦割りがないので、障害者手帳さえ持っていれば、脳外傷だけのサポートはなくても何とかできるそうだ。

なお、対象者がリーダーを務める横浜地区には50人が所属している。横浜地区は設立当初から地区会を開いていたので、他の地域に比べれば活動に積極的な人が多いそうだ。神奈川県内では他に県央地区、西湘地区があるが、人数が多いのは、やはり交通事故が頻発する地域だという。

3. おわりに

インタビューを開始する際に対象者の方から、活動内容については会報（当日手渡された）に詳しく書いてあるので、まず脳外傷とはどのようなものか知ってほしい、これは啓蒙活動の一環である、という前置きがあった。そのため、最初に話題となったのも「脳外傷とは何か」ということだった。ここ数年メディアで取り上げられるようになったものの、脳外傷の認知度はそれほど高いわけではない。また、「ナナの会」をはじめとする「脳外傷友の会」はリハビリセンターを拠点としている団体のため（しかも全国的にもリハビリセンターの数は少ない）、そこを利用したことがなければ、今でも自分が脳外傷であることを知らずにいるということも大いにあり得る。潜在的な脳外傷患者数は非常に多いのではないか。以上のような現状認識が対象者にはあるようだ。まず、このような脳外傷という問題があることを知ってほしい、と対象者は繰り返し強調していた。

Ⅱ－４．国際交流に関する市民活動

Ⅱ－４－１．みどり日本語の会

福田友子

1．設立経緯

「みどり日本語の会」(以下、みどり)は、1984(昭和59)年3月に発足した団体である。日本語学校で5年ほど日本語教授に携わった人が横浜の広報紙に呼びかけて会員を募り、設立した。緑区が青葉、緑、都筑区に分区される前に設立されたため、名称は「みどり」となっており、現在もそのままの名称を使用しているが、活動拠点は主に青葉区にある。

設立当時、インドシナ難民が定住センターを出た後の日本語と社会適応訓練への対応が十分ではなかった。インドシナ難民は来日した後、大和市(難民定住促進センター。カンボジア難民が多かった。1980～1998年。)、品川区(国際救援センター。ベトナム難民が多かった。1983年～現在に至る。)の定住センターに入り日本語研修などを受けるが、一定期間(大和の場合、当初は3ヶ月だったが、1984年から4ヶ月に延長された。)を過ぎてセンターを出た後は、日本社会の側に難民に対するアフターケアが全くなかった。そこで、そのアフターケアとして、日本語教授と生活支援を行うことを主な目的として会が設立された。

2．移転経緯

1984年の設立後、1989(平成元)年には「青葉国際交流ラウンジ」(以下、ラウンジ)の設立に関わり、そこに活動拠点を築いた。ラウンジは、横浜市総務局国際室国際課の予算を受けて、市から運営を委託された運営委員会が管理・運営をしている公共施設であり、運営委員会の委員は市民ボランティアである。青葉区国際交流ラウンジは、横浜市で最初に開設された国際交流の拠点である。現在は移転して区役所別館内にある。

ラウンジの設立に際しては、同じくボランティア団体である「MIA 緑国際交流協会」(以下、MIA)と協力して横浜市国際室へ働きかけをした。そして近隣では初めての夜の日本語クラスをスタートさせた。MIAは1981(昭和56)年に設立された団体であり、活動対象者は留学生が中心で、交流を中心に様々な活動を行っている。

1992(平成4)年、日本語クラスがラウンジ(つまり横浜市青葉区)の直轄事業となったため、会員は個人参加というかたちで活動に参加するようになる。この活動形

態は現在に至るまで継続しており、現在もラウンジでは、登録団体として様々な活動に参加している。

この活動に加えて 1995（平成 7）年に、山内地区センターに新たにみどりの日本語クラスを開設した。地区センターとは、横浜市市民局の予算を受けて各区の区民利用施設協会が管轄する地域の公共施設であり、青葉区では地元住民からなる運営委員会が運営を行う。山内地区センターは青葉区で（分区前の緑区でも）最も早く（1977 年）設置されている。

3. 活動内容

活動の柱は、日本語支援と生活支援である。日本語支援とは、毎週金曜日 18:30～20:25 に山内地区センターで行われる日本語クラスと、個別の日本語教授を指す。生活支援とは、外国籍者に対するいろいろな支援で、日本語支援の枠を超えるものである。具体的には、近隣を中心とした家庭訪問や病院、学校への付添などであり、平日だけでなく、時には土日も行っている。その他、交流会、勉強・研修会などの活動も行っている。日本語支援と生活支援のバランスが難しいのが課題である。日本語ボランティアグループでも、それぞれ考え方が違い、日本語以外には踏み込まないというグループもある。みどりでも各会員によって考え方は違う。

会員は 46 名で、女性 36 人、男性 10 人となっている。会員には保育専門の若い人（10 代）もいるし、長く続けている 80 代の人もある。主要メンバーを、実働メンバーと定義すれば、全会員の 1/3（20 人くらい）である。広報誌は 2 種類あり、会員向けの会報（年数回発行）と一般向け PR 用の広報（年 1 回発行）がある。年会費は 2000 円である。

4. 活動対象者（外国人当事者）の変容

インドシナ難民には、設立当初（1984 年）から現在に至るまで関わっており、当初は八王子などへ家庭訪問に行っていた。その後高齢化、呼び寄せ、子どもの教育など、問題が変容してきている。

ラウンジ開設後（1989 年以降）は、在住外国人全般を活動対象にしている。開設当初と今では社会情勢などにより外国籍者自身のバックグラウンドも変わり、それに併せて、ニーズも変化してきている。

バブル期は、出稼ぎ労働者の増加で、日本語支援では日常会話が中心だった。その後定住・永住化が進み、定住者、永住者が増加すると、ニーズも多様化してきた。日本語支援では、日本語能力が社会上昇（ステップアップ）、家族間の意思疎通に必要となってきたし、生活支援では、日本人と同じような悩みが増加してきた。例えば、保険、年金、児童手当、医療、教育などである。

課題としては、地域住民としての広範で平等な情報の把握、権利としての日本語学

習のための公的なバックアップ、スムーズに日常生活を送るための近隣住民との異文化相互理解などがあげられる。

5. 他団体との関わり

①青葉国際交流ラウンジ

前述のとおり、設立当初から登録団体として活動に参加している。

②横浜市国際交流協会（以下、YOKE）

1993（平成5）年から関わっている。1997（平成9）年『外国人日本語学習ニーズ調査報告書』作成に参加し、1998（平成10）年にYOKE主催の「日本語ボランティア研修講座」実行委員会委員となった。2001（平成13）年からは、横浜市の広報『よこはま』のやさしい日本語版『よこはま・横浜』の編集に参加、また同時に外国人ボランティア育成のための講座「外国人ボランティアやさしい日本語講座」の企画・実行にも関わっている。

③カトリック障害者連絡協議会

同団体を通じて、毎年10月にフィリピンから来日する障害者に日本語を教えている。内容はサバイバル日本語で、今まで8回行った。

④AJALT（社団法人 国際日本語普及協会）

文化庁の委託事業「地域日本語教育活動の充実」事業の事業委員会に委員として参加している。

⑤サロン・デ・チャルラス（以下、チャルラス）

日本語を必要としていながら、子どもが小さくて日本語クラスへはなかなか参加できない外国籍者が多いことから発足した団体である。みどりの活動のひろがりであるが、メンバーはグループの枠を越えて、同じ問題意識を持つ者が集まっている。

会の名称は、スペイン語で「おしゃべりサロン」の意味である。日本語がわからないため、必要な情報を得ることができなかつたり、地域で孤立したり、また子どものことや家庭のことで悩んだり困ったりしている外国籍の母親たちの「居場所」として機能している。また日本人の若い母親達の参加も多く、病院の情報や予防接種、保育園、リサイクルショップなど様々な情報提供の場となっている。

月に2回の会合に、外国人母子3～4組、日本人母子3～4組が参加している。日本人参加者は、英語を話したい、子どもにいろいろな人と接する機会を与えたいという人々である。山内地区センターで始めたが、青葉国際交流ラウンジに移った。チャルラスでは、県の外国籍県民会議の提案で作成された医療機関リスト『外国人のための医療機関リスト～神奈川県～』（2002年3月発行）を参考にして『ロコミ医療マップ』

を作りたいと考えている。また 2002 年には、地元の音楽家を呼んで、子どもと一緒に楽しめるコンサートを開催した。

⑥国際こども MAT （青葉・緑・都築外国人児童生徒保護者交流会）

YOKE 主催の「日本語ボランティア研修講座」に参加した有志が、小学校から高校までの外国籍児童・生徒とその保護者の交流活動を行う必要性を感じて設立したグループである。外国籍児童・生徒とその保護者が主体となり、学校の先生やボランティアが支援するかたちを目指している。月 1 回の会合があり、「青葉国際交流ラウンジまつり」にも参加している。この団体が設立されたことで、この地域の「ケア（外国人支援）が乳幼児から高校進学までつながった」。

6. 地域との関わり

①山内地区センターとの共催

日本語クラスの学習者が先生となって、料理教室を開催している。地域の日本人が参加してくれるので、地域住民と外国人との接点となり、お互いの文化を知るよい機会となっている。

②社会福祉協議会への登録

日本語がわからないということは、ある意味ハンディキャップをもった人たちと同じではないか、という考え方から社会福祉に結びついた。現在も社会福祉協議会ボランティア連絡部会の部会員として登録している。また毎年、助成金を貰っている。

社会福祉協議会は在宅医療や民生委員との深い関わり合いがあるので、外国籍者の問題が地域につながる利点もある。

③その他

学校や専門家とはネットワークをつなげている。地域住民（例えば自治会など）は、外国人に慣れていない所も多く、様々なトラブルが起きやすい。年々国際結婚等で地域に外国籍住民が増えると、それだけいろいろな摩擦も起きてくる。時に触れ相互理解のための啓蒙活動が必要となる。具体的には、前述のとおり地区センターで料理教室を開催したり、会のパーティーなどの行事に地域のボランティア団体、学校の先生や子どもを呼んだりしている。

青葉地域で市民活動が活発な理由としては、海外に関係していた人が多い、ボランティア活動が盛んな地域であったことなどが考えられる。また、（新住民が多く）地域に友だちがいないが、近隣との付き合いは煩わしいという人もいる。そういう人たちが社会福祉活動などに参加している。

みどりでは、お互いにほどよい距離感を保ちながら、「縛りすぎず、緩すぎず」のルールでやっているという。これが長続きしていることのひとつではないだろうか、と

自己分析されていた。

参考文献

吹浦忠正, 1995, 「難民の定住化ー日本定住難民の諸問題ー」 駒井洋編『定住化する外国人』明石書店.

外国人日本語学習調査研究会, 1998, 『外国人日本語学習ニーズ調査報告書ー横浜市の日本語ボランティア教室で学ぶ外国人学習者を中心にー』横浜市海外交流協会.

みどり日本語の会, 2001, 『みどり日本語の会』18号.

みどり日本語の会, 2002, 『みどり日本語の会』19号.

難民事業本部, 2003, 「難民事業本部」

(<http://www.rhq.gr.jp/>, 2003. 6. 30)

横浜市青葉国際交流ラウンジ, 2003, 「横浜市青葉国際交流ラウンジ」

(<http://www2.ocn.ne.jp/~aoba/>, 2003. 5. 11)

Ⅱ－４－２．宮前日本語ボランティアの会

福田友子

1. 設立経緯

「宮前日本語ボランティアの会」（以下、「ボランティアの会」）の活動の場となっている「宮前日本語学級」は、宮前市民館の主催する事業である。「ボランティアの会」は、市民館の研修を受けた有償ボランティアの組織であり、市民館が「ボランティアの会」に事業を委託する形となっている。

川崎市の市民館とは、川崎市社会教育委員会が市の予算によって運営する施設である。図書館との複合施設として「文化センター」とも呼ばれる。川崎市には幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生の各区に1つずつ市民館が設置されており、それぞれが日本語学級を用意している。川崎区には市民館という名称ではないが、「教育文化会館」と在日韓国・朝鮮人の先駆的な活動拠点である「ふれあい館」があり、両方に識字学級が用意されている。

宮前区では、1993（平成5）年に宮前市民館が広報で有償ボランティア会員を募集したのが始まりである。行政主導の活動であり、「自然発生のグループではないので、ボランティア活動としては特殊な形」である。設立当初の会員募集は30～50人だったが、100～200人が集まったため抽選となった。当選者は1年かけてボランティア養成講座を受講し、翌年春（1994年4月）から日本語学級がスタートした。初回は外国人学習者も少なく、ボランティア・スタッフ側も初めての経験だったので、ボランティア数がかなり減少してしまった。そこで補充のため、抽選に外れた人たちに声がかかった（二次募集メンバー）。その後、会の活動は軌道に乗った。また、外国人登録窓口案内を置いたので、学習者も増えた。1999（平成11）年には夜間クラスを立ち上げ、昼の「日本語学級」と夜の「識字日本語学級」の2コースに拡大した。現在も市民館側が、有償ボランティア会員と学習者の募集などのセッティングを行っており、欠員は適宜募集、補充されている。

2. 地域的背景 その1（行政施策）

1946（昭和21）年の文部次官通牒「公民館の設置運営について」を皮切りに、全国的に公民館の設置が進められたが、川崎市では1949（昭和24）年に「社会教育法」の規定によって市立公民館（のちの川崎公民館）が設置され、1951（昭和26）年には稲田公民館、1953（昭和28）年には中原公民館、高津公民館が設置された。

1969（昭和44）年および1970（昭和45）年には川崎市社会教育委員会議は、地域に密着した教育施設の充実を目指し、各区に一館ずつの市民館と図書館を建設するこ

とを提言する。そして1971（昭和46）年、川崎市に「革新」の伊藤市長が誕生、1972（昭和47）年度には政令指定都市に移行し、川崎・幸・中原・高津・多摩の5区が設けられると、次々と各区に市民館が設置される。まずは1972（昭和47）年に多摩市民館が、1974（昭和49）年には中原市民館と高津市民館が開館した。1974年、川崎市社会教育委員会議は前の提言を発展させて『川崎市社会教育施設の基本計画と新しい中間施設（公民館）構想』を建議している。この構想において、市民館は各行政区に設置される中央公民館の役割を果たす施設、市民館分館（公民館）は各中学校区に設置される中間施設、町内会館等は「近隣住区」に設置される施設として役割分担が示された。1983（昭和57）年には、高津区、多摩区から分区して宮前区、麻生区が誕生し、1985（昭和60）年に宮前市民館、麻生市民館が設置され、現在の6つの市民館が完成した。

川崎市では政令指定都市移行後、教育委員会や社会教育委員会議が独自の施策を立案・実施することが可能になり、「地域に根ざした教育」を標榜する伊藤市長の諮問に対する答申の形をとることによって、一定の強制力を持つ提言が可能となった。その具体例としては、1987（昭和62）年の『川崎市における市民館および図書館の運営のあり方』が挙げられる。

一方、川崎市の識字教育は1974（昭和49）年に「子供を見守るオモニの会」によって始められたと言われている。同会は、在日韓国・朝鮮人の子どもたちへの無理解を克服するために活動を展開し、オモニ（韓国語で母親を表す）たちによる識字学級を始めた。1978（昭和53）年に、社会福祉法人青丘社が識字学級を開設すると、識字教育を社会教育として認めさせるための運動が広がり、この動きは1988（昭和63）年の「ふれあい館」開館として実現する。また1980（昭和55）年以降、川崎市にはカンボジア難民を初めとしたニューカマーが多く居住するようになり、1982（昭和57）年頃には中原市民館の「社会人学級」で「国語」を学ぶ外国人が現れ、識字学級の必要性がさらに増していた。そこで「国際識字年」でもあった1990（平成2）年、中原市民館が「識字学級」を独立して設置した。その後、各市民館に順次日本語学級が開設され、1995（平成7）年には全ての区に日本語学級が設置された。

さらに川崎市では、各市民館の「日本語学級」とは別に、川崎市国際交流協会（中原区、国際交流センター併設）が1989（平成元）年の設立と同時に日本語講座を独自で開設している。こちらは総務省（旧自治省）の国際交流施策の一環であり、国際交流協会の事業費で運営されているため、市民館のものとは成り立ちや役割が異なるが、後述のとおり市民館や他団体とネットワークを形成している。

3. 地域的背景 その2（市民活動）

地域住民による自発的なボランティア活動としては、「LET'S 国際ボランティア交流会」（以下、LET'S）というグループがある。1990年8月、海外生活者受入指定校である宮前平中学校の「帰国生徒保護者会」（後のKS会）から始まったグループで、

市民館の日本語学級設置（1994年）以前から日本語教育を行っていた。会員は主婦が多く、海外経験者が多い。月報があり、ホームページもある。

日本語サロン（日本語教室）は月曜日昼と火曜日夜の週2回行われている。初めは個人宅でやっていたが、その後昼はカトリック教会で、夜は福祉事務所の会議室で行うようになった。「チャットデイ」というイベントでは、日本人に外国（人）のことを知ってもらい差別をなくそうという目的で、ティーパーティーを行っている。

活動内容は日本語サロンの他に、帰国子女・外国人子女及び親に対する海外赴任の教育・生活に関する相談、Rainbow Club（子育てクラブ）、外国人のための情報誌『Rainbow』の発行、リサイクルバザー、地域の国際理解のためのプログラム（国際理解トークサロン、料理講習会）、地域のイベントへの協力、川崎市教育委員会の「民族文化講師ふれあい事業」のコーディネーター、国際子育てネットワークなど多岐にわたる。

LET'Sの活動と並行して「ボランティアの会」に参加しているボランティアも見られることから、自発的な活動の行われる素地のある地域であることにも留意しておく必要があるだろう。

4. 活動対象者（外国人当事者）

宮前市民館で日本語学級がスタートしたのは1994（平成6）年だが、当初から在日韓国・朝鮮人（オールドタイマー）はほとんどおらず、ニューカマー中心だった。1970年代以降、日本ではいわゆる「外国人労働者」やインドシナ難民など、新たに来日する外国人が増加した。これらの外国人は、戦前から日本に在住しているオールドタイマーと区別して、ニューカマーと呼ばれている。宮前市民館の場合、具体的には、国際結婚をしたタイ人、フィリピン人や、中国帰国者センターやベトナム・センターなど、半年ほどしか入所できないセンターを出所した人々が、日本語学級に参加していた。

現在では、そうしたニューカマーも少なくなり、海外駐在員の奥さんや研修ビザで来日した人の奥さん、短期ワーキングビザで来日した夫婦などが参加している。この地域の外国人人口は多くはないが、定員の40人はいっぱいになる。子どものいる人は保育室があるのでそれも魅力らしい。日本語は上手でも、交流の場として参加している人もいる。

5. 活動内容

昼の部「日本語学級」（金曜日10:00～11:30）と夜の部「識字日本語学級」（水曜日19:00～20:30）の2コースがある。運営は、昼と夜とで別になっている。

昼の部の参加者は、ボランティアが30数人（40人以下）で、原則として毎週顔をあわせている。学習者は30数人が参加している。宮前では習熟度別の6グループ制に

なっていて、それぞれ担当者がつく。タイムテーブルは、10:00 に日本語学習開始、11:30 に学習終了後、グループが混ざってお茶、12:00 にスタッフ・ミーティングを行う。毎年春に係を決め、原則全員が係に就く。昼の部の役員構成は、会長（互選で選ばれる）、副会長、会計、新規コーディネーター（受入を担当）、テキスト係（資料担当）、庶務、イベント運営係（お祭りの料理や年1回の交流会を担当）、日本語通訳、書記（議事録担当）、保育係（2名いて、受入数は20人が限度）となっている。昼の部の主要ボランティア・メンバーは、初回募集メンバーが6~7人、二次募集メンバーが10数人、三次募集メンバーが20数人である。ほとんどが主婦だが、主婦だけだと目線が一つになるのが難点である。現在はリタイアした男性が1人参加している。

夜の部の参加者は、ボランティアが10数人いて、男女比は半々となっている。学習者は10数人が参加している。夜の部は男性や働いている人など、いろいろな人がいる。学習者も男性が多い。たまに仕事探しの相談が来ることもある。

会報はなく、ミーティングの議事録は直接手で配布している。但し「川崎市日本語連絡会」がホームページで月報『連絡会ニュース』を出している。この組織は、全市民館の日本語ボランティアグループ、独自グループ、LET'Sの日本語サロン、川崎市国際交流協会の日本語講座が参加しているネットワークである。

会費は市民館ごとに異なるが、有償ボランティアなので宮前ではその報酬から会費を集めている。ボランティア報酬は、1人1回500円。1学期10回で5000円。年に3学期30回で15000円となっている。当初は「ボランティアの会」で一括してボランティア報酬をもらって会の運営費にしていたが、領収書が必要ということになり会費制に戻した。更に今では銀行振込になってしまった。現在、会費は1学期1500円で、会費の用途はコピー代、研修以外の講習会の謝礼である。学習者の参加費は、1学期500円で、参加費の用途はコピー代、お茶代である。

活動内容は、市民館ごとにバラエティに富む。例えば高津は駅前のビル（溝ノ口駅前のノクティ）の11階にあるので、夜の部が大人気で、ボランティアの男性も多いようだ。終了後に飲みに行くのも簡単なので人気があるらしい。宮前は周りが暗いので、それは無理である。

6. 地域、他団体との関わり

①川崎日本語連絡会（川崎市・日本語ネットワーク）

全市民館の日本語ボランティアグループ、独自グループ、日本語サロン、川崎市国際交流協会の日本語講座が参加しているネットワークで、他団体との接点となっている。「ネットワークの集い」が毎年11月に高津市民館で行われ、異文化交流のあり方をテーマとした講演会と分科会が行われる。

②宮前市民館の各種団体

夏に「子どもあそびランド」というイベントがあるが、そこは様々な活動の接点と

なる。このイベントは市民館の自主事業で、企画委員が企画を考える。市の予算 20 万円のうち、6, 7 万円くらいを丸投げされるので、それを使って企画を作る。形式上は企画委員は募集されるのだが、実際は各分野から一本釣りされる。当日は盛況で、チラシ 1000 枚は 1 時間ではけたという。日本語学級では、「子どもあそびランド」に「外国人と話そうブース」を設置した。子どもたちは、中国、韓国の人を「外国人」として認識するようになると同時に、アフリカ系の人を見ても驚かなくなる。外国人が地域で長く暮らしていくためにも、地域とのつなぎ役になるこのような活動が必要であると考えられている。

秋には「子育てメッセ」というイベントがある。子育てグループは何十個もあるが、接点がないので、「子ども文化センター」が何とかしてくれれば、という意見もある。「子どもあそびランド」と「子育てメッセ」は、各区とも予算は同じはずなので、どの区でもやっているようだ。

またお互いの活動を知るために、地域セミナーの企画委員がグループのリストを作っている。これによって、例えば高齢者の団体が子どもの団体に昔の手作りおもちゃを教えたり、男の料理教室グループが介護宅配グループに料理を提供したりすることが可能となる。他の区との比較はできないが「何かをやろうとしたら人が集まるのだから、宮前区は（市民活動に対する）意識が高いと思う」と捉えられている。

③外国人当事者グループ

川崎市には「川崎市外国人市民代表者会議」がある。外国人だけで集まるのはおかしいという意見もあったが、選挙権（外国人の地方参政権問題）など共通の課題があるという現状もある。代表者会議は 2 年が限度なので、その後当事者がグループを作って活動している。例えば、1 期の卒業生を中心として「KFV（川崎外国人市民ボランティア）」が設立された。メンバーは川崎市全体から集まっているようだ。例えばムスリム用の食材が一般スーパーで売られていることなど、情報提供を行っているらしい（次を参照のこと）。

また「日本人の外国人妻の会」（AFWJ, 1969 年設立）というグループがある。この会は親睦が目的で、メンバーは欧米人もアジア人もいるが、共通語が英語なので欧米人に有利かもしれない。メンバーは川崎市全体から集まっているようだ。

④ふれあい事業（国際理解教育）

川崎市で年間 100 万円の予算がついた事業で、小学校が国際理解教育の講師として在住外国人を招いて講演会などを行う。各学校の申し込み順で予算が消化されるが、予算外でも呼ばれることもある。

⑤宮前平小学校の日本語教室

小学校の教室が解放され、日本語教室のウェイティングを受け入れている。運営は自主的に行われ、ボランティアも集めている。2002（平成 14）年 9 月から始動したよ

うだ.

参考文献

- 江橋崇, 1993, 『外国人は住民ですー自治体の外国人住民施策ガイドー』学陽書房.
- 川崎市, 1997, 『川崎市史』通史編4・上.
- 川崎日本語連絡会, 2003, 「川崎市識字・日本語学習活動の指針」
(<http://takeihitoshi.hp.infoseek.co.jp/index2.htm>, 2003.5.11).
- 川崎市地域日本語教育推進委員会, 1997, 『共生のまちづくりをめざす日本語学習のあり方ー川崎市地域日本語教育推進事業報告書ー』.
- 川崎市社会教育五十年史編集検討委員会編, 1998, 『川崎市社会教育五十年史』, 川崎市教育委員会.
- LET'S 国際ボランティア交流会, 「LET'S 国際ボランティア交流会」
(<http://inthe.info/lets/>, 2003.6.30)
- 社会教育研究会議Ⅱ, 2002, 「市民館の今日的課題を探るー市民館分館の事業体系構造化の視点ー」『川崎市総合教育センター研究紀要』第15号(平成13年度).

Ⅱ－４－３．KFV（川崎外国人市民ボランティア）

福田友子

1. 設立経緯

川崎市は、1996（平成8）年12月から「川崎市外国人市民代表者会議」を開設している。その第1期の参加者を募集するために、川崎市は市内に外国人登録をしている外国籍住民全世帯に郵送で申込書を送付した。この募集（公募）に申し込んだ人々から選考された参加者に、市内の主要な民族団体の代表者（団体推薦）が加わり、第1期の「川崎市外国人市民代表者会議」（以下、代表者会議）が開設された。会議参加者の在任期間は2年で、2期まで連続して参加することができる。

1997（平成9）年4月には、川崎市教育委員会が「民族文化講師ふれあい事業」（以下、「ふれあい事業」）を開始する。「ふれあい事業」とは、教育委員会が社会教育施設や学校に在住外国人を「民族文化講師」として派遣する、国際理解教育事業である。この事業は在住外国人の協力が不可欠であり、会議参加者らはこの事業に初めから協力することとなった。

会議参加者らはこれら2つの事業に関わる中で、代表者会議の任期終了後も外国人当事者が積極的に国際交流活動へ協力することの必要性を感じたと言う。こうして2000（平成12）年2月の第2期終了と同時に、第1期（1996～1998）及び第2期（1998～2000）OB・OGを中心としたグループ「KFV（川崎外国人市民ボランティア）」（以下、KFV）が設立された。第1期メンバー4人、第2期メンバー1人が発起人となった。

2. 地域的背景（代表者会議の設置過程）

川崎市は京浜工業地帯の真ん中に位置し、戦前から職を求めて、あるいは強制連行によって多数の朝鮮人が集住するようになった地域である。戦後、川崎市は在日韓国・朝鮮人の運動を受けて、差別撤廃・人権確立への取り組みを行い、1970年代には全外国人への国民健康保険の適用や児童手当の支給、市営住宅入居の国籍条項撤廃を国に先駆けて実施した。また1985（昭和60）年には外国人登録法に規定されている切り替えや再交付時の指紋押捺制度に対する拒否者の不告発を市長が宣言した。1986（昭和61）年には「川崎市在日外国人教育方針」が制定され、1988（昭和63）年には全国初の在日韓国・朝鮮人と日本人の交流施設（子ども文化センターと社会教育施設の機能をもつ）「ふれあい館」が開設されている。こうした差別撤廃の運動とそれに対応した行政施策だけでなく、横浜の中華街に負けないコリアタウンをつくろうという運動や川崎区南部の「おおひん地区街づくり協議会」の設立など、在日韓国・朝鮮人と日本人との自主的な地域活動が芽生えてきた地域でもあった。

1993（平成5）年9月大阪府岸和田市議会が外国人に地方参政権付与を求める要望書を採用したのを皮切りに、この動きが全国に広がり、川崎市議会も1994（平成6）年10月に同様の意見書を採用した。

これに先立って川崎市では、1989（平成元）年に設置された「川崎市外国人市民施策推進幹事会」において、今後の「24項目の課題」の一つとして「（永住権を持つ）外国籍市民の地方参政権取得を国に働きかけること」が挙げられ、検討が開始されていた。1993（平成5）年3月に市民局国際室が発行した『川崎市外国籍市民意識実態調査報告書』では、地方参政権については「必要」と「あったほうがよい」の合計は60%を占め、市在住10年以上の韓国・朝鮮人の場合は82%の高率で支持されている。また、1994（平成6）年2月に開催された「地方新時代シンポジウム」の第3分科会「外国人市民との共生のまちづくり」でパネリストの仲井氏（成蹊大学教授・神奈川県専門委員）がドイツ・ヘッセン州およびフランクフルト市の「外国人代表者会議」を紹介した。こうした経緯を経て、高橋川崎市長（在任は1989～2000年、伊藤市長の革新路線を引き継ぐ。）は、1994年3月議会での質問に答えて「地方レベルで参政権実現を盛り上げ、国に認めさせることが必要であり、市議会に準ずる形で外国人市民の代表者会議を設置するなど市独自の取り組みを検討していく」意向を明らかにした。こうして1994年10月、外国人市民の市政への参加を保障するための仕組みを検討するために「仮称・外国人市民代表者会議」調査研究委員会が設置された。

同委員会は、1994（平成6）年度に外国人の法的地位および処遇に関する国内の法制度上の問題（制約と可能性）と外国の事例研究を行い、1995（平成7）年3月末には中間報告書をまとめた。またヨーロッパ現地調査を行い、川崎市独自の仕組みづくりに向けた実務研究とモデル会議を開催した。モデル会議の開催にあたっては、「市政だより」とパンフレットの配布による広報や、市民館での日本語講座受講生や市民団体の紹介等により、18カ国54人の申込みがあり、当日は14カ国47人の参加を得た。このモデル会議の経験を参考にし、同委員会は外国人市民の市政参加の仕組みとして「外国人市民代表者会議」の設置を求める報告書（答申）を市長に提出した。この答申を受けて、1996（平成8）年10月に「外国人市民代表者会議設置条例」が制定され、12月に第1回目の会議が開催された。

代表者会議は、制度上は審議会である。代表者の資格は18歳以上で、川崎市での外国人登録が1年以上であることが必要条件となる。代表者の定数は、地方自治法91条を準用し、26名とされた。代表者の選出方法は、団体推薦と公募で、団体推薦は3名である。公募は、第1期には応募用紙を全外国人世帯に送付したが、第2期以降は市役所、区役所、市民館の窓口での応募用紙配布に変更された。応募者の選考は、学識経験者1名、市民団体代表2名からなる「川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会」が行う。1年に4会期、2日ずつの会議が開催され、各年度末には委員長が調査・審議内容を市長と議会に報告する。年に1回はオープン会議（一般公開）が開催される。事務担当は、市民局人権・男女共同参画室である。

3. 活動内容

KFV は、代表者会議や「ふれあい事業」での活動を通して、外国人市民の抱える問題が多くあることから、自ら地域の中で行動していくことが必要であると考え、会議参加者らが中心となって独自に立ち上げた当事者団体である。2000（平成12）年2月18日の設立式には新聞記者（神奈川新聞）も集まり、関心は高かった。

主な活動は「ふれあい事業」への講師派遣であり、1年で54回の派遣実績がある。その意味で「行政に対するサービス」はしているが、委託事業ではなく、全てボランティアでやっている。外国人市民の抱える問題の多くは、日本人市民との相互理解が不足していることに原因があり、それらの解決のためには、国際理解教育を推進していくことが必要であると考えている。KFV は外国人市民自らが出身国の文化などを広く伝えることを基本に、地域でボランティア活動を行い、そこから日本人市民と共に「明るい川崎」をつくっていくことを目的としている。また、外国人市民への生活情報等を提供することにより、外国人市民相互の連携を図り、すみよい地域生活を目指し、さらには全国の外国人市民とのネットワーク化を図ることも目指している。

具体的な活動内容としては、第1にボランティア活動への参加である。具体的には、①「ふれあい事業」への講師派遣（コーディネーター）、②料理をはじめとする世界の文化紹介、③外国人市民生活相談が挙げられている。第2に会員相互の交流や情報交換を行い国際理解教育の推進をはかること、第3に会員の出身国や出身地域を特集したチャリティ・イベントへの参加が挙げられている。2002（平成14）年10月5日には、国際理解教育講師育成を目的とした「KFV 国際芸術団」を創団し、歌や踊りを通じた文化交流の基盤作りを一步進めていた。

会員は一般会員（外国人）が15カ国38名、賛助会員（日本人）が34名、合計で70名を超えた（2002年10月現在）。一般会員（正会員）を外国人に限定することによって会の特色を出している。日本人は賛助会員となるが、楽しんでもらっていると思うと言う。主要メンバーは運営委員の5名だが、現在賛助会員の運営委員会出席も検討している。会議参加者には在日韓国・朝鮮人（オールドカマー）もいたが、KFV には積極的に参加していない。年会費は一般会員が5000円である。賛助会員は5000円以上で自由に出してもらっている。会報『KFV ニュースレター』が発行されている。

代表者会議では、地方参政権問題など政治的なテーマも扱っていたが、KFV は会の方針として、政治、宗教に関わらないことにしており、文化交流が中心である。例えば地方参政権の問題に関心があるならば、その会合に個人として参加している。

4. 行政、地域との関わり

特にこれといった行政との関わりはない（会としてのスタンス）が、国際交流センター（中原区、川崎市国際交流協会）への登録はしている。KFV の所在地が宮前区となっているのは、代表者の住所によるものであり、活動は川崎市全体である。会員は

日本人会員も含めて、全てが川崎市在住というわけではない。しかしボランティアの場が少ないので、各市民館、国際交流センター、ボランティアセンターに活動の場が限定され、自然と活動拠点は宮前や中原に定まってきた。また、イベントに関わりがあった宮前区・中原区からは、区政推進課から「区づくりプラン推進委員会」への参加依頼が来たため、KFVとして参加している。中原区で行われた前述の「KFV 国際芸術団」創団公演では、中原区長が出席し祝辞を述べていた。

KFV は、川崎市が全国に先駆けて条例を作り、代表者会議を設置したことを評価している。会議を主催している市民局男女共同参画室とは、任期終了後は施設の貸し出しなどで付き合いがある。また、歌や踊りを披露するイベントを、KFV と男女共同参画室が共催したことがある。会議経験者（「川崎市外国人市民代表者会議 0B・0G 会」）にはニュースレターが送付され、会議の意見を集約する勉強会や、「川崎市市民まつり」への参加といったサポートの依頼がある。

他には、川崎市社会福祉協議会と付き合いがある。「全国ボランティアフェスティバル」が神奈川県で開催されたとき（2001年）にKFVが参加したのがきっかけだった。また、KFVは「川崎防災ボランティアネットワーク」の運営委員となり、外国人への情報窓口として外国人対策の役割を担うことを依頼されている。「地域行政からさまざまな問題を一緒に解決するために、『協力してほしい』と要請をたくさん受けました」（『KFV ニュースレター』No. 5）という記事に見られるように、行政にとってKFVは外国人市民施策の窓口となっているようである。

参考文献

川崎市，1997，『川崎市史』通史編4・上。

川崎市外国人市民代表者会議調査研究委員会，1996，『仮称・川崎市外国人市民代表者会議 調査研究報告書（答申）－川崎らしい外国人市民の市政参加の仕組みづくりを－』川崎市市民局国際室。

川崎市外国籍市民意識実態調査研究委員会，1995，『川崎市外国籍市民意識実態調査－事例面接調査編－』川崎市市民局国際室。

川崎市市民局人権・共生推進担当，1996，「外国人市民の市政参加をめざして 『仮称・川崎市外国人市民代表者会議』調査研究委員会の設置とモデル会議の開催」（<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/gaikoku/foreign.htm>，2003.5.11）

川崎市市民局国際室，1993，『川崎市外国籍市民意識実態調査』川崎市。

KFV（川崎外国人市民ボランティア），2000～2002，『KFV ニュースレター』No. 1～No. 6。

KFV（川崎外国人市民ボランティア），2003，「KFV ホームページ」（<http://www.kfv.jp>，2003.6.25.）

Ⅱ－５．環境問題に関する市民活動

Ⅱ－５－１．宮前環境フォーラム

篠原直人

１．設立の経緯

宮前環境フォーラムの設立は1991年3月である。当時、宮前市民館(1)において地域セミナー「環境講座」が開かれていたが、その講座の受講生が自発的に集まったのが宮前環境フォーラムの母体であった。この「環境講座」は元気象庁職員を講師に招いて、簡易測定管を用いて大気中のNO₂(二酸化窒素)を測定する方法を学ぶ講座であり、現在の代表者もこの受講生の一人であった。

代表者がこの講座に参加したきっかけは、次のようなものであった。1984年に長年勤めたNHKを定年退職した代表者は、宮前市内にあるバス道路わきの自宅の窓から黒いばいじんが家に入ってくることに気づいた。在職中は、仕事が忙しく、家と職場との往復だったため、あまりばいじん気づかなかったが、退職後は、自宅の浴室の窓のばいじん気づくようになったのである。これがきっかけで、代表者は環境問題に関心をもつようになった。また、退職により地域社会に目が向くようになったことも、地域の環境講座に参加するきっかけとなった。そして、その後環境フォーラム2代目の代表となった代表者は、現在まで会の運営を支えつづけている。

２．会の活動および参加者

環境フォーラムの軸となる活動は、もちろん簡易測定管を使ったNO₂(二酸化窒素)の測定活動であるが、その他にも川崎市全体の大気汚染地図の作成および展示活動や、大気汚染と深く関わっていると推測されるぜんそく患者数の推移の展示活動を行っている。また、その他にもダイオキシン問題、原発問題などの公開講座を市民館で開いている。

メインである測定活動は、年2回のペースで行われる。測定箇所は、市内を走る幹線道路である第3京浜、東名高速道路、国道246号線等の付近および、住宅地内部やバス道路沿いなど市内約120箇所であり、これらの箇所に簡易測定管を取り付けて測定は行われる。最近では2002年6月13、14日に、25回目の測定活動が行われた。それによると、120箇所中46箇所で国の基準である0.06ppmを超えており、事態は深刻であるという。そのうえ、前回の測定と比較しても、改善の兆しはないどころか、大気汚染は一段と進行しているという。

次に、会の参加者について述べる。会の構成員は現在5名であるが、測定活動においては、その他に協力者が多く参加しているという。測定活動への参加者は、設立当初は30人ほどで、その内訳は主婦が7割、男性退職者が3割程度であったという。年齢層は高く、若い人はほとんどいなかったという。他方、ここ数年では、参加者は60～90人程度(2002年6月の測定では69名)に増加したが、その内訳はほとんどが主婦であり、男性退職者は減少しているという。宮前区においては、東急線沿線に移り住んできた住民の多くが高齢化しており、男性退職者の地域活動が盛んになっていることが予想されたが、ここでは予想に反する結果となっている。

参加者の内訳を見ると、現在の参加者のうち10名程度が一般参加者で、残りは代表者と交流があり、活動に賛同している他団体のメンバーによる団体参加である。このうち団体参加には、神奈川ネット運動の宮前支部である宮前ネットや、宮前区の婦人学級講座など5団体が含まれているという。これらの団体のメンバーの多くが主婦であり、しかも子育ての終わった40歳台以降の主婦であるという。この他にも、共同保育を行っている団体とも協力関係にあるが、メンバーは子育て活動におわれて、活動にはあまり参加していないようだ。

また、一般参加者は、代表者が街頭で配布したミニレターなどを見て参加した人々である。この内訳は、またも圧倒的に主婦であるという。しかし団体参加の主婦とは年齢層が相違していて、20歳代から30歳代くらいの子育て期間中の主婦が多い。この主婦達は、ぜんそくの子どもを抱えていることが多く、そのことがきっかけで大気汚染の問題に興味を持ったのである。

上記のような参加者の構成を見ると、上で述べたような男性参加者の減少も説明できる。代表者と交流のある団体には男性は少なく、また大気汚染の問題を身近に感じるだけのきっかけを男性は持ちにくいのである。

そしてこれらの現参加者のうち、継続的に測定活動に参加しているのは団体参加の主婦達だけで、一般参加の主婦達は、大気汚染に関心は示すが、活動が継続しない傾向が見られるという。事実、数年前まで定例会を開いていたが、参加者が少なくなってきたので中止せざるを得なかったという。

また、代表者自身による街頭でのミニレター配布の際にも、大気汚染に強く興味を持つ人と、あからさまなアレルギー反応を示す人とに2分される傾向があるという。つまり、一般参加者はどちらかという情緒的なレベルで参加/非参加を決定していると推測できる。

予算については、測定管(一本100円)やミニレター代を熱心な参加者のカンパでまかなっているという。行政からは全く援助を得ていない。この理由は次節でも述べるとおり、代表者が行政とは一線を画した活動を念頭においているからである。

3. 行政との関係

現在、宮前区は、1995年以来約2年半をかけて策定した「区づくりプラン」に基づ

くまちづくりを進めている。策定作業を行った「区づくりプラン策定委員会」は区民、企業、行政の代表者から構成されていた。そして、区づくりプラン策定において、宮前区の現在および将来を最も良く表す言葉として作られたのが「ガーデン区」という言葉である。この言葉は、宮前区を3つのゾーンに分け、それぞれの自然環境を軸としたまちづくりを進めていく象徴的に示している。

1998年の「区づくりプラン」策定完了後は、「策定委員会」から移行した「区づくりプラン推進委員会」が区づくりプランを実行すべく、様々な活動を行っている。それらの活動の中でも、区役所に、「公設民営」の区民活動支援コーナーを設けたことは、川崎市でも先進的なことだという。このことに対しては、代表者も一定の評価を与えている。

実際、代表者は、「推進委員会」に参加していたことがあるという。しかし、現在は参加を見合わせている。その理由は、(1)区づくりプランには行政も参加しているが、行政そのものに不信感があったから、(2)ガーデン区構想とは「視点の違い」があったからの2点だという。以下の2つの節で、この2点について述べる。

3.1. 行政への不信感

代表者は、行政に対してあまりいい印象を持っていない。この不信感は、大気汚染測定活動の中から芽生えてきたものである。それは次のような事実を代表者が見出したことに起因している。

川崎市も大気汚染測定を行っているが、それは、各行政区ごとに、わずか2箇所測定を行っているに過ぎない。その上、大気汚染の元凶といわれる第3京浜と246号線の2つの道路は、管理権限が川崎市にはないため、測定が行われていない。測定されている主要な道路は、川崎市が管理している尻手黒川線のみであり、そして尻手黒川線は前2者に比べると交通量が少ない。そのようなデータを使って、国の大気汚染基準値をクリアしたと川崎市は発表しているが、このような数値は当然のごとく信頼できないと代表者は述べる。

また、行政の測定活動の問題点は前述のような化学物質の側面にとどまらない。行政は、大気汚染による健康被害の側面(2)については目を向けていないと代表者は述べる。川崎市衛生年報および月報(表II-1)によると、宮前区におけるぜんそく患者数は、1992年には508人であったのが、2002年には1204人にまで増加している。また、表II-1をグラフ化した図II-1を見ると、宮前区は、川崎市内の各区の中でも、多摩区と並んでぜんそく患者数の増加率が高い事も分かる。

しかし、川崎市は、そのことには目を向けず、限られた測定箇所での国の汚染基準を

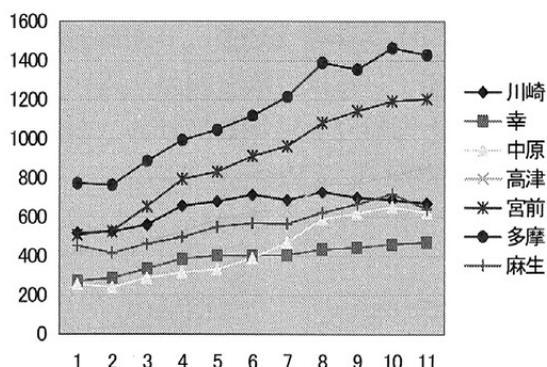
表II-1 川崎市(区別)のぜんそく者数(20歳以下)の推移

年度	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
1992	3219	518	272	257	436	508	772	453
93	3160	525	288	240	401	526	764	416
94	3659	560	335	288	473	654	887	462
95	4167	658	386	316	524	793	993	497
96	4431	679	403	332	589	832	1046	550
97	4727	714	403	389	626	912	1118	569
98	4946	688	406	471	638	963	1215	565
99	5617	729	435	590	767	1083	1390	623
2000	5698	700	444	619	771	1142	1355	667
2001	5992	688	462	653	813	1193	1465	718
2002	5890	670	471	622	852	1204	1430	641

クリアしたかどうかを重要視しているという。現に、川崎市の発行している『環境基本計画年次報告書』にも、川崎市長の言葉として、「この30年余りの間に、産業構造の転換と様々な努力によって、私達は青い空、白い雲を相当程度取り戻すことができました」(2001年環境基本計画年次報告書)と記載されている。このような川崎市の姿勢は一面的であり、多面的な評価が必要であると代表者は述べる(3)。

このように、同じ行政活動でも、「区づくりプラン」のような市民活動推進活動と大気汚染測定活動とで、両面的な評価をせざるを得ないのは、行政内部のセクション

図II-1 川崎市(区別)のぜんそく者数(20歳以下)の推移のグラフ



による違いが原因ではないかと代表者は述べる。「区づくりプラン」策定に参加し、公設民営の区民活動支援コーナー設置に関わったのは市民局であるが、大気汚染関係の管轄は環境局である。そして、後者には「国の締め付け」が存在するのではないかと代表者は推測している。事実、代表者が、ダイオキシン問題で川崎市に調査を求めた際も(4)、「それは国が既にやっているから」という理由

で断られたという。

3.2. ガーデン区構想との視点の違い

ガーデン区構想と環境フォーラムの活動は、同じ環境保全活動に含まれると考えることも可能だが、代表者によると、両者には視点の違いがあるという。このような視点の違いが生まれるのは、宮前区のイメージと実態の乖離を代表者自身感じ取っているからである。

代表者自身、測定活動開始当初は、測定値ばかりに目が行っていたという。しかし、測定活動を重ねていくうちに、健康被害すなわちぜんそくの問題に目が行くようになっていき、そして現在ではこれこそが宮前の抱える問題であるとの認識に至ったという。しかし、現在でも、公害被害は南部のものというイメージが川崎市には根強く存在している。

これらのことが、一見緑が多く環境がよさそうに見える宮前区も、実際は健康被害が多い地域であり、そのことへの対策こそが必要だという主張を代表者にさせているのである。事実、ここ数年の環境フォーラムの活動は上記のようなイメージに対抗することに焦点があるという。

4. 測定結果の公表

環境フォーラムは大気汚染測定活動を行った中から、上記のような問題を発見した。

そして自らの測定結果を広く公表したいと考えているのだが、マスコミや行政はなかなか取り上げてくれないという現実がある。それはなぜなのだろうか？

原因の一つとして挙げられるのは、調査自体が不十分であるという点である。1) 行政は簡易測定管による調査方法を信頼しておらず、代表者の提言にあまり耳を貸さないようである。2) 宮前区全体を1キロメッシュで測定する必要があるのだが、それには協力人数が不十分で、今のところ1キロメッシュでは10箇所ぐらいしかできていないという。3) 発足当初は、全測定箇所を合わせても20箇所ぐらいしか測定しておらず、現在との比較のためには、不十分なデータしかないという。それらの結果、代表者たちの調査も地域的な偏りは否めず、改良の余地のあるものとなっていることを認めざるを得ないという。

しかし、測定活動で得たデータを生かす方法は行政やマスコミを動かすこと以外にもある。「神奈川大気汚染連絡会」という全県の大気汚染関係の団体の上位団体が、データのとりまとめを全県レベルで行っている。そして、この団体に集められた各団体からのデータは大気汚染裁判における原告側の主張の際に利用されている。もちろん環境フォーラムが測定したデータもそこで分析および利用されている。このような経路を通して、環境フォーラムの測定活動は、裁判闘争に間接的にはあるが寄与し得るものなのである。代表者は、行政やマスコミを動かすことよりも、裁判闘争による大気汚染問題の改善に期待しており、その意味では地道な測定活動も無意味ではないのである。

しかし、地域における活動だけでなく、より大きな範囲を視野に入れることも大気汚染問題解決のためには重要である。代表者は、環境問題の中でも大気汚染問題は特に地域性が想定しにくく、その解決の鍵は技術革新と意識革命であると述べている。前者の技術革新とは、近年開発が盛んな低公害車による大気汚染の減少を指す。特に近々発売されるというゼロエミッションビークル(水素自動車)に代表者は期待しているという。次に、後者の意識的側面については、一都三県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)のディーゼル車走行規制(5)を代表者は高く評価している。この規制は、自動車そのものへの単体規制から、自動車を利用して走行するという行為に対する規制への変化を告げるもので、国民の意識においてもより低公害志向が強まるだろうと代表者は述べる。

このように、今まで国がやらなかったことを自治体である一都三県が率先して行うことに代表者は意義を認めている。そして、この条例の国に対するインパクトによって、国がより積極的な規制に乗り出す(6)ことを代表者は期待しているという。「先進的な自治体が国を動かさなければダメだ」と代表者は述べる。

5. 今後の活動について

代表者は、現在環境フォーラムの運営を後継者にバトンタッチしたいと考えているが、後継者がなかなか見つからないという。しかし運動をやめる気はないという。10

年やっていると使命感のようなものが出てきてやめるにやめられないのだという。

ただし、その使命感は、環境フォーラムだけで世の中を変えようというものではない。「一人でも環境問題に関心もってくれる人が増えてくれればそれでよい」というものである。現に測定活動においても、代表者は、自分達で得たデータだけでは、行政の姿勢を変えられないことを実感している。代表者にとって環境フォーラムでの活動は、目に見える変化と直接結びつくものではなく、むしろ目に見えない変化をもたらすきっかけとして位置づけられているようである。

注

1 市民館とは川崎市独自の呼称であるが、その実体はほぼ社会教育施設であり活動内容も公民館での活動と同様である。ただし、市民館は図書館と公民館の複合施設であり、この点が特徴であるといえよう。

2 「川崎から公害をなくす会」による南部の臨海地帯での裁判闘争は二審判決を待たずに和解したが、一審判決では、大気汚染と健康被害の因果関係について明確な司法判断が下されている。

3 環境フォーラム等の努力によって、『年次報告書』にもようやくぜんそく患者数が記載されるようになったが、2002年度現在、いまだに年度別のぜんそく患者数の推移は記載されていない。また、代表者が『年次報告書』に対する市民意見としてぜんそく患者数の増加を指摘したところ、川崎市は「20歳未満のぜんそく患者については、生活環境の変化として大気汚染等様々な原因が考えられると言われていますが、その関係を探る調査手法との研究を国と共に進めていきます。」と返答している(2001年環境基本計画年次報告書)。これらから分かるように、健康被害に行政が本格的に目を向けているとは言い難い。

4 ダイオキシン問題では、ダイオキシン対策特別措置法の施行で、2000年以降は川崎市でもダイオキシン測定結果が公表されるようになり、この面では情報公開が進んでいる。

5 東京都は、1999年からの「ディーゼル車NO_x作戦」において、ディーゼル車排出ガス対策をただ国に求めるだけでなく、東京都自身の権限を最大限に活用して実現しようとする方針を採用した。この成果の一つである東京都環境確保条例によって、排ガス基準を満たさないディーゼル車は、2003年10月から都内での走行が禁止される。

6 この点で、唯一残された大気汚染訴訟である「東京大気汚染訴訟」に期待していると代表者は述べる。なぜなら、この裁判の被告にはディーゼル関係のメーカーも含まれており、都のディーゼル規制の流れに乗って画期的な判決がでる可能性があるからである。しかし聞き取り調査後の2002年10月29日に出た東京地裁判決によると、国、東京都、および首都道路公団に対しては、裁判所は賠償責任を認めたが、メーカーに対しては責任を認めなかった。

参考文献

川崎市,2001,2002,『環境基本計画年次報告書』

川崎市教育委員会,2002,『活動報告書（教育文化会館・市民館）』

東京都,2002,『東京都環境基本計画』

Ⅱ-5-2. プルトニウムフリーコミュニケーション, ソフトエネルギープロジェクト

篠原直人

1. ソフトエネルギープロジェクト設立までの経緯

ソフトエネルギープロジェクトが設立されたのは 1993 年、ブラジル環境サミットの翌年であった。この年、神奈川県が、環境サミットで採択されたアジェンダ 21 を受け、『アジェンダ 21 神奈川』を策定した。その中の行動プログラムに、地域から担う市民の役割という項目があり、ここに目を付けたのが現在の代表者であった。

代表者は、生活クラブに所属する主婦であり、生活クラブでの活動を通して環境問題への関心を深めていたという。特に、チェルノブイリ事故の際、生活クラブの活動の一環として、事故の影響が三重県にある茶畑にまで及んでいることを調査したことが環境問題、特にエネルギー問題に対する関心の深まりに大きな役割を果たしたという。

さっそく代表者は、生活クラブでの活動を通して知り合った主婦たち 5 人(横浜市民だが青葉区住民ではない)に環境に関する活動を呼びかける。代表者は温暖化防止に向けた自然エネルギーの推進と、前述のチェルノブイリの影響を念頭において原発に依存しないエネルギーの実現を目指す事との両方の視点を持って会を立ち上げた。これがソフトエネルギープロジェクト設立の経緯である。

主婦であった代表者がこのような行動を起こしたのは、夫の理解があったからこそだという。生活クラブで得た、「生活上の問題の認識」というチャンスを実行に変えられたのも、夫の理解の故であったと代表者は述べる。このように、代表者は主婦であることを捨てて運動を行うのではなく、あくまでも主婦であるまま運動を行うことを可能にしたのが夫の理解だったのである。

2. プルトニウムフリーコミュニケーションの発足と活動

もうひとつの団体であるプルトニウムフリーコミュニケーションは、チェルノブイリ原発事故により、子ども達の食べ物やお茶が汚染されたことをきっかけとして、生活クラブメンバーで青葉区において発足した。ソフトエネルギープロジェクトと同じ 1993 年のことである。

プルトニウムフリーの活動の背景としては、青葉区とプルトニウムとの特異なかかわりが挙げられる。大井埠頭で陸揚げされた粉末プルトニウムは、横須賀市にある核燃料製造工場(1)でペレット化され、横横道路をとおって福島、柏崎、東海村等の原発や、浜岡や「もんじゅ」等関西の原発に輸送されている。よって、青葉区は、プル

トニウム輸送という側面から見ると、全国でも危険度はトップクラスだという。真夏と冬を除いては、3日に1回はプルトニウムが青葉区を通過しているという。

しかし、プルトニウム輸送に関する情報は自治体には一切非公開である。プルトニウムの盗難を防ぐことがその理由だという。代表者たちは、住民の防災を担当する自治体に情報が公開されないことを問題視し、この点の改善を目指す。

ここで注意すべきは、代表者らが、核エネルギーの全廃を要求しているのではないということである。それどころか、輸送情報の住民への公開も要求していない。プルトニウムをなくすのではなく、あるならあるで責任を持つべきというのが、基本的な要求であったという。具体的には、自治体と製造工場で情報公開を定めた協定(2)を結ぶことをめざした。

代表者たちは、時には科学技術庁の官僚を招いて対話集会を開き、問題を訴えた。自治体がプルトニウムを盗むわけがないのに、自治体に情報を公開しないのは理不尽であると、代表者たちは官僚に訴えたという。

このような対話集会も含む運動全体の過程においては、国や自治体と真っ向から対立するのではなく、むしろそれらに対してより具体的な提案をすることを目指していたという。つまり、妥協を内在的に含む運動展開であった。たとえ100%でなくても、できることを一步一步やるべきだと代表者は述べる。そのため、「何ができるか」についての議論に多くの時間が割かれた。その結果、国や自治体との議論よりも、運動団体内部での議論のほうにより重点がおかれたという。このような運動方針は、「対立よりも協調」で流通の仕組みを変えていくことを目指した生活クラブの活動方針から学んだものであったという。

このような方針の下での運動の結果、および2000年9月に起きた東海村での臨界事故の結果、神奈川県は横須賀の核燃料製造企業と安全協定を結び、情報が県に対しては公開されることとなった。また、県はその後横浜市、川崎市とも協定を結び、両市に対しても県の情報が流されることになった。

3. 他団体との連携

プルトニウムフリーは上記のような運動方針をとっているにもかかわらず、原発反対団体や原発推進団体からは、賛成/反対の2分法によって原発反対の団体として見なされてしまいがちである。このため、反原発団体や、自治労神奈川県本部、神奈川県高等学校教職員組合、全水道神奈川支部の労組とは連携ができたが、企業や行政等との対外的な協調は代表者たちの意に反して難しい状況であったという。

代表者としては、より多くの人々を巻き込むような運動をしていきたいという。しかし、原発反対と見なされることによって、連携先が限定されてしまい、そのことによって、活動のための資源獲得も思うようにならないのである。このような不満をカバーしたのが、もう一つの団体であるソフトエネルギープロジェクトの活動であった。

4. 代表者の活動からの離脱

プルトニウムフリーは前述の安全協定締結によって、立ち上げ当初の目標をほぼ達成してしまっただけでなく、その後の反原発運動の流れとしては、主に核燃料輸送よりも製造工場に重点がおかれるようになったという(3)。このことによって、プルトニウムフリーも、活動地点が横須賀に移った。

また、1996年「ストッププルトニウム神奈川連絡会」として会はネットワーク化し事務局もできた。しかし現在は地球温暖化もおおきな問題となり、それに伴いソフトエネルギープロジェクトの活動の比重が非常に大きくなったこともあって、代表者はプルトニウムフリーの活動を別の人物に任せているのが現状である(4)。

5. ソフトエネルギープロジェクトの立ち上げと活動

代表者は、1992年のブラジルの地球サミット後、地球温暖化に対して問題意識を深めており、温暖化の現状を考えると、より大勢の人や組織を巻き込むことが可能(5)な運動として、ソフトエネルギープロジェクトという団体を立ち上げたのであった。1993年のことであり、プルトニウムフリーと立ち上げが同じ年である。ここからもわかるように、早い段階から、代表者が反原発運動とは別の道を模索していたのである。

両団体を比較すると、ソフトエネルギーが会員数約90名なのに対して、プルトニウムフリーでは会員数約50名であるという。また、プルトニウムフリーの実質的メンバーの増減が原発事故等の影響を受けやすいのに対して、ソフトエネルギーはどちらかというと安定して増加傾向にあるという。

これらのことからわかるように、プルトニウムフリーが日常生活に密着した問題意識先行型と名づけられるのに対し、ソフトエネルギーは事業型と名づけられよう。事実、ソフトエネルギーの会員には、男性の比率が高いのだが、これは技術や運営などがより専門化しているからであり、現役の会社員が自らの技能を生かすために入会するケース(6)も多いという。

ソフトエネルギープロジェクトは1999年にNPO法人化され、より専門化、事業体化の性格を強めている。これにより、自治体からの委託や、温暖化対策のための研修の請負、各種イベントや講演会の依頼等、活動領域が広まり、有料でのソーラーパネルの取り付けのアドバイス等、企業に近い活動も行うようになったという。年間の活動費も1000万円を超えている。

このように現在では、代表者はソフトエネルギーを活動の中心に据えており、前述のようにプルトニウムフリーからは離れた状態であるという(7)。

6. 行政とのかかわり

6.1. ソフトエネルギープロジェクト

ソフトエネルギーの活動は、自治体からの委託も多く、委託の動きは年々活発になっているという。ソフトエネルギーにおける委託という形での行政との関わり方は、「何が何でもやりとおさねばならない」という NPO 自らに対する責任感を植えつけると代表者は述べる。つまり、行政にやってもらうのではなく、自分達が、行政ではできない新しいサービスを通じて、社会の一翼を担うのだという責任感がソフトエネルギーの活動を支えているのである。

さらに、このように行政からの委託を受けるだけにとどまらず、ソフトエネルギーの活動はより主体的なものに及ぶ。行政の委託はソーラーパネルの取り付けといったハード面に集中し、取り付け後の教育活動に進みづらいため、代表者らは取り付けしたソーラーパネルを教育に生かすために、さまざまな企画を独自に立てているという。

その一環として、2000年12月には、企業の協力を得て、環境教育を行うためのセンターを横浜市南区に開設した。このようなセンターは、環境庁や各都道府県が地球温暖化防止活動推進センターとして設置を進めているものであるが、法律上情報の提供にとどまる部分もある。よって、ソフトエネルギーによるハードの設置と、環境教育、普及啓発が一体化した環境教育センター開設はこのような行政の取り組みを先取りした格好になった。環境庁も、NPO が行政機関と連携して環境教育を行うことは考えられるが、単独で常設的な施設を作るのは聞いたことがないと、驚いているという。

また、代表者は、ソフトエネルギー関係諸団体のネットワークであるストップ温暖化ネットワークを1997年に立ち上げ、リサイクル、省エネ、緑化、環境教育の諸団体のまとめ役になると共に、学校の教師や行政とも連携を取っているという。代表者は、事務局を引き受け、呼びかけや組織化を行っている。ネットワーク立ち上げにおいては、最初から行政との連携が視野に入れられていることに注目すべきである。

6.2. プルトニウムフリーコミュニケーション

それでは、プルトニウムフリーにおける行政とのかかわりはどうなのであろうか。たしかに行政の委託を受けるのはソフトエネルギーほど容易ではないという。しかしそれでも連携を取った経験があるという。その経験は、次のようなものである。神奈川県防災対策課が原子力防災に関する学習会を開催していたのだが、講師は県が依頼することになっていたため、学習会の内容が原発推進に偏る嫌いがあったという。そこでプルトニウムフリーが市民側講師を推薦したところ、受け入れられたという。このような形の連携は4～5年続いたという。

また、プルトニウム輸送問題における行政との交渉では、「言うだけでなく、具体的な提案を」という姿勢は一貫しており、周辺住民のアンケートやシミュレーションを周到に行ったという。

このように、数としては決して多くないが、プルトニウムフリーの活動においても行政に対して主体性を持ったかかわりをしようと代表者は心がけてきた。しかしソフトエネルギーと比べるとその主体性は限定されたものにとどまっている。

7. 代表者における運動の位置づけの変化～地域性から専門性へ

代表者は、ソフトエネルギーとプルトニウムフリーの2団体における運動を進めるにしたがって、青葉区とのかかわりが薄くなっていったと述べる。たしかに、運動をはじめたきっかけは青葉区と大きくかかわっていた。もし青葉区にプルトニウム輸送路が存在しなければ、代表者は具体的行動をおこすチャンスを逸していたかもしれない。

しかし10年間同じことをやっていたら運動体としては持続しないと代表者は述べる。その上、代表者の活動は単なる持続だけにとどまらない。より多くの人を巻き込む運動を目指して、活動規模の拡大を代表者は目指したのであった。とくに、ソフトエネルギーのNPO法人化以降は、規模に見合うだけの専門性を身に付けなければやっていけなかったという。このように、代表者の運動リーダーとしての10年間は、地域性から専門性への変化の過程であった。

注

- 1 JNF（日本ニュークリアヒューエル）という企業名。ただし現在は海外企業との提携のため改称されているという。
- 2 工場所在地である横須賀市は既にこのような協定を締結しており、代表者がこの協定をモデルにしていた可能性がある。
- 3 法制定により、県の原子力行政の重点が、製造工場に移ったという。そのようになった以上は、運動としても、県の行政の枠組みに合わせたほうがやりやすいという。
- 4 とはいっても、代表者は、東海村事故の際に子どもを帰宅させてしまったとの反省点を挙げ、企業や行政だけでなく、市民も「緊急時マニュアル」を作るなど危機管理に目を向けなければダメだと述べていた。
- 5 東電の支援が受けられることも大きかったという。
- 6 会員には、会計の専門家その他、原発技術者も含まれているという。これらの人の入会動機は、企業を通じてだけでなく、他の経路を通じても社会に関わりたいというものであるという。
- 7 しかし両運動は立ち上げの時期が同じ年であることから考えると、「プルトニウムフリー→ソフトエネルギー」の推移というよりは、同時に始めた2つの運動のうち、結果的により発展したのがソフトエネルギーであったということかもしれない。

II-5-3. 日本捨猫防止会, 神奈川捨猫防止会

篠原直人

1. 設立経緯

1.1. 日本捨猫防止会の設立

日本捨猫防止会の設立年度は 1961 年とかなり古い。このグループを始めたのは、東京在住の主婦 4 人と詩人 1 人であったという。この 5 人は既存の猫の愛好団体に入っていたが、この団体はあくまでも楽しみのための団体であったという。そのため、この団体では猫を取り巻く現実に対する対策がとれないとして、5 人は独立して別のグループを立ち上げた。これが日本捨猫防止会である。

日本捨猫防止会の主な活動目的は、避妊手術により不幸な猫が増えるのを防ぐこと (1) であり、そのための良心的な獣医師の紹介が主な活動であった。

創立期には、メンバーの一人の夫がたまたま新聞記者であったため、新聞で取り上げてもらったということ。このようなこともあり、活動に賛同する一般会員、及び獣医師も順調に増加していったという。当時は獣医師の量、質とも現在ほどではなく、良心的な獣医師を紹介できることは、大きな意味があったという。

現在の捨猫防止会の代表者は、会が発足して 11 年後にあたる 1972 年に入会する。入会の理由は、「憤り」だという。当時ひばりが丘の団地に居住していた代表者は、団地内の捨て猫が目につき、何とかしたいと思っていたという。しかし、飼えないなら安楽死しかないという現実を知るといって、「猫を好きな人が猫を殺さなくてはいけない」という現実に、強い矛盾を感じるようになったという。

このような時、学生時代の同窓会で偶然「日本捨猫防止会」の存在を知った代表者は、早速入会する。そして、当時のリーダーがちょうど引退した時期だったことや、代表者が仕事をやめて家庭に入った時期だったこともあり、代表の地位に就いた。

1.2. 神奈川捨猫防止会の設立

代表者は、翌 73 年に「日本捨猫防止会」と並行して、「神奈川捨猫防止会」という団体を立ち上げる。この理由としては、「日本」の活動の中心であった東京都と、神奈川県を中心とする横浜市ではあまりに違う点が多いからであるという。横浜市は、港町という土地柄、開放的な精神が強く、歴史的にも様々な新しい動向を担ってきたが、動物とのかかわりに関してもそのことはあてはまる。

具体的に述べると、横浜市は、日本における小動物獣医学 (2) の発祥の地であり、動物保護に関しては先進的な地域であった。それゆえ、獣医師会も伝統的に閉鎖性が少ないといわれる。それをよく表す事例としては次のものがある。当時の動物保護法において、猫の引き取りは行政が行うという規定があった。しかし例外的にその業務

を行政側担当者でなく獣医師が行うことは可能であった。そのような例外が設けられた理由は、獣医師が業務を行う事によってより猫にとって苦痛の少ない方法で処分を行うことができるだけでなく、水際で捨て猫の発生を防止することもできるというメリットがあるからである。しかし実際は、獣医師による猫の処分を承諾したのは全国の獣医師会の中でも横浜市の獣医師会だけであったという(3)。

また、現在でも、横浜市の獣医師の中には飼い主や保護者の事情によっては避妊手術料金を低く抑えて対応してくれる人もあるが、それと比べると東京都の獣医師には、そうした姿勢の人が少ない傾向があると代表者は述べる。

このような横浜市の特異性にかんがみ、神奈川捨猫防止会を立ち上げた代表者であったが、その活動内容やメンバーの質的構成は全く変わらないという。

2. 活動内容

活動の内容は、1) 避妊のための獣医師のネットワークを構築することおよび、2) 猫に関するトラブル一般の相談に乗ることだという。捨て猫を増やさない有効な手段は不妊手術をすることであり、そのための良心的な獣医師を紹介することが必要になってくる。よって獣医師のネットワーク構築は一貫して重視されており、会員のホームドクターや協力獣医師には、会から情報を定期的に送ることにしているという。この他にも、年1回の会誌、会報を作り、会員に配布しているという。また、猫に関する電話相談は一日3~5件あり、その内容は不妊手術に関するものや、外猫による近隣トラブルなど様々である。

3. 活動方針

会の姿勢は一貫している。それは、直接に猫の救済をするのは、あくまでも当事者であるということである。たしかに会が直接に猫の救済を行わないことは時に非難の対象となる。しかし会が直接救済を行うにはあまりに捨て猫の数が多すぎて、結局は無責任になってしまうと代表者は述べる。

結局、会の活動は地域の人々ができることを探してそれを最大限に生かすための援助をするということにとどまる。そして、その後は、地域の人々が自ら行動してもらうのが究極の目的だという。つまり、人を育てることを主とした活動がこの会の活動方針なのである。

このような姿勢を貫くことは、地域の当事者の意思次第で、「捨て猫の保護」という活動をあえて選択しないということにもつながる。例えば、猫が子猫を生んでしまい、とても面倒を見切れないので安楽死させるしかない地域の人々の「腹が決まって」いるのならば、会としては、それを辞めさせようとするのはしないという。

また、近頃は「猫と人との距離が離れている」(5) ために、地域住民が突然猫に関するトラブルに巻き込まれても、猫と人との関係についての実践的に蓄積された知識が

ないため、適切な処理ができない事例が増えているという。そのため、運動に関わっている人たちにとっては基礎的に思えることでも、相談に乗ることや、場合によっては獣医師を紹介することは重要なことなのだと代表者は述べる。

4. 組織形態

「日本」の方の会員は全国にくまなく存在しており、現在は 809 名である。東京在住とそれ以外の地域在住者がほぼ半々だという。会員の圧倒的多くが女性であり、(男性は 10 名ほど)その中でも大多数が主婦である。専従メンバーはおらず、事務員 8 名、責任者 2 名の体制で活動を行っているという。「神奈川」の方は会員 200 名程度で、やはり圧倒的に女性が多いという。また、事務局は代表者の管轄となっている。

メンバーの出入りは頻繁であり、また会員数の増減も流動的であるという。例えば、1995 年の阪神大震災の直後、被災地の猫についての日本捨猫防止会の会誌が全国紙に取り上げられたことで会員が急増したのは、メンバーの流動性をよく示していると言えよう。この理由としては、運動が高度に組織化されていないことが挙げられる。そして高度に組織化されていない理由は、猫に関するトラブルは、地域に即した問題であり、具体的な活動は、地域地域で行うことが望ましいと言う姿勢を会が貫いているからである。このため、会にとっては、相互の独自性を認めあうゆるやかな連携が望ましい連帯原理となるのである (6)。また、もう一つの理由としては、会員の多くが主婦であるため、高度に組織化された活動に慣れていない点も挙げられるという。結局、組織形態としては「この程度」であるからこそ 40 年以上も続いたのであらうと代表者は述べる。

よって、会が分裂するというようなことは無いが、地域地域で会員が自分達で独自の団体を立ち上げることは頻繁に起こっているという (7)。このようにして立ち上げられた地方の団体をバックアップするため、会の広報物を各都道府県の県庁所在地の動物行政担当窓口や全国の獣医師会事務局などに送付して、地方会員が活動をする場合に地元行政に相談に行きやすい環境を作っているという。

5. 行政との関係～「地域猫」と「地域の猫」

5.1. 磯子区での地域猫の成功

近年、各地で野良猫に対する処遇のあり方について行政が積極的に活動を行なうようになってきている。これは動物保護の重視という時代的な要因のほかに、「地域猫」の普及という要因がある。地域猫とは、飼い主のいない猫を地域の共有物として地域で面倒を見ていこうという試みである。つまり、地域に住み着いてしまった野良猫に対して、地域住民が集団で新たな飼い主となり、適切な飼育、管理をおこなうということである。

従来のように地域に発生した野良猫に対して、保健所による行政サービスに一方的

に依存したり、あるいは一部のえさやり人のみが好き好きに野良猫に関わっている状態は、現に地域の内部に存在している野良猫を、地域の外部にある存在として無責任にも見て見ぬふりをするることにつながるだけでなく、一部の猫好きな人と、一部の猫嫌いな人の中での利害対立を激化させてしまう。

そこで、地域社会が野良猫とうまく共存していくために、「猫好きな人と猫嫌いな人をつなぐことによって」地域社会をまとめ、猫に関する問題を解決するための責任主体として確立させていく活動が地域猫活動なのである。

日本で初めて行政が関わって地域猫活動を行なったといわれているのが、横浜市磯子区である。磯子区は、1997年に「個性ある区づくり推進事業」の一環として行政の事業として地域猫への取り組みを始めた。これが全国でも初めての行政による地域猫活動であったという。しかし、飼い主のいない猫に関するトラブルは、その10年前から問題化されており、磯子区内のある自治会では1989年より地域猫活動の実践が始まっていたという。

行政が地域猫活動に取り組むようになったのは、磯子区に転属する前に、たまたま各地で飼い主のいない猫の問題に接していた職員が多く磯子区に集まったことで、その経験が磯子区に結集したという事情があるという。しかもこの時集まった関係職員の中には、獣医師が3人含まれていたという。

その後、磯子区の取り組みは高く評価され、各地に地域猫は広がっていく。代表者によれば、地域猫が広まったのは行政の後ろ盾のおかげだという。地域猫活動は、捨猫防止会等の団体がこれまで行ってきた活動で既に実践されていたが、猫のことを大まじめに話して、これに対して誠実な対応を得ることは、猫に関心のない住民に対してはもちろん、行政に対しても困難であり、どうしても地域猫の活動家は「浮いた存在」になりがちであったという。しかし、磯子区での成功以降は、地域猫活動の認知度が一気に上がり、また、施設や予算面での援助も得やすくなったという。

近年では、上記のような行政とのパートナーシップはむしろ常識となっており、捨猫防止会の活動においても行政との関係は大いに利用していると代表者は述べる。しかし行政職員は移動が激しいため、なかなか人間関係を築きにくくその点では限界があるとも代表者は述べている。

5.2. 青葉区での活動

現在、代表者は青葉区に在住しているが、その青葉区でも、磯子区での地域猫成功の影響をうけたと推測されるような団体が行政主導で立ち上げられている。その団体は「青葉区猫との暮らしを考える協議会」という名称であり、発足当初から代表者も参加しているという。

この「協議会」は、青葉区が主催しているもので、立ち上げに当たっての予算も、行政の「区づくり予算」によってまかなわれているという。この「区づくり予算」は、市民団体の立ち上げを行政が積極的に援助するための予算であり、団体結成後3年間のみ供与される。

この協議会のメンバー構成は、次のようになっている、まず代表者のほか、野生動物保護関係の団体のメンバーが関係する運動団体から加入している。そして協議会全体の会長を務めるのは獣医師会理事長である。また、その他に各町内会自治会の「保健推進委員会」からもメンバーに加わっている。そしてこれらの構成メンバーは、全て行政の声かけによって集まったメンバーである。このことから分かるように、この協議会は本質的に行政主導であり、代表者に言わせれば、「行政・町内会のつながりにけものへんがくっ付いたもの」である。

協議会の活動としては、①猫の適正飼育の普及啓発②キャットメイトの認定と不妊去勢手術費用の一部補助などの支援③野良猫の飼い主探し④各種講習会の開催の4つである。

6. 今後の展望

代表者は、今後の展望として、情報を提供された地域住民が、自らの活動によって、自らの団体をより発展させていくことを願っているという。情報を得て「やれやれ」と安堵するのではなく、「更に広めていきたい」と弾んだ気持ちになって欲しいと代表者は述べる。猫の問題は、あくまでもその地域の問題であり、その地域に即した団体が各地により多くできることを代表者は望んでいるという。

また、猫の問題は、個人レベルにおける問題解決に限定するならば、一週間で成果が出る問題だという。しかしそれを広く普遍性を持つ共通の合意にしていくのは難しいという。そのため、広範な情報提供活動が必要だという。結局、猫の問題は地域の相互理解の問題になるということであり、魔法のように、一挙に問題を解決する方法はないといえる。

近年では、磯子区のような行政の取り組みもあって、多くの人に猫に関心を持ってもらえるような時代の流れになってきている。しかしその一方で、実際には、街角で人と猫が自然に接していた時代と比べて、猫と人がますます隔離されるようになってるのが現状であると代表者は述べる。この両者のギャップを埋めるのが代表者の現時点での願いだといえよう。このことによって、行政の後ろ盾によって成立する「地域猫」ではなく、さまざまな形で猫に関心を持つ人同士の活動によって成立する「地域の猫」が可能になるのである。

注

1 本来、捨て猫の天敵は野良犬であった。しかし、昭和30年ころから、野良犬が街頭から駆除され、捨て猫は天敵を失った状態になったという背景があった。

2 獣医学には、家畜等の大動物を対象とするものと、ペット等の小動物を対象とするものがあり、現在でも大学のカリキュラムにおいては前者の比重が圧倒的に大きいという。

3 事実、この伝統は現在でも生きており、施設への引き取られた猫のうち一般に譲渡

される数が全国の中でも郡を抜いて多いのは横浜市である。いくつかの動物保護団体によって行われた調査によると、平成 13 年度では、横浜市の一般譲渡数は全国での 2245 頭のうち 425 頭を占めている。これは調査に回答した全国の自治体の中でも最も大きな数値であり、2 位以下の新潟県 145 頭、富山県 137 頭を大きく引き離している。

(「地球生物会議」、「動物実験廃止全国ネットワーク」、「生きもの SOS」の 3 団体による「全国動物行政アンケート」より) この理由としては、横浜市では動物病院に引き取られることで一般に譲渡される場合が多い事が挙げられる。

4 また、この当時の横浜市長が革新系だった事もあり、保健所での動物の殺処分が労働問題として横浜では問題化されていたことも関連しているのではないかと代表者は述べる。

5 昔は猫が地域社会により溶け込んでおり、えさやり等で猫と接した経験がある人が今より多かったと代表者は述べる。

6 「定例会をやっても、人はこないだろう」と聞き取り調査に同席した事務の方は述べていた。

7 しかし、これらの団体の人は、身近な問題にかかりきりで、全国レベルでの情報提供等の関心は薄いという。

参考文献

松浦美彌子, 2001, 『猫ちゃんを救え! 人にも猫にもやさしい街づくりを提案』人類文化社

II-6. 住民運動に関する市民活動

II-6-1. 川崎公害病友の会, 川崎公害患者と家族の会

高木竜輔

川崎市は東西に細長い市であり、川崎市南部地域、特に川崎区や幸区は戦前から重化学工業地帯を形成しており、かつ交通の要所として日本の戦後復興ならびに高度経済成長の鍵を握る地域であった。しかしそれは大気汚染の被害に苦しむ公害患者たちの犠牲の上に成り立っていたことを忘れてはならないだろう。川崎公害訴訟は1996年12月に、大気汚染公害の被害者とコンビナート14社との間で和解が成立し、1999年には建設省（現国土交通省）、首都高速道路公団との和解が成立した。和解後は、「川崎公害患者と家族の会」が中心となり、国、神奈川県、川崎市とともに、川崎市の環境再生に向けた活動を展開している。

川崎大気汚染公害に関しては他の研究において議論されているので、ここではその簡単な歴史と、判決後の川崎市の環境再生に向けた活動、とくにその地域社会との関わりについて紹介したいと思う。

1. 川崎大気汚染公害の歴史と裁判の展開

川崎市における大気汚染公害は戦後すぐの時期に社会問題化し、その解決にむけて各種団体が発足し、活動を展開していたが、なかなか一つにまとまったの活動に収斂してゆくことがなかった（永尾・加藤，1987）。こうしたなかで、「公害をなくす会」が1969年に発足し、また患者団体である「川崎公害病友の会」が1970年に発足し、公害病認定の集団申請をおこなう。この「川崎公害病友の会」は公害健康被害補償法に基づく認定患者のあつまりである（メンバーの数は公式に表明していない）。

そして、「川崎公害病友の会」のなかから「川崎公害裁判原告団」が結成され、第一次提訴が1982年におこなわれる。その後、第二次提訴（83年）、第三次提訴（85年）、第四次提訴（88年）と訴訟が拡大してゆく。会員は原告団に、必ずしも全員が参加したわけではない。たとえば親族がコンビナート企業に勤務しており原告団に加わることができないというケースである。また、「川崎公害病友の会」に参加することまではいいが、自分の息子が努めている企業を相手に裁判を起こすのはけしからんという人もいたという。そういうわけで、原告団になることについては強制ではない。原告団は440人で構成され、ほとんどの人が川崎区と幸区の人である（引っ越しなどの転居により川崎区と幸区以外の人も原告団に加わっている）。

82年に第一次提訴がおこなわれたわけであるが、裁判に対する反応は、裁判が進む

につれて変わっていったという。

上記でも書いたように、川崎市は戦前から重化学工業地帯を形成している。そのため裁判を始めた当初は、「企業に対するたてつき」と見られており、それほど好意的に受けとられていなかったという。とくに患者自身がこの件で文句を言われることもあったという。また、患者が「患者」として扱ってもらえないということも、その当時、裁判に対する評価が低かった一因となっている。どういうことかという、公害患者は、昼間は健常者と同じように見え、かつとても病気を持っている人には見えない。しかし、夜間になると気温の関係から発作を引き起こしやすく、夜中に苦しい思いをするのである。また、病気に対する正しい知識が認識されていないため、目に見える症状が咳と痰であることから、そこから「汚い」とか「伝染病という」誤ったレッテルを貼られることが多々あったという。また裁判でコンビナート企業に勝つこと自体が無理であるというように思われていたことも加わって、その当時は、裁判が好意的に受けとられることがないばかりか、むしろ否定的に受けとられていたといっているだろう。

このような裁判に対する見方は、1980年代後半からの環境問題に対する世論の変化、また、裁判上における社会的条件の変化などにより徐々に変わっていった。その転換点の一つが1989年の千葉での大気汚染公害に対する訴訟である。川崎製鉄を相手にした裁判であったが、運動の規模がそれほど大きくないにもかかわらず原告団が勝ったのである。このことは、川崎の原告団にとって「裁判に勝てるのではないか」という感触をいだかせたという。また大阪の西淀川における大気汚染公害裁判においても、原告側が勝訴した。大阪の西淀川の場合は、被告企業が11社であり、大規模な裁判になったが、立地条件の関係から企業の共同不法行為が認められるかどうか微妙だったという。しかし、西淀川の裁判においても原告側が勝訴し、そのことが川崎の原告団にかなりの勇気を与えてくれたという。このように他の地域における裁判での原告勝訴に加えて、環境問題に対する認識の変化も、この地域における裁判に対する評価を変える一因であったという。そして川崎における大気汚染裁判は、結審の三年前（91年）に川崎公害裁判支援共闘会議が結成され、労働組合や市民団体など約40団体が加入し、裁判をバックアップしてくれるようになったという。

このように各地の大気汚染公害裁判の勝訴判決に勇気づけられ、また川崎市における支援共闘会議のサポートにより、川崎公害訴訟は1996年12月に、大気汚染公害の被害者とコンビナート14社との間で和解が成立し、1999年には建設省と首都高速道路公団との間で和解が成立した。

ちなみに裁判中における川崎市北部の運動との連携はあまりなかったということである。70年代には伊藤革新市政を生み出した北部の運動と南部の反公害運動との結びつきは、裁判の時点においてはそれほどなかった。

2. 公害裁判から環境再生・まちづくりへ

川崎公害訴訟は 94 年に第一次訴訟から第四次訴訟までについて一審判決が下され、原告側の全面勝訴となった。この判決をもとに企業と交渉し、96 年に企業との和解に至った。しかし、自動車排気ガスと健康被害との因果関係に関する、建設省と首都高速道路公団との裁判がまだのこっていた。98 年に横浜地裁川崎支部にて原告側が勝訴し、翌年には建設省と首都高速道路公団との間で和解に至るのである。

建設省ならびに首都高速道路公団との和解後の患者会の活動の中心は、以下の三点に要約されている（川崎公害病友の会，1999：6p）。

- (1)公害被害者の救済
- (2)公害の根絶
- (3)環境再生とまちづくり

ここでは(3)の環境の再生とまちづくりの問題に焦点をあわせて紹介しよう。

環境の再生とまちづくりということでまず焦点が当てられた地域は川崎区と幸区である。裁判の性格からすると当然であるといえよう。

まちづくりの具体的な実践としては、主要幹線道路の車線削減や歩道の拡幅、植樹帯や遮音壁の設置などである。このなかにはすでに実現しているものや、具体的な成果が出ているものもある。またこの地域の再生には大気汚染公害とは直接関係ない実践まで計画されている。たとえば、川崎市駅前の再開発に関しても積極的に提言をおこなっている。このような地域再生の提案・実践は「川崎公害病患者と家族の会」（以下、「患者会」と省略）が担当している。この団体は、98 年に建設省と首都高速道路公団との裁判に勝訴したのをうけて、「川崎公害病友の会」が改名されて発足したものである。

このほかにも「公害環境健康まちづくりフェスタ」を年 2 回開催している（6 月は環境月間に、11 月は勤労感謝の日にあわせて開かれている）。このフェスタは実行委員会方式を採用しているが、事実上は患者会が中心となって運営されているものである。このフェスタの開催は、裁判が終わったあと実践されている具体的なまちづくり活動を、市民の人に知ってもらうために実施しているのである。逆に、このような市民との関わりを通じて、最近北部の緑地保全の問題についても関心を持つようになってきたという。そしてその結果、「まちづくり・環境運動川崎市民連絡会」にも積極的に参加するようになったという。北部の活動との連携は模索中の段階であり、具体的な活動プランを作成するまでには至っていない。しかし川崎北部においても近年、小児喘息の患者が急激に増えているということで、このような点から北部の小児喘息の問題、大気汚染の問題にも関心を持つようになってきており、具体的な問題を通じて北部の活動と連携する機会は今後増えていきそうである。

まちづくりフェスタとは別に、川崎市南部を中心として「連続学習会」が開催されている。月一回開催され、5 回から 6 回の講義でひとまとまりの学習会となるよう考えられている。2001 年度から始まり、環境問題をテーマに学習会を開いている。この

学習会では北部の活動家・実践家に講師として来てもらっている。北部の環境問題を知ると共に、このような学習活動を通じて、北部の活動と南部の活動との将来的な連携を意識しているという。

上記で簡単に述べたが、かつて30年まえには「緑の憲法運動」という枠組みのもとで南部の運動と北部の運動が連携し、それが1971年の伊藤革新市政誕生の基盤になった。またその当時、「緑の憲法運動」とは別の形で、「市民運動連絡会」という形の連携がかつて存在していたという。そこでは南部から北部まで全部の要求を取り上げて、運動をしていた団体が存在していた。

3. 川崎市とのパートナーシップ

最後に、地域再生・環境再生を実践していくなかでの、国との関係、パートナーシップについて紹介しておこう。

ここでもう一度、99年の建設省ならびに首都高速道路公団との和解後の中心的取り組みについて確認しておこう。それは以下の3点にまとめられていた。

- (1) 公害被害者の救済
- (2) 公害の根絶
- (3) 環境の再生とまちづくり

99年の公害裁判における被告との和解内容に地域の環境再生が盛り込まれることとなったが、それは画期的なことであった。なぜかという、原告団側が損害賠償金を放棄するかわりに、川崎市のまちづくりについて国が原告団と協議することを義務づけたからである。それ以降、川崎のまちづくり・環境再生にむけた、国・市との協議の場が設けられることになるが、ここでは国（建設省と首都高速道路公団）との関係と、川崎市との関係に分けて確認してみることにしよう。

(1) 国との関係

判決の内容に、原告団側が損害賠償金を放棄するかわりに、川崎市のまちづくりについて国は原告団と協議しなければならないことについては上記で述べた。これは「川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会」（以下、連絡会と省略）というかたちで話し合いの場が設定されており、それは国土交通省関東地方整備局（旧・建設省関東地方建設局）、首都高速道路公団、そして原告団から構成されている。

国としても具体的なまちづくり・環境再生のプランをつくっているという。この結果、逆に賠償金よりも大きな額のまちづくり・環境再生関係の予算がついたのである。

(2)川崎市との関係

裁判において川崎市は被告になっていないが、原告団側が市に対して検討会設置を要求した。その背景には、裁判所（横浜地裁）が、国と公団だけでなく、神奈川県と川崎市の責任にも言及したからである（原告は被告にしてはいなかった）。

原告団は川崎市との関係に焦点をしばって市との間に検討会を設置し、すでに 19 回の検討会が開かれている。ペースとしては三ヶ月に一回くらいである。検討会においては原告団が議題を整理して、川崎市とともに環境再生の具体的実戦に向けて協議しているという。

このように、国と協議する連絡会と、市と協議する検討会は別々に設定されている。三者で会う機会もあるが、三者で会わないほうがいい場合もあるとのことだ。

川崎市との関係においては、まちづくりに関するテーマを広げていって逃がさない（検討会を終わらせない）ことが重要だという。公害問題が終わらない限り、判決が土台となっているため、川崎市としては検討会につきあわざるを得ないのである。

しかし、このような川崎市とのパートナーシップにおいては弱点も存在する。一つ目は市民との連携が弱いことである。国との連絡会には人数制限があるが、市との検討会においては人数制限が決められていない。そのため、市民の関心が高ければ高いほど、原告団の要求が通る可能性が高くなる。上記でも紹介したまちづくりフェスタ、連続学習会、ニュースで関心を持ってもらえるようにしているが、「裁判はもう終わった」という印象のためだろうか、どうしても関心が弱いということである。

二つ目は川崎区が展開している「まちづくりクラブ」（「川崎区づくり白書」に基づく提案の一つ。「区民が主体的にまちづくりに対する提案や要望を出し、あるいは調査し、具体的アクションを起こす組織」として発足している）との連携が弱いことである。地域再生を実践するにあたって、そこの連携がとれれば活動の範囲が広まると思われるが、いまはまだ連携がそれほどとれていない状況だという。

三番目は川崎市の権限の問題である。たとえば原告としては、自動車の総量規制などはどうしても実現したいテーマであるが、川崎市はその総量規制の設定に関する権限を握っておらず、検討会では十分な議論ができていない。

しかし、いくつかの成果が出始めている。たとえば、車線の削減や自転車駐輪場の設置などである。

また川崎市とのパートナーシップにおいては、裁判の時とは異なる対応の仕方が必要となっているという。たとえば裁判中においては対決型の対応の仕方をとっていたが、検討会においては、裁判の時とは異なり、「対話」を重視する意識をもたないとなかなか前にすすんではくれない。「われわれも『野党的発想』を変えなくてはならない。向こうも『与党的発想』を変えなくてはならない」というかたちで国と患者会との関係の変化を強調しているが、川崎市との距離感の取り方に関しては試行錯誤の最中のようなようである。

最後に、今後のまちづくり・環境再生にむけての課題を語っていただいた。一つ目

は、原告がいなくなってしまうことの課題である。「原告団ではない枠組みでまちづくりは可能か」がここ数年間において突きつけられる課題になるとのことだ。もう一点は、原告がいなくなってしまう前に、どれだけの問題を解決することができるか、という点である。具体的な成果を目に見える形で示し、この事業に対する市民の評価が高まれば、時代の経過とともに原告団がいなくなったとしても、まちづくりをおこなう枠組みは川崎市に根づき、大気汚染というあやまちをくり返さずにすすむのである。

参考文献・参考資料

- 五十嵐敬喜・小川明雄，1993，『都市計画——利権の構図を超えて』岩波新書
- 川崎区づくり白書策定委員会，1997，『川崎区区づくり白書 区民のまちづくり宣言』
- 川崎公害病友の会・川崎公害裁判原告団・川崎公害裁判弁護団・川崎公害裁判支援共闘会議・川崎公害裁判支援する会編，1999，『きれいな空気と生きる権利を求めて』
- 永井進・寺西俊一・除本理史編著，2002，『環境再生——川崎から公害地域の再生を考える』有斐閣
- 永尾演雄・加藤芳朗，1987，「住民の主体形成と市民意識」島崎稔・安原茂編『重化学工業都市の構造分析』東京大学出版会

Ⅱ-6-2. 住民自治のまちづくりセンター こむて21

高木竜輔

「住民自治のまちづくりセンター こむて21」(以下、「こむて21」と省略)は、コミュニティに関する各種問題(まちづくり・開発・環境)の情報交流センターとして機能すべく川崎市を中心に活動している団体であり、2001年12月に発足した。この章ではまず、この団体の代表者(A氏)の活動履歴を確認することを通じて、90年代における、川崎市北部のまちづくり・開発・環境に関する各種問題の展開を紹介する。そして「こむて21」の活動を紹介し、この団体の活動が上記の各種問題の系譜を踏まえて設定されていることを見ていきたいと思う。また最後に、「こむて21」が団体間の連携の問題ならびに行政とのパートナーシップのありかたについてどのように考えているのかを紹介したい。

1. 高津区における工場跡地再開発問題

A氏がいわゆる住民運動というものに関わるようになったのは、1991年からである。それは高津区の久地三井金属鉱業の工場跡地の再開発問題に対する住民運動である。

その三井金属鉱業の跡地を購入したのは長谷工コーポレーションで、91年8月に再開発計画を発表した。長谷工コーポレーションが発表した計画は、その5.5ヘクタールの跡地に最高100メートルのオフィスビルを六棟建設するという大プロジェクトである。周辺は中小零細工場が混在する低中層の住宅地で、眼の前は多摩丘陵の一角をなす津田山と二ヶ領用水、円筒分水(国の登録文化財)があり、およそ100メートルのオフィスビル群計画など想像できない環境である。国道246号線がすぐ近くにあり、交通渋滞が激しく、また100メートルの高さのビルが建築されると確実に小学校に日があたらなくなってしまう。その他、地域の生活環境への大きな影響が心配されている。「考える会」が掲げた「久地の里に巨大オフィスビルは似合わない」というスローガンは運動のめざすところを示しているといえよう。

もともとこの跡地の用途地域は準工業地域指定で容積率は200%、建物の高さは20メートル以下に制限されている。そのため、どうみても100メートルのビルなど建設できないはずであるし、なぜ準工業地域指定の用途地域で巨大ビル建設計画が成り立つのか。そんな疑問をもった近隣の住民が集まって『長谷工巨大ビル建設を考える会』が発足した。

その勉強会を通じて明らかになったのは、80年代中頃における都市計画法、建築基準法の改正と川崎市の誘導が存在していたことである。中曽根内閣以降に建築基準法の大幅な規制緩和がおこなわれ(五十嵐・小川, 1993)、それがこの計画が成立する背景になっているのである。建築基準法においては用途地域ごとに建ぺい率と容積率

が決められているが、一定のルールの下では、たとえば、一定割合以上の公共用地やオープンスペースを確保すると容積率が緩和される。88年、主に工場跡地などの土地利用転換にあたり、必要な公共施設(周辺道路など)の整備と一体的に再開発する場合、用途地域による建築物の制限を緩和することを可能にする「再開発地区計画制度」がつけられた。このケースにおいて、100メートルの高層ビルの建設計画が可能になったのは、できたばかりの「再開発地区計画制度」を活用したからである。

しかしこの制度の適用を受けるには川崎市による都市計画決定が必要となる。そういう意味で川崎市の姿勢も問題とされた。というのも当初、長谷工コーポレーションはその跡地にマンションを建設する計画をたてていたが、「重厚長大産業からハイテク産業への転換」をめざしていた川崎市はその計画をハイテク産業拠点開発へと誘導しようとしていたからである。そういう点において川崎市がこの計画に関わっていることは明らかであり、長谷工がこのような計画を打ち出してくる背景には都市計画決定を通じての認可を見込んでいたと考えられる。

このような理由から、この運動の相手は長谷工コーポレーションと川崎市だった。そのため川崎市に対して土地利用規制の緩和・高度利用を可能にする「都市計画決定をさせないこと」が運動の戦略となった。94年に都市計画決定の手続きが進められたため、その年が運動としての山場となった。

都市計画決定に関しては住民への計画案の縦覧が二週間のあいだ義務づけられている。そのためこの計画案の縦覧を利用して、反対の意見書提出運動を展開した。その結果3万5千通の反対の意見書が集まり、川崎市に提出した。しかし、提出された意見書に対して長谷工コーポレーションが危機感を覚え、長谷工の従業員や家族、下請け企業や関係団体などを巻き込み、1万9千通の賛成の意見書が提出された。たまたま関連会社の社員で、工作中に上司に賛成の意見書集めを求められた人がこの指示に違和感をおぼえ、その人を通じて長谷工内部での組織的な署名動員の事実を知った。マスコミがそれを取り上げ、社会問題化し、都市計画決定自体を多少は遅らせることができたが、結局、都市計画決定は強行採決されてしまう。しかしその直後、バブルがはじけた影響もあって計画自体が頓挫してしまい、その土地はその後7年たったいまも塩づけのままとなっている。

94年に計画が頓挫したのちにも、『長谷工巨大ビル建設を考える会』は定期的に長谷工コーポレーションと行政と協議を重ねた結果、ある約束を結んだ。それは、住民、長谷工コーポレーション、川崎市による「三者円卓会議」の開催についての約束である。つまり、長谷工がこの跡地で開発計画を再開する際には必ずこの「三者円卓会議」を開かなければならず、そこにおいて長谷工は、変更可能な計画段階から住民の要望を聞き入れながら三者で協議をはかり、建設計画の具体化を図っていくことが約束された。

そして最近になって、いままでずっと凍結されてきた開発計画が、再び動き始めたとのことである。新しい開発計画では「ハイテク型産業拠点開発」から「住宅型開発」(マンション)へと変更されようとしている。そして長谷工の方から円卓会議を始め

たいという連絡が届いたとのことである。そして昨年7月、長谷工も行政も約束を守って、三者円卓会議を開始した。民間企業の建設計画段階に住民が直接参加するという意味においては、「それが実現すれば、全国でも稀なケースになるだろう」と一定の評価をしながらも、以後の推移を注意深く見守っている状態である。

この最初の運動を通じて、住民運動についていろいろと勉強したと言う。A氏は、91年にこの運動に参加した時は機械加工の町工場を営んでいた。それ以前には労働組合で活動していたり、倒産闘争をしていたりと、労働現場における紛争の経験があった。

労働の現場では労働者保護法制など労働者の権利がある程度認められているが、「まちづくり」や「都市計画」の世界では、住民がまったく無権利であることを実感として持ったとのことである。たとえば都市計画行政の世界では、本来その中心に座るべき住民はまったくの脇役でしかなく、わずかに認められている住民参加の機会も多くは形骸化されている。計画が提示されると、それが公共事業と同じように、住民がいくら意見を言ったところで、変更されないものとなっている。のちほど紹介するが、「こむて21」はまさしく「住民のまちづくりの権利」とは何か、つまり住民主体のまちづくりを実践するためにはどのような権利があるのかを探求し、それを利用してもらうべく活動しているのである。

2. 津田山宅地造成開発における環境アセスメント逃れに対する抗議運動

長谷工の再開発問題が一段落したらすぐに、計画地の目の前にある高津区の津田山に宅地造成計画が持ち上がった。そこでの焦点は緑の破壊とアセス逃れ、いわゆる、「アセス逃れの小分け開発」が問題となり、それへ対応するようになった。

川崎市は環境アセスメント条例が比較的整備されている自治体であり、一万㎡以上の開発がアセスメントの対象になる。しかし開発業者は一万㎡未満の計画を立てることによって環境アセスメントを逃れようとする。それはまだわかりやすい方であり、津田山の開発において開発業者は、それぞれが一万㎡未満の計画になるように開発を二期にわけたのである。それが「アセス逃れの小分け開発」と呼ばれるものである。この方式のアセス逃れをおこなうために、9700㎡（第一期）と8800㎡（第二期）の小分け開発が計画され、第一期の開発がおこなわれてしまった。

このようなアセス逃れは川崎市多摩区の生田緑地の岡本太郎美術館建設においても問題となった。開発敷地は9500㎡だが、建設するためには周辺の開発をしなければならない。そのため、全体での開発敷地は一万㎡を超えてしまうため、本来ならば必然的にアセスが必要となってくるはずである。そして驚いたことに、その美術館建設の建設主体が全国初のアセス条例制定を誇っていた川崎市だということだ。強い抗議行動が起こったにもかかわらず、結局市によって建設が強行されてしまったため、訴訟をおこなうこととなった。裁判は形の上では住民敗訴だが、判決の中身をみると、

川崎市のアセス逃れ違反が指摘されており、その点に関しては住民の主張が認められたのであった。

津田山の開発に戻るが、第二期の開発計画は川崎市がその土地を取得して開発をストップさせることに成功した。具体的にどのようにしたのかというと、川崎市が持っている遊休地（いわゆる塩漬け土地）を業者の持っている土地と交換するという、等価交換方式が採用されたのである。現在では「津田山緑地里山の会」が残された里山の復元・保全活動をおこなっている。月に一回あつまり、その土地の除草刈りをおこなったり、のびた竹を切ったり、シイタケや蕎麦の栽培をすることでその里山を保全しているとのことである。

津田山におけるこの解決法は「津田山方式」（土地の等価交換方式）として評価されることとなった。また、この事件を背景としてアセスメント条例が改正され、複合開発と見なされれば、一万㎡以下であってもアセスの対象にされることとなった。そのため、その条例自体は画期的なものとして一定の評価はできるだろう。しかし、川崎市は積極的に適用しようとはしないため、何のための条例なのかと市民の間からは疑問が出ている。

3. 地下室マンション反対運動

津田山のマンション開発におけるアセスメント逃れの問題の次に生じたのが地下室マンションの建設問題である。川崎北部には高度成長期を通じて東京に通勤する人たちのための住居が建設されたわけだが、その結果、次々と緑地が減少していき、多摩丘陵の斜面緑地が残された貴重な自然であり、川崎北部で唯一自然が残っている空間であった。しかし1994年に建築基準法が改正され、地下室に関しては容積率への不参入という規制緩和がおこなわれた。それが拡大解釈され、たとえば地上3階地下8階のような、多摩丘陵の崖地を利用した、いわゆる「地下室マンション」が建築できるようになった。そして98年ごろから続々と、開発業者が多摩丘陵をねらい打ちするように地下室マンションを建設するようになり、それ専門の業者も登場するようになった。この地下室マンションの建設は、多摩丘陵の自然が破壊されるという問題とともに、工事中の安全性や、湿気やカビが発生するといった不安など、未解決の問題が存在する。

1998年から「地下室マンション対策高津区住民連絡会」を結成し、この問題に対応している。しかし、地下室マンションの建設に関しては川崎市も「法律上認められている以上、規制はできない」という態度で、その結果ますます地下室マンションが建設される状態にあるという。たとえば溝口駅の近くの末長・久本山の地下室マンション建設（6棟）の事例においては、高津区最大の緑地（2.7㌔）が無残にも破壊されてしまった。事業者は強硬で計画変更は一切聞いてもらえず、逆に抗議したら、「工事を妨害した」として住民が訴えられることとなったのである。また、大手不動産会社の研修所を取り壊して地下室マンションを建設する開発においても、反対運動のかんば

んを立てただけで「営業妨害」だという理由で訴えられた。そういう点で、なかなか住民が対抗できる手段がないとのことである。

4. 「緑の憲法運動・21」

こうして個々の緑地保全・開発反対運動はいくつかの例外を除いて、ほぼ初期の目標を達せずに終わっている。ここから、緑を守る実効性のある制度を作ろうという声が高まってきた。それが「緑の憲法運動・21」である。

「緑の憲法運動」とは、「流通センター建設計画」への反対運動がきっかけとして展開された運動である。川崎市宮前区に流通センターを建設することが1970年に発表されたが、それに対して周辺住民・自治会が中心となり反対運動が展開された。このような動きが東名高速自動車道路沿線の騒音・排気ガス汚染問題に対する運動や自然環境の保全要求ならびに社会的インフラの整備要求に向けた動きとあいまって川崎北部における住民運動の大きなまとまりとなってゆく（永尾・加藤，1987）。それが川崎南部の反公害運動と結びつき、1971年の伊藤革新市政誕生の基盤となったのである（永尾・加藤，1987）。「流通センター」反対運動のその後の展開は永尾・加藤（1987）の文章をそのまま引用すると、『流通センター』建設反対運動はその途中で『環境保全市民会議』を結成して“北部の緑と生活環境を守る”運動へと前進していたのだが、72年には“産業優先の都市づくり”に変わる都市形成を主張して、南部の公害反対住民運動とともに“緑の憲法”条例制定直接請求行動に取り組んでゆく（753p）のである。そして署名活動の結果、12万人分の署名を集めることに成功したのであった（運動の展開に関する詳しい内容に関しては永尾・加藤（1987）を参照していただきたい）。

「緑の憲法運動」において求められた条例は緑地保全に関する17の条文からなる条例で、すばらしい緑地が存在する場合、市民がその緑地を保全するよう申し出ることができることを定めた制度などが盛り込まれていた。条例自体は否決されてしまったが、この動きにおされて川崎市は「公害防止条例」、「アセスメント条例」、「自然環境保全条例」と、環境に関する三つの条例を整備したのである。

90年代以降の川崎市における自然環境の実態に基づき、70年代の「緑の憲法運動」の理念を再びよみがえらせようとしたのが、一昨年発足した「緑の憲法運動・21」である。「こむて21」の代表者が事務局を担っており、北部における緑を守る運動のネットワークを構築しつつある。現在では全市レベルのネットワークがつくられつつあるということである。

5. 「住民自治のまちづくりセンター こむて21」：住民運動の駆け込み寺

このような形で川崎市北部における開発・環境問題に取り組んでいった結果の到達点が「住民自治のまちづくりセンター こむて21」である。これは、住民運動の交流センターの拠点となるべく、2001年12月に立ち上げた組織である。

上記でも紹介したように、「労働者」保護の権利と比較しても、「住民」には何もない。突然自分の家の隣にマンションが建つことになり、事業者に被害軽減を要望しても相手にされない、やむなく行政に救済を頼んでも、そのマンションが合法的に許認可を取得していれば、泣き寝入りするしかない。このようなときに、「こむて 21」のような組織があれば、どういう方法があるのか、過去どのような運動がどのような有効な活動をおこなっていたのかを情報提供できるのではないかと思い、設立した。

この組織の目標は以下の2点にまとめられる。

(1)「住民運動の駆け込み寺」：まちづくり・開発・環境に関する問題で困っている住民やグループに対してアドバイスをおこなうこと。

(2)「川崎全体の運動ネットワークの構築」：まちづくり・開発・環境に関する問題に関わっている団体とのネットワークを構築することで、団体間の連携と情報の交換をおこなうこと。2002年3月から「まちづくり・環境運動川崎市民連絡会」を立ち上げており、月一回の交流と共通の課題解決を模索するために開催している。

このような形で「こむて 21」を中心として、川崎市におけるまちづくり・開発・環境に関する問題に各種団体と協力して取り組んでいる。

現時点での重要な課題は「まちづくり3条例」の制定である。「まちづくり3条例」とは(1)総合調整条例、(2)中高層建築物紛争調整条例、(3)開発基準条例、を合わせたものである。それらの条例の中身については言及しないが、それらは、開発行為がおこなわれる際の手続きと基準を条例という形で強化することを目的とする。たとえば、開発にあたっては住民説明会を開くことや、大規模開発の条件として開発業者に緑地の整備を義務づけたりすることである。

このように「こむて 21」川崎市におけるまちづくり・開発・環境に関する問題に取り組んでいる。しかし、運動の直接的な成果よりももっと重要なことがある。それは地域コミュニティにおける人間関係であり、「運動を展開した結果、地域コミュニティが破壊されることだけはないようにしてほしい」という語りである。戦後日本の住民運動において一番重要な点を指摘しているように筆者は感じている。

6. 住民とパートナーシップについて

近年、住民と行政との間のパートナーシップが叫ばれるようになってきているが、行政とどのような「パートナーシップ」を取り結ぶのかも「こむて 21」にとって重要な課題となっている。

現在、市内各地で環境やまちづくり関係の各種団体が活動している。行政も市民参加を一步すすめて行政と市民との間のパートナーシップを強調するようになってきている。さまざまな行政プランの策定と実行には必ずそれらの市民・団体を参加させるようになってきている。

しかし、そこには大きな問題が存在しているという。それは「パートナーシップ」というたてまえにもかかわらず、計画・実行の根幹は相変わらず行政が握って離さないという問題である。これに疑問を感じずに無条件に協調しようとするグループと異議を唱えるグループとの間の矛盾・乖離が生ずることが少なくない。また、緊張感のないパートナーシップは、行政からしてみれば、市民と協同して、市民が参加した事業をしているというアリバイ作りに利用されることもある。

今はやりのパートナーシップ論はそうした危険をはらんでいるが、しかし、外側から批判しているだけでは問題が解決しないという考えから、その枠組みの中に積極的に参加すべきだと考え、実行している。しかし、町会などの伝統的な住民組織（いわゆる地域有力者）との対話は忍耐が必要で、一部からは「参加疲れ」という言葉も聞かれる。しかし粘り強い合意形成の手法に習熟しなければならないと考える。

パートナーシップ論は往々にして、そういう緊張関係を起こさせないという意図を感じてしまう。行政は（企業もそうだが）大きな「権力」を持っているから、緊張関係を前提としないと対等な関係を築けないし、いざ計画におかしいところがあっても対抗できないという。そのためにも、行政との緊張関係と共に、「市民自身が対抗する一つのシビルなパワー（カウンターパワー）として育っていかないといけない」のである。そういう点において、住民団体相互のネットワークの意義が確認されるのである。

参考文献

- 五十嵐敬喜・小川明雄，1993，『都市計画－利権の構図を超えて』岩波新書
小磯盟四郎，2002，「川崎市の斜面緑地の現状と保全の可能性」『環境と公害』第 31 卷第 3 号
永尾演雄・加藤芳朗，1987，「住民の主体形成と市民意識」島崎稔・安原茂編『重化学工業都市の構造分析』東京大学出版会

Ⅲ 市民活動団体調査の知見と考察

玉野 和志

以上、ひとつひとつ紹介してきた市民活動は、それぞれの特殊な事情と個性的な努力によって生み出されたものであるから、いずれも安易な一般化を許すものではない。にもかかわらず、それらを個々に並べてみた場合に、そのいくつかに通ずる要素や背景が思い当たることも事実である。そのような知見がどの程度の範囲であてはまるかについての厳密な検証は、より体系的な調査研究を待つほかないが、そのような研究を準備する意味でも、とりあえずの整理を行ってみることが有益であろう。またそのような意味でのとりあえずの整理であっても、ひょっとして市民活動に従事する当事者にとっては、他の活動の中に自らの活動のヒントを見出したり、教訓を導き出すうえで、何らかの益があるかもしれない。

以下、いくつかの点について今回の調査研究によって見出された知見を列記していくことで、とりあえずのまとめとしておきたい。

地域的状況との対応

まず、当然といえば当然のことであるが、ほとんどの団体の活動が地域の問題や地域住民の性格と関連しているという事実が指摘できる。とりわけ地域の問題への対処を目的とし、特定の地域での活動にこだわっている団体において、その傾向は顕著であった。たとえば、高齢者介護に関する市民活動はいずれもこの地域の高齢化と「呼び寄せ老人」の増加という地域問題の顕在化を意識したものであった。そのような状況の中で高齢者同士の関係をとりもつ活動や、具体的な介護サービスの提供、さらには高齢者の介護を抱えた家族へのサポート、施設や制度利用に関する情報提供などのさまざまな市民活動が工夫されていた。他方、公害や乱開発などの地域的な被害に対する住民運動はもとより、危険物質が知らない間にこの地域を通過しているという事実や、小児ぜんそくが多いという地域の状況がある種の環境問題へと取り組みを促しているという事例も見られた。

また、必ずしも特定地域に限定される問題ではないので、全国的な組織形態をとっている活動であっても、それがこの地域にとりあえずの活動の拠点をおいていることには、やはりそれなりの地域的状況が関連しているという場合も見られた。たとえば、神奈川県が交通事故の多い地域であることが、脳外傷という障害の存在を広く知らせるための活動を盛んにさせたり、獣医師会に協力的な傾向があったために、捨て猫防止の全国的な拠点になりえたりという点である。さらに、必ずしもこの地域に外国人居住者が多いわけではないのに国際交流や外国人支援のボランティア活動が盛んなこ

とも、国際貿易港に近接してきたことや工業地帯ゆえに古くから多様な人口を受け入れ、在日韓国・朝鮮人の集住地や難民受け入れ施設を抱えてきたという地域状況が関連していると考えられるだろう。

地域状況との対応とは、このように「地域に存在する様々な問題」との関連で、その解決を目的とした市民の活動が展開するという意味がひとつは想定できる。ただし、問題があるからといって必ずしも市民の活動が展開するわけではない。そこには何らかの理由からその解決に向けて自ら立ち上がろうという市民が存在し、かつその市民が利用できる資源や特別に動機づけられる理由がなければならない。むしろこの地域の特徴はこちらの側面での地域特徴にある。たとえば、今回お会いしてお話しをうかがうことのできた団体のリーダーの方々の特徴として、広告関係やマスコミ関係などでの仕事の経験を持つ人や、家族の仕事の関係で全国を転動していたとか、海外での生活経験があるという方が何人か見受けられた。おそらくこれは東京近郊の比較的条件のよい住宅地に住んでいる人にある程度共通する傾向であろう。このような生活経験や仕事上の経験が、さまざまな市民活動を生み出すうえで何らかの資源になっていることは十分に推測できることである。今回は対象にすることができなかったが、この地域周辺にはミニコミなどの出版物を発行する市民活動が非常にさかんであるし、今回の対象団体の中でも独自の取材にもとづき、活字メディアを生み出すことで全国的な注目を集めている団体が見られた。他にインターネットなどの新しいメディアを活用する活動や、最近の法制度改正にもとづいて活動を展開していこうとする団体も存在していた。国際交流において日本語を教えようというボランティアが無理なく確保できる点にもそのような背景が感じられる。つまり、市民活動の担い手となるこの地域の住民の社会経済的な基盤というものが、活発な活動を生み出す条件になっていたりと、活動そのものの形態を左右する要因になっているということである。

このように論じると、ともすれば生活に余裕のある、能力ある人々が多く居住する地域ゆえに市民活動がさかんなのだと思われるかもしれない。事実、そのように解釈する議論はこれまでも多く見られた。しかし、それらに従事する多くの人々が女性であることや、そのこともあって何らかの制約の中でそれらの活動へと動機づけられているという点がむしろ重要である。たとえば、地域では部外者であるために既存の団体では活動の場所がないという状況の中で、同じ他所から流入した仲間同士として活動を継続しているとか、仕事に復帰するという道もありうるが、さまざまな理由から地域での生活を選択せざるをえなかったという事情や、家族に病気や障害を抱えている人がいたり、親の介護のために外出もままならなかったという経験を持つとか、少し前の自分と同じように子育てに余裕のない人の手助けをしたいなどの理由が直接の動機づけになっていた。そこには単に余裕があるとか、能力があるというだけでは説明できない事情があることを知るべきである。このような意味でも、地域的な状況が市民活動を生み出す背景に存在していることを確認しておきたい。

施設や制度との関連

市民活動を考えるとき、個人の力に負う部分や個性あるリーダーの存在の大きさを感ずることは多い。しかしながら、それ以上に市民活動がさまざまな制度や政策との関連で生まれたり、維持されていることに改めて気づかされる。かつてのコミュニティ政策は、そのような施設や活動への援助を充実させることで、市民の活動を活発化させようとしてきた。社会教育関係の施策も、住民に学習の機会を与えることで住民自らが自主的に学んでいく団体の結成を促すと同時に、それらが利用できる施設を整備してきた。ここでの市民活動団体の結成の経緯と活動状況をみるかぎり、このような外部からの何らかの働きかけが非常に大きな意味を持っていることが確認できる。

まず、指摘すべきは、川崎市の市民館、横浜市の地区センターなどの公共施設がはたす役割である。今回対象となった市民活動団体の多くが、何らかのかたちでこれらの公共施設との関わりをもっていた。活動場所の提供を受けたり、何らかの補助を得ていたり、あるいは当該施設の活動と何らかのかたちで連携をしていたり、さらには施設の整備自体に影響力をもった場合もある。保健所や医療機関などその施設が担当する職務との関連で、直接間接に職員からの働きかけを受けたことがきっかけで展開した活動も多い。

同様に、行政による何らかの政策の展開が関連をもつ場合もある。今回の事例では川崎市がコミュニティ政策として取り組んでいる「区づくりプラン」ないし「区づくり白書」の施策にもとづく動きと何らかの関わりをもつ市民活動が見られた。また、川崎市の外国人市民代表者会議や横浜市の国際交流ラウンジなどに見られる政策展開も、さまざまな市民活動との関連をもたらしている。もちろんそれらは必ずしも肯定的な関わりだけとは限らないが、何らかの影響が見られることは確かである。

ただし、このような外部からの影響は必ずしも行政だけによるものではない。社会福祉協議会や生活協同組合、労働組合、新生活運動協会など、様々な団体や活動の経験から直接間接の影響を受けて、住民運動や市民活動が立ち上がってくるのである。この意味で横浜市と川崎市におけるこれまでの行政のあり方だけでなく、この地域にこれまで労働組合運動や生活クラブ生協などの運動の蓄積があったことが大きな意味をもっていたと考えることもできよう。

行政との距離の取り方

さて、上のような事情を考えたとき、市民活動がとりわけ行政との間でどのような距離の取り方をするかということが、きわめて重要な論点として浮かび上がってくる。この点で興味深いのは、比較的長い活動の歴史をもつ団体やいわゆる運動団体に関わってきた人々と最近になって活動を始めた団体とで、若干の温度差があることである。このことは特に比較的長い間活動してきた団体の側から、最近の活動団体にたいする感想として述べられることが多かった。つまり、自分たちは行政にたいして常にあ

種の要求をしてきたところがあるが、最近の人たちはあまりそういうところがなく、行政からすれば扱いやすいところがあるのではないかという意見である。しかしこれはあくまでそちらの側から見た場合の感想であり、だからといって他方の側の団体が行政に無批判的だというわけではない。われわれの調査での印象では、そのような団体は行政との関係を最初からあまり重視しておらず、特に依存しているとも、頼っているとも考えることなく、むしろ自分たちのできることをできるように、行政とは特に関わりなく、やっているにすぎないという意識が強いように思われた。

このような活動形態や意識の違いには、これまでの行政と市民活動との関わりの歴史的な変遷という問題が伏在しているように思う。一部の団体が明確に意識しているように、戦後の社会教育行政の展開や革新自治体の住民対応の中には、新しい市民の活動を育て支援していこうとする流れが確かに存在した。しかしながら、そのようにして台頭してきた市民活動の要求を受けて施設建設などを行っていくうちに、財政的な制約を意識せざるをえないようになった結果、すべての住民要求にこたえるわけにはいかなくなり、何らかの行政的な誘導や住民自らが負担を引き受けるような方向へと行政と市民活動の関わりを転換せざるをえなくなっていったのである。その結果、ある時期から行政は市民活動への対応の仕方を変えていった経緯がある。住民運動の時代以降、行政への権利要求を主とした活動の経験をもつ市民にとっては、コミュニティとか、パートナーシップという形で市民との連携を模索する行政のあり方が、なにやらさんくさく映るのは無理のないことであろう。また、行政の側でも何かと要求を突きつけてくる市民を知らず知らずのうちに疎んじる傾向がないとはいえない。しかしここで重要なのは、長く活動してきた市民の中にも、最近になって活動を始めた市民の中にも、行政との関係のあり方を新しく転換していこうとする動きが、確かに存在するという点である。

市民の側からのパートナーシップへの要求

今回の調査研究の課題として、昨今行政サイドからさかんに提起されている住民と行政の協働ないしパートナーシップという考え方に対応するような市民サイドの動きがはたして見られるのかという論点が存在した。この点についても、今回の事例の中にたいへん興味深い指摘がいくつか見られたように思う。

ひとつは、この地域であるからこのような活動をしているのであって、同じ活動を他所にも広めていきたいという気持ちはないという考え方が出てきている点である。他の地域の人がその地域に適したやり方で同様の活動をやっているならば、こちらとしてお手伝いできることがあるかもしれないが、他所の地域に自分たちの支店を出すという発想はないというのである。このような活動のスタイルは、徹底的に自分たちの手のとどく範囲内に自分たちの活動を留めておくという点で、実は新しいものである。この団体が活動の発想をえた生活クラブ生協も、従来までの労働組合などの運動も、地域に根ざすということは常に言われてきたが、その地域でしかできな

いことに固執しようとはしなかった。それは、場合によっては運動としての広がりをもたない、自閉的な傾向として非難されかねない考え方であった。しかし、このような言明の裏側には、自分たちの手の届く範囲のことは自分たちで解決するのであって、誰の助けも必要としないし、誰の指図も受けないという堅い決意が感じられる。考えようによってはこれこそが分権であり、自治であるのかもしれない。他に同様の発想で地域的な守備範囲を意識的に限定している団体がいくつか見られたように思う。そしてそのような守備範囲の限定があるからこそ、ここまでは自分たちが責任をもち、ここからは行政など他の主体が責任をもつべきであるという協働の考え方が成り立つのである。この意味で、確かに市民の側にもパートナーシップが求められる根拠が生まれつつあるといえよう。

さらに、今回の事例の中には自らの活動を事業化していこうとする団体や発想が少なからず見られた。自らの活動の公的性格を強調して行政からの委託を引き出すだけでなく、直接企業に働きかけたり、会員や対象者から何らかの費用負担を引き出すことで活動の財政的基盤を固めようとする試みが見られた。また、自分たちの活動の成果物を十分に有償で配布できるだけの実績を上げている団体もあった。これもまた市民活動においては非常に新しい傾向である。そこでもまた自分たちの事業が、企業や行政とは違った特長を持つものであり、それゆえ自分たちがやるべきこと、やれることはしっかりとやって、できないことは他に要求していくという本当の意味での分権と役割分担への用意が育ちつつある。そのような対等の意味での協働は、ハンディキャップを持った人々や文化や国籍の違う人々をも含めて、構想されつつある。

もちろん、これらの点はわれわれがそのような観点から評価しているだけのことであって、当事者によってそのように位置づけられ、計画的に取り組みされているものではないかもしれない。しかしながら、少なくとも市民との協働やパートナーシップを政策として提起する側は、このような市民の動向を知るべきであろう。そこには確かにそのような提案がなされるだけの根拠は存在しているが、はたして行政が想定しているような性質のものであるかは議論の余地がある。少なくとも市民の側には、この部分については自分たちがやるので任せてほしい、この点は行政の役割だと明快に判断するだけの経験や見識が蓄積されつつある。公共的なサービスに関する役割分担の適正なあり方は最終的には行政が判断するなどという考え方では、もはやこのような市民団体との協働はむずかしいだろう。今回、市民の側でのこの意味での成熟が確認できたわけである。

市民の活動や運動の地域的な蓄積ということ

最後に、全体を通して改めて感じるのは、市民の様々な活動や運動が特定の地域という空間に歴史的に蓄積してきているという事実である。この地域が市民活動のさかんな地域として知られてきた背景には、確かに最初に述べたように、現在この地域に様々な問題が散在し、その解決に乗り出そうという担い手がいるという地域的な状況も

あるが、この辺り一帯が古くからの工業地帯として全国から若者を労働者として受入れてきたという歴史を持っていること、工業地帯であるがゆえに発生した公害病の被害という問題を抱えていたこと、必ずしも最初からその患者たちの運動に共感を示したわけではないが、そこには労働者の町として労働組合の運動と組織が存在していたこと、さらには急激な人口の流入に商業施設の立地が追いつかなかったことを背景に早くから地域生協の活動が定着していたこと、戦前からの事情もあって在日韓国・朝鮮人の集住地域を抱えていたこと、それらが横浜市や川崎市における様々な地域施設の整備や社会福祉協議会の活動を生み出してきたこと、等々の歴史的事情が存在している。このような意味での地域における住民活動の歴史的な蓄積が、たとえ明確な脈絡が存在しないとしても、陰に陽に次の時代の様々な市民活動を促したり、成立に有利な条件として作用していることは、十分に考えられることである。

もちろん、それらの蓄積が常に問題なく継承されていたり、十分に生かされているというわけではない。今回の事例の中にも互いに連携を取るなり、経験を交流することで、それぞれの活動に新しい展開が生まれると思われるものがいくつか見られた。また、とりわけ女性の市民活動の進め方に世代的な性格の違いがあって、思うように活動が連携していかないという傾向があるようである。さらに、川崎市の場合は北部と南部の活動がいかにして連携していけるのかが、やはり大きな課題となっている。

しかし、それでもこの地域周辺に歴史的に様々な住民の活動や運動が蓄積してきたことは確かであり、そのことが何らかの財産になって現在の活動に引き継がれていることは否定できない。今回はいくつかの市民活動団体の事例から、そのことの大まかな動向が確認できたにすぎないが、今後はこの地域の住民構成やその社会的な形成過程、それと関連する自治体政策の展開などを含めて、大都市の社会経済システムの再編に関する考察を深めていきたいと考えている。